



KPMGグローバル サステナビリティ 報告調査2020

The time has come : 時機到来

KPMG IMPACT／KPMGジャパン
2021年2月

home.kpmg/sustainabilityreporting



目次

KPMGグローバルサステナビリティ報告調査 2020日本版発行に寄せて	2	サステナビリティ情報に対する第三者保証の取得 が多数派を占める	25	世界の企業の過半数はCO ₂ 排出量削減目標を 掲げている	47
本調査について	3	GRIが引き続き支配的なサステナビリティ報告の 世界基準	27	グローバルな気候関連目標に自社のCO ₂ 排出量 削減目標を関連付ける企業が増加	48
調査対象：N100・G250	4	日本企業に対する考察 	29	日本企業に対する考察 	49
各セクションに挿入されている日本企業に 対する考察ページに関して	5	生物多様性の喪失に伴うリスクの報告	31	国連の持続可能な開発目標（SDGs）に関する 報告	51
エグゼクティブサマリー	7	生物多様性喪失リスク： 新たな企業報告における重要な焦点	32	サステナビリティ報告で存在感を増すSDGs	52
企業にとって調査結果は何を意味するのか？	9	生物多様性の喪失に伴うリスクを 開示している企業はごくわずか	33	世界のトップ企業によるSDGsに関する報告	54
サステナビリティ報告の将来に 何が待ち受けているのか	10	生物多様性喪失リスク開示は鉱業が先行	34	SDGsに関する報告はほとんどがバランスを 欠いており、事業目標から切り離されている 場合も多い	56
サステナビリティ報告における 主要なグローバルトレンド	11	生物多様性喪失リスクの報告では中南米がリード し北米は遅れる	35	企業は経済成長と気候変動に関するSDGsに フォーカスし、生物多様性関連にはほぼ目を 向けていない	57
サステナビリティ報告実施割合は世界的に 増加傾向にある	12	自然経済—新たなグリーンの展望？	38	日本企業に対する考察 	59
サステナビリティ報告は米州がリード	13	日本企業に対する考察 	39	調査方法概要	61
高いサステナビリティ報告実施割合を示した 国・地域	15	気候変動リスクとCO ₂ 排出量削減に関する報告	41	付録：世界各国・地域における サステナビリティ報告の動き	65
ほぼすべての業種で報告実施割合が70%を超える	18	気候変動を財務上のリスクと認識する企業は増加	42	グローバル版の主な執筆者	70
年次報告書へのサステナビリティ情報の 記載割合は変化なし	19	財務報告書において気候リスクを認識しているの は北米がリード	43	KPMGの提供可能なサービス	71
統合報告書の公表は増加傾向が続くも、 一部の国に限定されている	23	5社に1社はTCFD提言の推奨事項に沿った報告を している	45	KPMG各国事務所問合せ先	72
		TCFD提言の推奨事項に沿った報告に関しては、 北米と欧州がリード	46		



KPMGグローバル サステナビリティ 報告調査2020 日本版発行に 寄せて

The time has come : 時機到来

KPMG IMPACTは、地球が直面している最大の課題に対処し、今日および未来の世界に現実的でポジティブな“IMPACT”を及ぼすべく、業界最先端の実務やリサーチ、そして信頼できるソリューションをご提供するために、世界中に在籍する経験豊富な専門家をつないだグローバルイニシアチブです。この度、KPMG IMPACTは、世界52の国と地域を対象に、各国・地域の収益ランキングの上位100社、計5,200社に対し、企業のESG課題に対するサステナブルな価値創造に向けた取組みの報告に焦点を当てて調査し、KPMGジャパンはその結果をまとめたKPMGグローバルサステナビリティ報告調査2020日本版を発行しました。

持続可能な社会の実現に向けて、企業はさまざまなステークホルダーの期待に応えるため、サステナブルな価値創造に焦点を当て、その進捗状況や成果を報告して共有する必要があります。今後、非財務報告のためのルールや共通の指標の整備に基づいて、既存の報告枠組みやガイダンスが融合し、グローバルな企業報告システムが構築されることが予測されます。さらに日本では、2021年にコーポレートガバナンスコードの改訂が予定されており、企業には中長期的な持続可能性に関連したESG課題を含む諸課題に対するガバナンス体制の強化、持続可能な社会の実現に向け、目標だけでなくその目標をどのように実現するのか自社の戦略を明確に説明し、また自社の取組みを自らポジティブとネガティブの両側面から報告することで、投資家だけでなくより広い範囲のステークホルダーと信頼と共感を高めていくことが期待されます。

我々はKPMG IMPACTの活動を通じ、クライアントの皆様の「目的ある成長」に対して必要なご支援を提供することを目指します。クライアントの皆様が目標達成とESG課題の解決を、我々KPMGが一丸となってサポートすることで、あらゆるコミュニティが成長、繁栄していけると信じています。本報告書が皆様の課題解決に向けた取組みの一助となれば幸いです。



知野 雅彦

KPMGジャパン アドバイザリー統轄／
Clients & Markets統轄専務理事
パートナー



足立 純一

KPMGあずさサステナビリティ
代表取締役
パートナー



関口 美奈

KPMG IMPACT プロジェクトリーダー
KPMGジャパン エネルギー&インフラセクター統括
KPMG ASPAC エネルギー／資源セクター統括
あずさ監査法人
マネージング・ディレクター



本調査について

KPMGグローバルサステナビリティ報告調査は1993年に第1回目を公表し、今回で第11回目を迎えます。今年は、52の国・地域における5,200社のサステナビリティ報告をKPMGのプロフェッショナルが調査を実施し、過去最大規模となりました。

本調査は、サステナビリティ報告におけるグローバルトレンドの詳しい分析を提示し、企業経営者、取締役会、サステナビリティ担当専門職の皆様インサイトを提供しています。これは、それぞれの組織においてサステナビリティ報告の評価や作成に携わる方々を支援することを目的とするものです。

また企業パフォーマンスやリスクの査定に、サステナビリティもしくは環境・社会・ガバナンス（ESG）に関する情報を組み入れている投資家、資産運用会社、格付機関の皆様には、1つのガイドとしてご利用いただけます。

本報告書は、KPMGの各国事務所におけるサステナビリティ関連業務担当プロフェッショナルが、数千もの企業の報告書とホームページ上の開示情報を数ヶ月かけて調査した結果に基づくものです。

今年の調査で焦点を当てたサステナビリティ報告の3つの主要なポイント：

- 生物多様性喪失リスクに関する報告
- 気候関連リスクとCO₂削減に関する報告
- 国連の持続可能な開発目標（SDGs）に関する報告



本報告書を手にとっていた皆様には、関連報告書「ネットゼロに向けて—世界のトップ企業は気候変動リスクとネットゼロへの移行についてどのように報告しているか—」も併せてお読みいただくことをお勧めします。同報告書では、世界のトップ企業250社による気候変動リスク及びおよびCO₂排出量削減に関する優れた報告を、深く掘り下げて分析しています。

<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2021/01/global-sustainability-reporting2020.html>（日本版）
home.kpmg/netzeroreporting（グローバル版）



調査対象：N100・G250

本報告書では、「N100」と「G250」という2つの調査対象のカテゴリーを用いて、それぞれの統計数値を提示します。

N100

N100は、全世界5200社を対象とするカテゴリーです。本調査が実施された、世界52の国・地域それぞれにおける売上高の上位100社で構成されます。N100に関する統計は、世界における大企業と中堅企業のサステナビリティ報告の現状を広く反映するものです。

G250

G250は、2019年のFortune Global 500で定義されている売上高のランキングに基づく、世界のトップ企業250社を指します。グローバルな大企業は一般的にサステナビリティ報告においても進んでおり、これらの企業の報告は、いずれ幅広く採用されるトレンドを先取りしている場合が多々あります。



調査対象、本調査が実施された52の国・地域の一覧および調査方法の詳細については、p61をご参照ください。



各セクションに 挿入されている 日本企業に対する 考察ページに 関して

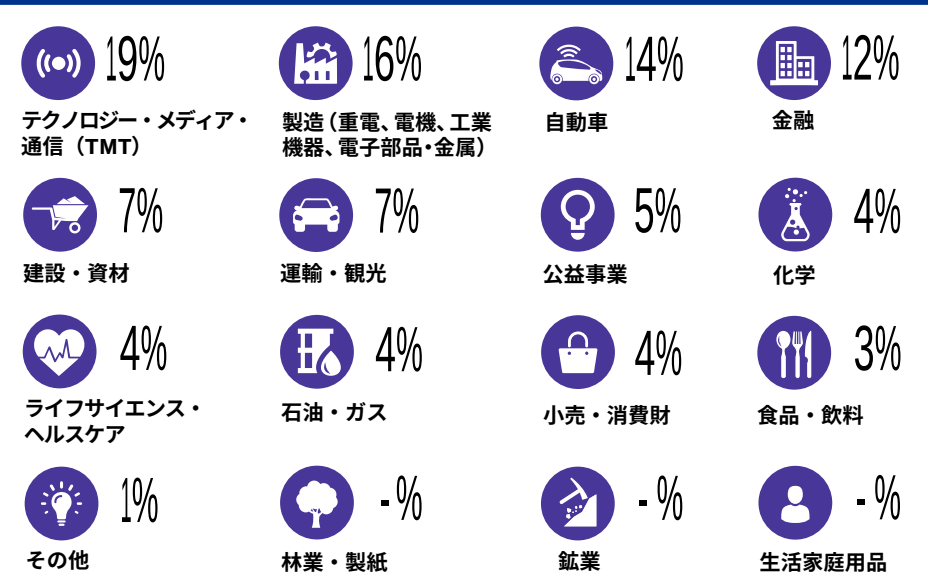
本調査では、世界のKPMGメンバーファーム52拠点の所在する国・地域において、売上高の上位100社の年次報告書（もしくは統合報告書）とサステナビリティ報告書を調査しました。日本企業に対する考察ページは、本調査で得られた、日本の調査対象企業100社（「日本」と表示）と世界の調査対象計5,200社全体（「全体」と表示）の調査結果の比較を通じ、サステナビリティ報告における世界と日本のトレンドの違いに関して分析し、日本企業の取締役あるいはサステナビリティ担当専門職の皆様にインサイトを提供しています。

本調査から、日本企業のサステナビリティ報告は世界と比べて報告社数の面では優れているものの、項目別にみれば、改善を必要とする事項も少なくないことがわかりました。しかしまた、世界と共通の課題も多くみられます。KPMGインターナショナルが毎年実施している「KPMGグローバルCEO調査」において、2017年までは企業の成長への重要な脅威と認識されていなかった気候変動リスクは、2018年には上位に浮上し、2019年には最も重要な脅威となり、コロナ禍の影響が反映された2020年の調査でも依然としてトップ5に選出されています。また世界的に、企業の事業活動が生態系に与える影響と生物多様性の喪失がもたらすビジネスリスクに関しては、ほとんど報告が進んでおらず、今後注力する必要があることが明らかになりました。これらの課題に関しては、世界の企業報告の基準やフレームワークに関わる組織の動向等を詳しく解説しています。

日本企業に対する考察ページは、本報告書の4つのセクションの末尾にそれぞれ挿入されており、各分野においてサービスを提供しているあるいは関係の深いセクターをリードしている、KPMGジャパンのプロフェッショナルによる提言も含んでいます。

サステナビリティ報告の評価や作成に携わる皆様のお役に立てば幸いです。

日本のN100：日本企業100社の業種別構成



※本調査において、KPMGのプロフェッショナルが利用したのは、2019年7月1日から2020年6月30日までの間に公表された報告で、PDFファイルや紙媒体だけでなくウェブサイト上のコンテンツも含まれます。調査結果は公表されている情報のみに基づいて分析されたもので、各企業からKPMGに直接提供された情報はありません。

詳しくは61ページの「調査方法概要」を参照ください。



KPMGジャパン「日本企業に対する考察」担当者（「日本企業に対する考察」掲載順）



芝坂 佳子

KPMGジャパン コーポレートガバナンスCoE
ESG&Reportingリーダー
あずさ監査法人
パートナー

知識経済社会における企業経営上の課題、特にビジネスレポートやコミュニケーションに関わる調査研究、提言等幅広く活動。



斎藤 和彦

KPMGあずさサステナビリティ
アシュアランス（保証業務）担当
代表取締役 パートナー

サステナビリティレポート保証業務などの非財務情報保証業務のほか、気候シナリオ分析支援などのアドバイザリー業務に携わっている。



渡辺 敦子

KPMGあずさサステナビリティ
アシュアランス（保証業務）担当
マネジャー

サステナビリティレポート等の保証業務のほか、気候シナリオ分析や生物多様性方針策定等、サステナビリティ経営に関するアドバイザリー業務に従事。



栗原 純一

KPMGジャパン
ライフサイエンスセクター統括
KPMGコンサルティング
パートナー

ライフサイエンス業界において、デジタルトランスフォーメーション、新規ビジネスモデル構築等を通じた企業の収益拡大・成長力強化を支援。



岩崎 拓弥

KPMG FAS ディールアドバイザリー担当
執行役員 パートナー

これまで多数の国内外M&A及び事業再編等に携わる。大手総合商社や製造業のクライアントサービスチームのグローバルリーダーを担当。



加藤 俊治

KPMGジャパン コーポレートガバナンスCoE
TCFD／タクソノミーリーダー
あずさ監査法人
テクニカルディレクター

コーポレートガバナンスCoEでは、TCFD／タクソノミーグループを統轄。TCFD開示、サステナブルファイナンス、EUタクソノミーなどを専門とする。



宮本 常雄

KPMGジャパン オイル&ガスセクター統括
KPMG FAS エネルギーセクター担当
執行役員 パートナー

国内外のM&A、事業再編等に携わる。特に近年は電力、ガス業界、大手総合商社のクライアントを中心に、海外投資プロジェクト等の案件に従事。



岡本 准

KPMGジャパン 製造業セクター統括
KPMG FAS ストラテジー&インテグレーション
執行役員 パートナー

R&D投資最適化、OTとITの融合によるPSS構築、CVC設立・運営、知財・技術経営による産業エコシステム構築等のイノベーションマネジメントが専門。



眞野 薫

KPMGジャパン 化学素材セクター統括
KPMG FAS
執行役員 パートナー

化学・素材業界を中心に、事業ポートフォリオの再構築、新規事業戦略策定および手段としてのM&A・業界再編等も絡めた実行支援の深い知見を活かした業務を提供。



関口 美奈

KPMG IMPACT プロジェクトリーダー
KPMGジャパン エネルギー&インフラセクター統括
KPMG ASPAC エネルギー／資源セクター統括
あずさ監査法人 マネージングディレクター

日本のエネルギー&インフラセクターおよびASPAC地域のエネルギー／資源セクターの統括責任者を兼任。幅広い知見と経験を活かしたアドバイスを提供。

* 考察担当者はKPMG IMPACTの活動に参画しております。



エグゼクティブサマリ

サステナビリティ報告における主要なグローバルトレンド

80%

にのぼる世界の企業が
サステナビリティ報告
を実施

p12 参照



N100でのサステナビリティ
報告の地域別実施割合が
最も高いのは、米州の

90%

p13 参照



N100でのサステナビリティ
報告の国別割合は、
日本とメキシコにおいて

100%

p15 参照



統合報告書を
公表する企業がフランス、
日本、インド、マレーシアで
2017年から大きく増加

p23 参照



第三者保証を

サステナビリティ情報に
対して受けている世界の
企業は過半数に上る

p25 参照



GRI は引き続き
サステナビリティ報告の
グローバルスタンダードとして
支配的なポジションを
占める

p27 参照



生物多様性の喪失に伴うリスクの報告



現時点で生物多様性の
喪失に伴うリスクに
ついて報告しているのは、
世界中の「リスクあり」と
される企業の4分の1未満

p33 参照

生物多様性の喪失に
伴うリスクを過半数の
企業が報告しているのは、
「リスクあり」とされる
業種では鉱業のみ

p34 参照



中南米の企業が
生物多様性喪失
リスクの報告を
リード：北米は
後れを取る

p35 参照



エグゼクティブサマリ

気候変動リスクとCO₂排出量削減に関する報告

約
40%



の企業が、気候変動は財務上のリスクであると報告書で認識

p42 参照



5社に1社が、TCFD提言の推奨事項に沿って気候変動リスクを報告

p45 参照



CO₂排出量削減に向けた目標を、世界の過半数の企業が設定

p47 参照



自社のCO₂排出量削減目標を、グローバルな気候関連目標に関連付ける企業が増加傾向

p48 参照

国連の持続可能な開発目標（SDGs）に関する報告



過半数を大きく上回る企業が、自社の事業活動をSDGsに関連付けて報告

p52 参照



しかし、SDGsに関する報告の多くは業績目標に関連付いておらず、バランスも欠いている

p56 参照



SDGsで、企業に最も関連付けて報告されているのは、成長・雇用、気候変動、生産・消費

p57 参照



SDGsで、企業に最も関連付けて報告されていないのは、生物多様性の保護

p57 参照



企業にとって調査結果は何を意味するのか？

KPMGグローバルサステナビリティ報告調査は、1993年に初回の調査報告書を公表して以来、サステナビリティ報告における非常に大きな変化を追跡調査してきました。当時（約30年前）、サステナビリティレポートを発行していた企業はわずか12%でした。今日、その割合は80%に達し、世界のトップ企業に限れば90%を超えています。

近年、多くの国でサステナビリティ情報の報告を行っている企業の数が目覚ましい伸びを見せています。これは新たな法規制による部分もありますが、重要な環境、社会、ガバナンス（ESG）課題が、企業の業績や企業価値に大きく影響を及ぼすという理解が、投資家やその他のステークホルダーにおいて広まっていることも要因となっています。

今やサステナビリティ報告は、ほぼすべての企業が実施しており、まだ実施していない少数の企業は世界的規範から大きくはずれていることに気付くでしょう。この世界的に受け入れられている実務からずれてしまうことは、それ自体がリスクとなっていますが、これらの企業の経営陣は、サステナビリティ報告が手っ取り早く一朝一夕になせることではないことも理解する必要があります。報告の方法やアプローチは複雑で常に変化しており、深い専門的知識と知見が必要で、また確固としたサステナビリティ戦略とリスク管理プロセスに裏付けられたものでなければならず、サステナビリティ報告に向けた取組みを始めていない企業は、真剣に受け止め、今すぐ着手すべきです。ぐずぐずしていると、あっという間に取り残されてしまうでしょう。

本調査により、リスクがサステナビリティ／ESG課題を考えるための新たなレンズとなることが、より一層明確になりました。気候変動に対する姿勢の変化がこの流れを作っています。ほんの少し前まで、気候変動はその問題の一因とみなされている企業にとってレピュテーションリスクとなり得る問題ではあっても、現在もしくは将来の業績に影響を及ぼすものではないと考えられていました。しかし、2015年に気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）が発足し、気候変動に内在する財務リスクの報告が過少もしくは欠落しているとの見解を示したことで、状況は一変しました。

わずか5年のうちに、気候変動に伴う財務リスクに対する金融機関と企業の姿勢は見違えるほど大きく変わりました。気候変動は、財務上のリスクとして、そしてまさに機会として、認識されるようになる一連のサステナビリティ／ESG課題の最初の一例に過ぎないと、私は予想しています。

児童労働、強制労働、労働環境、多様性と平等、公平な報酬やその他、さまざまな社会問題もほどなく、同様の財務上の意味を持つようになるでしょう。そして、本調査が示すように、生物多様性に関する報告は、いかなる企業も主要な優先課題として取り組むべきで、高リスク業界の企業であればなおさらです。

生物多様性の喪失は控えめにいっても憂慮すべき速さで進んでいます。自社は全く影響されないと考えている企業があるとすれば、それは現実に向き合っていないということだと私は考えます。さらに、生物多様性の危機はこの先何年も気候危機によって悪化するばかりで、全人類に広範な影響を及ぼすことになります。

したがって、企業経営者の皆様は生物多様性について理解することをお勧めします。皆様の企業がどのように生物多様性の喪失をもたらしているか、そして生物多様性の喪失に伴うどのようなリスクに直面しているか、を理解してください。極めて近いうちに、投資家、金融機関、保険会社、顧客、消費者から問われるようになるでしょう。この点に関する情報開示についても、予想より早く求められるようになると思われます。すぐに行動を起こし、準備しましょう。



Adrian King

KPMG IMPACT 共同委員長
ESG・サステナビリティサービス担当

KPMGオーストラリア パートナー



サステナビリティ報告の将来に 何が待ち受けているのか

KPMGグローバルサステナビリティ報告調査2020では、2019年7月から2020年6月の間に公表された報告書を分析しましたが、これを通じ、サステナビリティ報告と保証について数々の前向きな動きがあったことが明らかになりました。報告基準の収斂に向けていくつもの国際的なイニシアティブが生まれており、この動きは今後さらに拍車がかかるものと思われます。

近年、非財務情報の報告に関する主要な基準の統合に向けた機運が高まっています。投資家はこの議論に参加し始め、報告主体である企業は非財務情報の報告に関し統合された基準がないことに対する不満を表明しています。

財務情報と非財務情報の主要基準設定主体がともに参加するコーポレート・レポート・ダイアログ（CRD）が、基準間の整合性向上について議論する場となり、そこで立ち上げられた整合性向上プロジェクト（BAP：Better Alignment Project）の結果が2019年に公表されました。これと並行して、欧州連合（EU）内でも欧州における報告要請の統合に向けてさらなる措置を講じるべく議論が進みました。これについては、ESG情報の報告に関する欧州統一基準に結実することになるかもしれません。

さらに、世界経済フォーラム（WEF）と国際ビジネス評議会（IBC）が、共通ESG指標を開発するためのプロジェクトを立ち上げました。この取組みはKPMGも支援しており、指標が開発されれば、IBCのメンバー企業は持続可能な開発に対する自社の貢献を示すことができるようになります。

最後に、国際財務報告基準（IFRS）財団が、企業の長期的展望に影響を及ぼす要因に関する情報開示の重要性を強調する、「経営者の説明（Management Commentary）」に関する実務記述書の改訂に着手しました。IFRS財団は、非財務情報の報告について世界的な役割を果たすよう強く求められるようになっていますが、先ごろ、国際的なサステナビリティ報告基準を同財団傘下の組織が設定することについて、市場関係者の意見を求めるべく協議文書を公表しました。この協議を踏まえた公開草案は、2021年に公表される予定です。

KPMGグローバルサステナビリティ報告調査2020公表時点（2020年12月1日）における状況は、以下のとおりです。

- EUは、EU非財務情報開示指令（NFRD）の改訂作業を進めており、非財務情報報告基準の策定を検討しています。
- 世界経済フォーラム（WEF）は、持続可能な価値創造のための共通指標と一貫性ある報告に関する文書を公表し、21項目のコア指標を定めています。
- 非財務情報報告に関する主要な基準設定主体5団体（GRI、SASB、IIRC、CDSB、CDP）が包括的な企業報告の実現に向けて協調することをコミットする表明書を公表しました。
- 国際的な非財務情報の報告フレームワークの設定に関するIFRS財団の協議は、現時点でまだ継続中ですが、証券監督者国際機構（IOSCO）を含む他の組織からすでに強い支持が寄せられています。

次回のKPMGグローバルサステナビリティ報告調査書が公表されるまでに、グローバルサステナビリティ報告の実務は上記要因により大きく変化しているものと予想されます。私たちは、非財務情報の報告は投資家のニーズにより大きく重点が置かれるようになり、共通指標に基づく報告の標準化が進み、国際的な企業報告制度に向けたさらなる統合が起こるだろうと予測しています。

まさに、その時機が到来したのです。



Wim Bartels

KPMG IMPACT 共同委員長
インパクト計測・報告・保証
サービス

KPMGオランダ パートナー



Jennifer Shulman

KPMG IMPACT 共同委員長
インパクト計測・報告・保証
サービス担当

KPMGカナダ パートナー



サステナビリティ報告における主要なグローバルトレンド



サステナビリティ 報告実施割合は 世界的に増加傾向 にある

本調査により、世界全体のN100の80%がサステナビリティ報告を実施していることが明らかになりました。

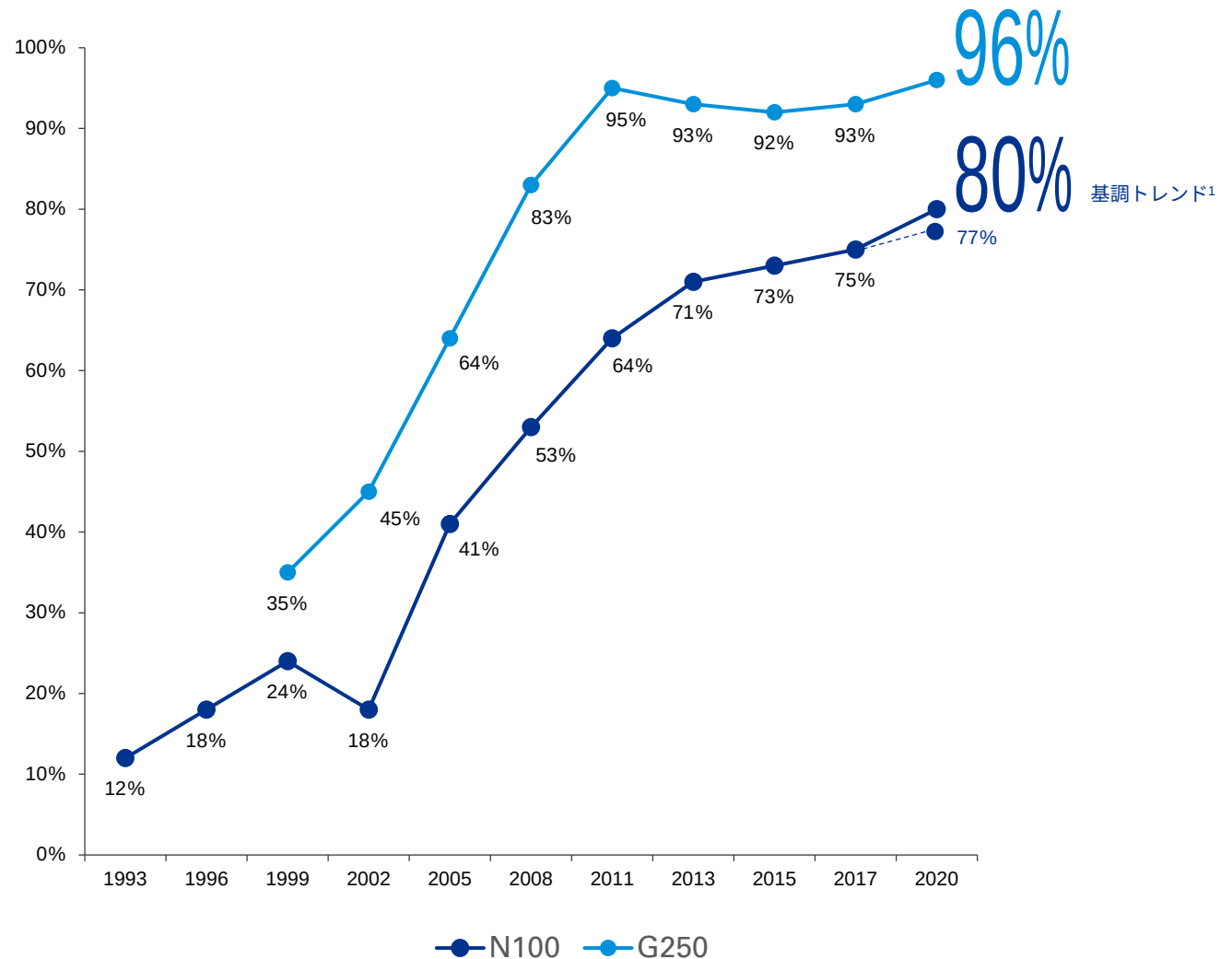
世界のN100によるサステナビリティ報告の実施割合（基調トレンド）は、2017年に実施した前回調査の75%から5ポイント上昇して80%となりました。

これは、引き続きN100がG250に追いつこうとしていることを示しています。今後も、N100の報告実施割合は堅実に上昇し続けそうです。

2011年以降、G250の90%以上がサステナビリティに関する報告を行っています。G250を構成する企業が入れ替わるため、この統計値は年によって若干の変動があります。

サステナビリティ報告の実施割合は、カザフスタン（+34ポイント）、スロバキア（+21ポイント）、ドイツ（+19ポイント）の3カ国で特に大きく上昇しました。

1993年以降における世界のサステナビリティ報告実施割合の上昇： N100とG250



Base: 5,200 N100 companies and 250 G250 companies

Source: KPMG Survey of Sustainability Reporting 2020

1. N100の基調トレンドは、2017年と同じ構成の国・地域における上位100社の、2020年におけるサステナビリティ報告を分析した場合の実施割合を示しています。



サステナビリティ 報告は米州がリード

米州（北米および中南米）におけるN100のサステナビリティ報告の実施割合は、2017年から7ポイント上昇して90%という見事な数字を達成しました。地域別割合で2017年にもリードしていた米州が、首位の座を維持したことになります。

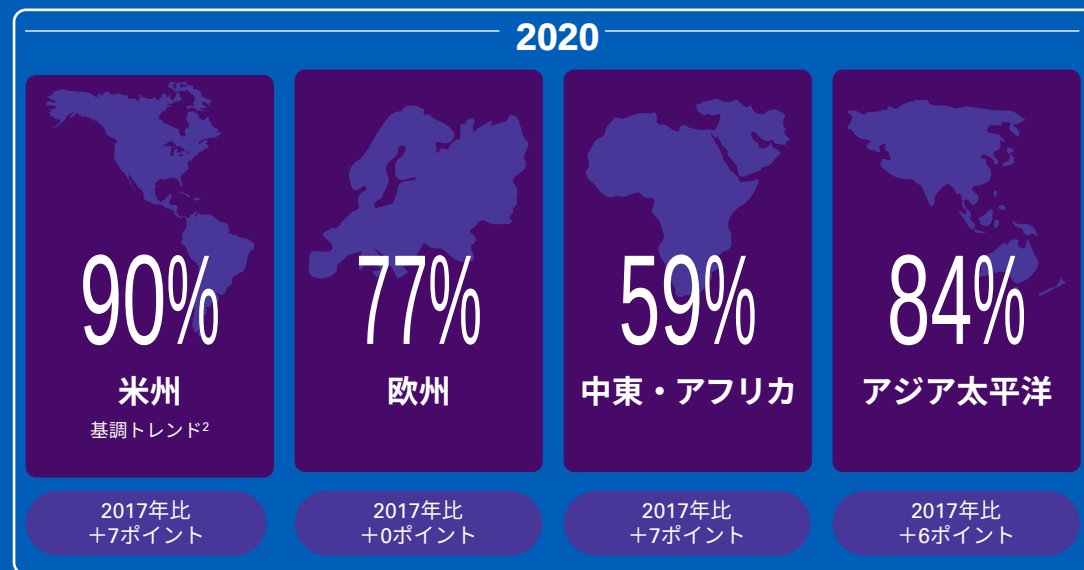
メキシコ（100%）、米国（98%）、カナダ（92%）が、サステナビリティ報告の実施割合における世界上位10の国・地域に名を連ね、ブラジル（85%）、アルゼンチン（83%）、コロンビア（83%）は現時点における世界平均（77%）を上回っています。

アジア太平洋地域におけるサステナビリティ報告実施割合は2017年から6ポイント上昇し、84%となりました。この地域では、日本（100%）、マレーシア（99%）、インド（98%）、台湾（93%）、オーストラリア（92%）など、多くの国・地域が世界上位に名を連ねています。

欧州のサステナビリティ報告実施割合は2020年も2017年と同じ77%ですが、実は東欧と西欧での変化の差が隠されています。東欧では報告実施割合が2017年から大きく上昇（+9ポイント）しましたが、西欧ではわずかの伸びでした。東欧における報告実施割合の上昇はEUの非財務情報開示指令（NFRD）の影響と考えられます。一部の東欧諸国の政府では、西欧諸国に比べ同指令を国内法に落とし込む作業が遅れていたためです。

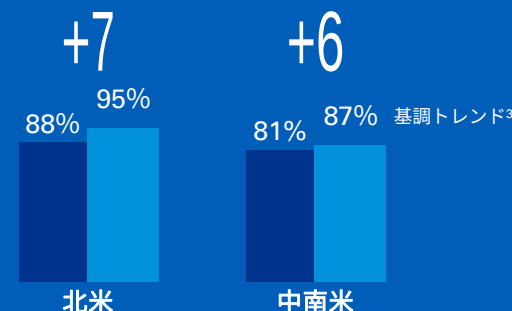
中東・アフリカ地域では、サステナビリティ報告の実施割合が7ポイントという大きな伸びを示し、南アフリカ共和国（96%）とナイジェリア（85%）は引き続き高い実施割合を維持しました。しかし、2017年と同様地域で見るとこれら2カ国の高い実施割合が、アンゴラ（30%）、サウジアラビア（36%）、アラブ首長国連邦（51%）といった国々の、低い実施割合に相殺されてしまっています。

サステナビリティ報告実施割合：N100（地域別）



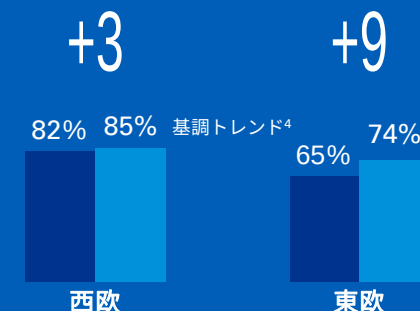
Base: 5,200 N100 companies
Source: KPMG Survey of Sustainability Reporting 2020

サステナビリティ報告実施割合： 北米と中南米



Base: 1,000 N100 companies
Source: KPMG Survey of Sustainability Reporting 2020

サステナビリティ報告実施割合： 西欧と東欧



Base: 2,100 N100 companies
Source: KPMG Survey of Sustainability Reporting 2020

■ 2017 ■ 2020

2. 3. 4. 米州、中南米、西欧の基調トレンドは、2017年と同じ構成の国・地域グループにおける2020年のサステナビリティ報告の実施割合を示しています。2020年の調査では報告実施割合の低い国がいくつか新たに組み入れられたため、2020年の新しい調査対象でのN100の報告実施割合は、米州77%、中南米72%、西欧83%という結果となりました。



カナダの視点

「カナダの大企業のサステナビリティ報告実施割合が高いのは、多くの要因によります。

特にESG報告を義務付ける規制があるわけではありませんが、さまざまなステークホルダーがさらなるサステナビリティ情報の開示を声高に求めています。金融サービス、不動産、通信、採掘業を含む一部の業種では、業界内の企業間のプレッシャーも報告の範囲拡大と創意工夫を促す要因となっています。

重要なのは、主要な資産保有者や機関投資家が短期・長期のポートフォリオ戦略を評価するうえで、投資先企業のESGパフォーマンスをより重視するようになっていることです。一定レベルのサステナビリティパフォーマンスの開示は、資本調達力を維持するうえで期待される最低限の要件となっており、このことはカナダ企業に直接的な影響を及ぼしました。」



Bill Murphy

KPMGカナダ
気候変動・サステナビリティ
サービス担当
パートナー

米国の視点

「地域別のサステナビリティ報告実施割合で、北米が首位に立ったことに心躍らせています。

米国企業にとって報告を行うことは明らかに必須の要件となっており、それは多くの要因によって生み出されています。投資家や規制当局は、あらゆる投資の非財務面のパフォーマンスに関する情報の開示に向けて、要請を強めています。世代の移行も見られます。サステナビリティの重要性について学びながら育った世代が労働力の中心となりつつあります。彼らは、自分たちが働く職場や消費する商品について、前の世代とはかなり異なる期待を持っています。

これに応じて、ますます多くの企業が自主的に、業界や証券取引委員会が定める以上のESG情報を作成し、開示するようになっています。企業にとっては、現実的なリスクなのです。ESG報告は、資本や新たな投資家を引き付ける力となります。そして企業が、自社のビジネスモデルを脅かすリスクを理解し、顧客ロイヤルティを構築し、最も優れた人財の獲得競争で優位に立つことを、後押ししてくれるでしょう。」



Maura Hodge

KPMG米国
気候変動・サステナビリティ
サービス担当
パートナー

ドイツの視点

「ドイツでは、サステナビリティ報告を行う企業がこの3年間で一気に増えました。これは、EUの非財務情報開示指令がドイツ国内で施行されたことによるものです。

つまり、従業員数500人超のすべての上場企業と金融機関は、特定の非財務情報の開示を義務付けられています。EUタクソノミーなど、策定作業が進められているその他の規制措置も、特にサステナビリティ報告やその他の関連報告の実施・拡充を促す、非常に大きな推進力となっています。

中規模企業を柱とするドイツ経済の構図を考え合わせると、非上場企業にも開示圧力が徐々に及びつつあることが理解できると思います。その結果として、中規模企業における報告実施割合も大きく上昇したのです。」



Christian Hell

KPMGドイツ
気候変動・サステナビリティ
サービス担当
パートナー



高いサステナビリティ報告実施割合を示した国・地域

KPMGグローバルサステナビリティ報告調査2020の対象となった52の国・地域の約4分の1（14の国・地域）で、報告実施割合が90%を超えました。

この高い業績割合のグループの国・地域は、すべての地域（北米、中南米、欧州、アフリカ、アジア太平洋）で見られます。つまり、サステナビリティ報告実施割合の高い国・地域は世界中で見られ、もはや特定の地域に限られるものではないということを2020年の調査は示しています。

これらの国・地域の多くにおける高い報告実施割合は当局の規制によるもので、政府、証券取引所、またはその双方が定める規制による場合が一般的です。欧州の多くの国では、EU加盟国によるEU非財務情報開示指令の国内法化も、サステナビリティ報告実施割合を押し上げる要因となりました。

またサステナビリティ／ESGデータに対する資産保有者・運用者を中心とする金融ステークホルダーの監視の目が、この3年間で格段に強まり、厳しくなったという感触を、多くのKPMGメンバーファームのプロフェッショナルが持っているようです。

気候関連リスクやレジリエンス戦略など特定の情報について、開示義務化に向けた大きな動きが世界的に強まっており、特定の国・地域における金融システムのグリーン化の動きとともに、サステナビリティ報告実施割合を今後さらに押し上げることになりそうです。

国・地域別のサステナビリティ報告実施割合：90%超の国・地域

日本



99% ↑ 100%
2017 2020

メキシコ



90% ↑ 100%
2017 2020

マレーシア



97% ↑ 99%
2017 2020

インド



99% ↓ 98%
2017 2020

米国



92% ↑ 98%
2017 2020

スウェーデン



88% ↑ 98%
2017 2020

スペイン



87% ↑ 98%
2017 2020

フランス



94% ↑ 97%
2017 2020

南アフリカ共和国



92% ↑ 96%
2017 2020

英国



99% ↓ 94%
2017 2020

台湾



88% ↑ 93%
2017 2020

オーストラリア



77% ↑ 92%
2017 2020

カナダ



84% ↑ 92%
2017 2020

ドイツ



73% ↑ 92%
2017 2020

Base: 5,200 N100 companies
Source: KPMG Survey of Sustainability Reporting 2020



日本の視点

「日本ではかなり以前から、ある程度の規模以上の企業はサステナビリティ情報を報告すべきだという共通認識があり、現在、その認識が統合報告にも広がりつつあります。日本の企業文化では、一般的な慣行に従い、同業他社に先行するか後れを取らぬことが強く期待されています。

また、サステナビリティに関する考え方、概念、枠組み、ガイドラインのほとんどが欧米で創られていることから、日本企業は、サステナビリティに関しては、欧州や北米の企業がリードしていると考えている傾向があります。そのため、海外のサステナビリティのトレンドを取り込むことに熱心なのです。」



斎藤和彦

KPMGジャパン
気候変動・サステナビリティサービス担当
パートナー

メキシコの視点

「メキシコでは、株式市場の要請、気候関連の法的なフレームワークに従うことの義務付け、気候変動への対応を求めるグローバルの報告トレンドや基準、持続可能な開発目標（SDGs）に対する進展が後押しとなって、ESG情報の開示と保証が進んできました。

重要なのは、気候変動に関する一般法（LGCC）がメキシコで制定されたことが、温室効果ガス排出量の測定と情報開示を大きく進めたということです。調査対象となったメキシコ企業の59%が、対応すべき主要リスクの1つとして気候変動を挙げ、71%が温室効果ガス排出量削減目標を報告しています。」



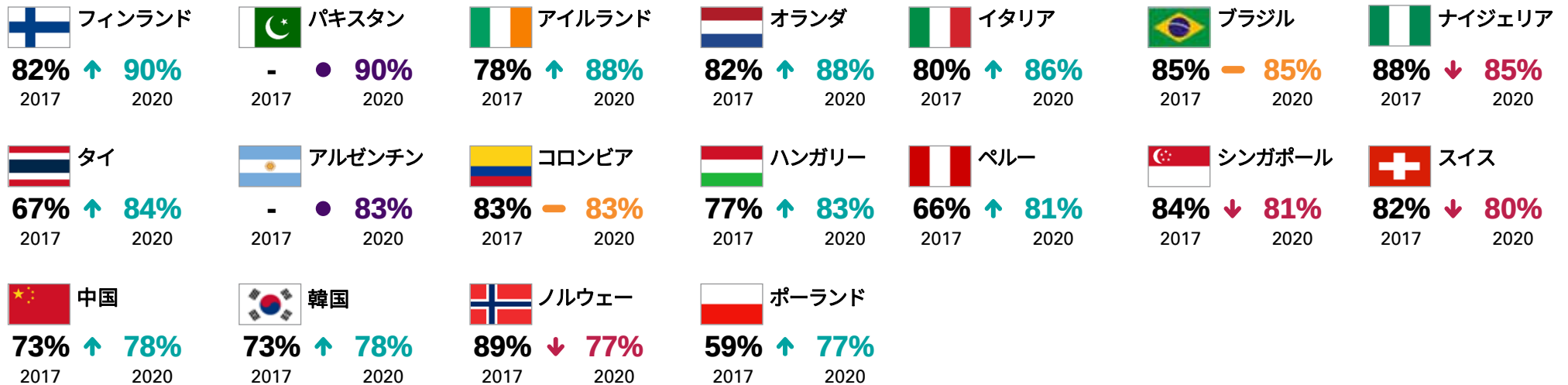
Juan Carlos Resendiz

KPMGメキシコ
気候変動・サステナビリティサービス担当
パートナー

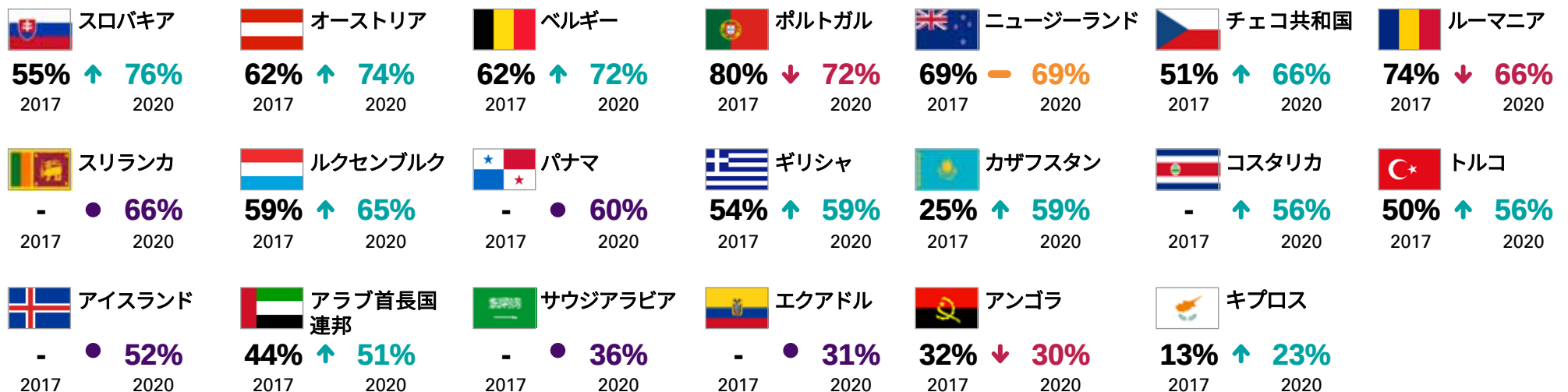


2020年国・地域別のサステナビリティ報告実施割合

サステナビリティ報告実施割合が世界平均を上回っているその他の国・地域（77%～90%）



サステナビリティ報告実施割合が世界平均を下回っている国・地域（77%未満）



Base: 5,200 N100 companies

Source: KPMG Survey of Sustainability Reporting 2020



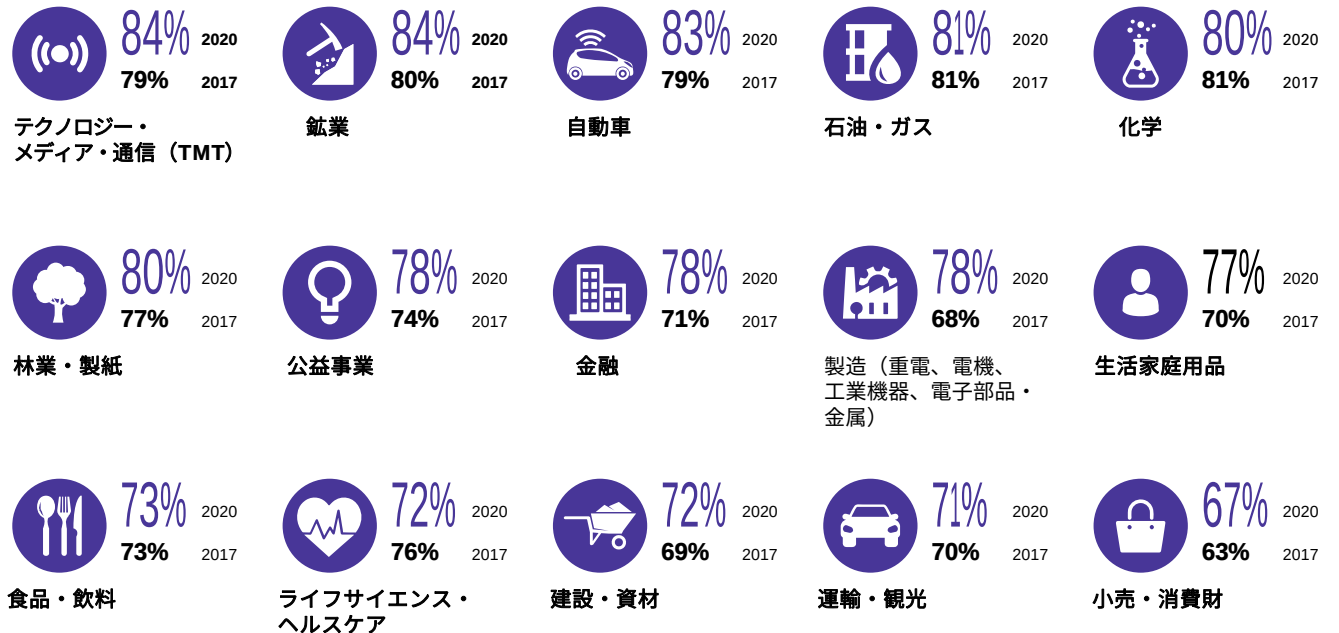
ほぼすべての業種で報告実施割合が70%を超える

2020年は、小売・消費財を除く全業種におけるN100の少なくとも70%がサステナビリティ報告を実施していました。小売・消費財は2017年の調査でも他業種に後れを取っていました。

2017年と同じく2020年も、テクノロジー・メディア・通信 (TMT)、鉱業、自動車、石油・ガス、化学、林業・製紙の6業種がリードしています。

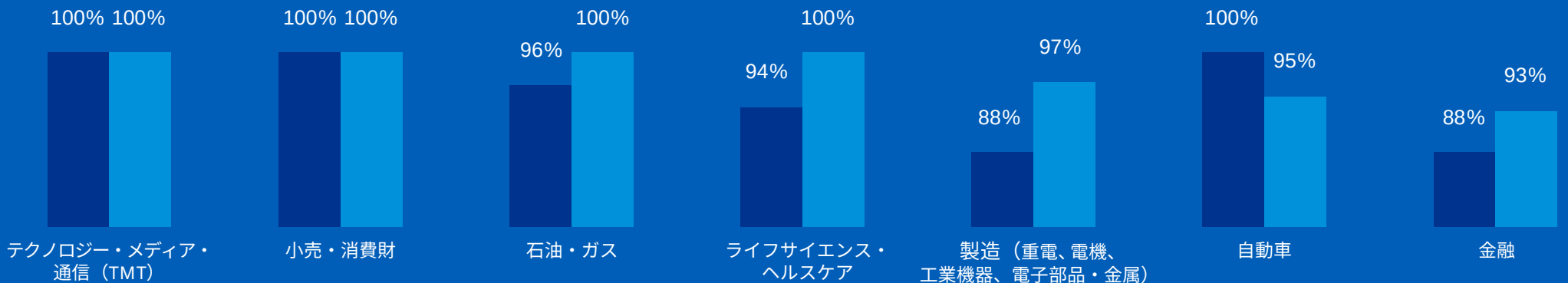
世界のトップ企業で構成されるG250では、5業種で報告実施割合100%が達成されました(下図参照)。

サステナビリティ報告実施割合：N100（業種別）



Base: 5,200 N100 companies
Source: KPMG Survey of Sustainability Reporting 2020

サステナビリティ報告実施割合：G250（業種別）



Base: 250 G250 companies
Source: KPMG Survey of Sustainability Reporting 2020

■ 2017 ■ 2020

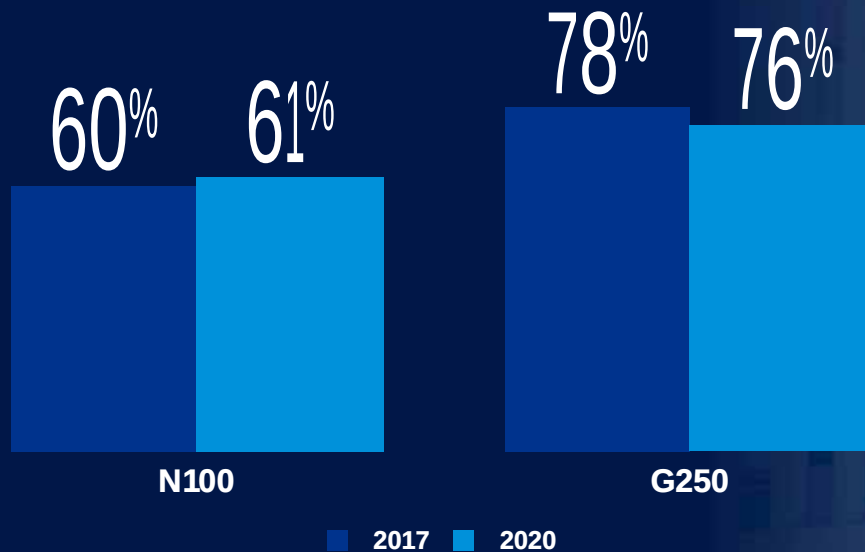


年次報告書へのサステナビリティ情報の記載割合は変化なし

年次報告書へのサステナビリティ情報の記載については、N100とG250のいずれにおいても基調トレンドに変化はありませんでした。

パキスタンとフィンランドが初めて、サステナビリティ情報の年次報告書への記載における上位10の国・地域入りを果たしました。

サステナビリティ情報を年次報告書に記載している企業



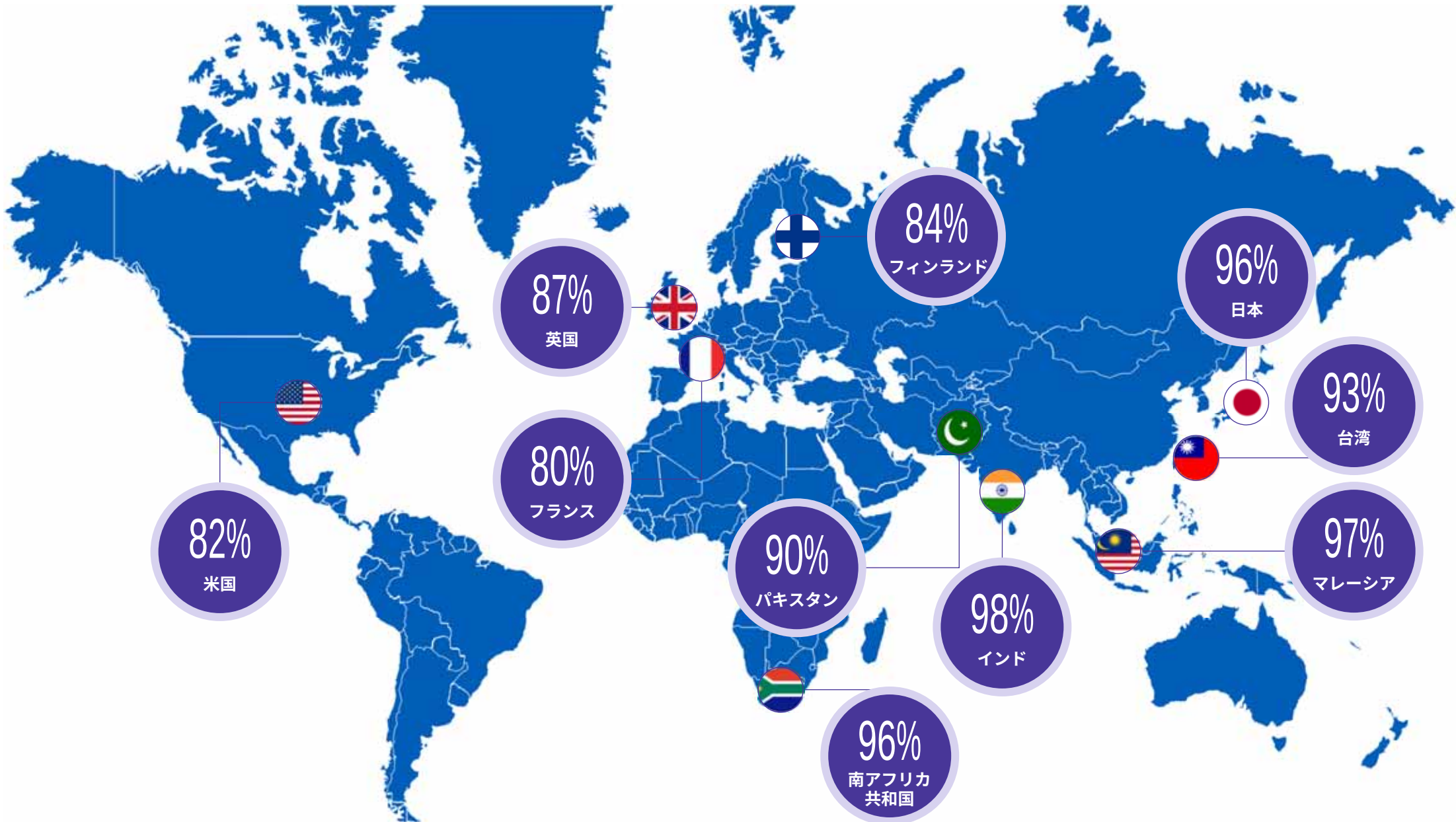
Base: 5,200 N100 companies
250 G250 companies

Source: KPMG Survey of Sustainability Reporting 2020

*いずれのグラフも、2020年におけるN100とG250の構成がそれぞれ2017年と同じだった場合の分析から得られた基調トレンドを示しています。2020年調査の実際の結果は、2017年とは異なる国・地域や企業が調査対象に含まれるため、上記とは異なります。



年次報告書へのサステナビリティ情報記載における上位10の国・地域



Base: 5,200 N100 companies

Source: KPMG Survey of Sustainability Reporting 2020



インドの視点

「インド企業の年次報告書においてサステナビリティ関連情報の記載割合が高いのは、インドの上場企業上位1000社に対する、年次報告書の一部として企業責任報告書（BPR）を証券取引所に提出することを義務付ける法規制が一因と考えられます。

また、会社法でも、企業の社会的責任（CSR）に関する情報開示を求める要請があり、企業は利益の2%をCSRに費やすことが義務付けられています。

グローバルな投資家がより信頼性の高い詳細な情報開示を求めていることや、情報開示に関する規制要件の厳格化が予想されることも考え合わせると、インド企業にも情報開示の質と充実度を高めるべき時は来ています。」



Santhosh Jayaram

KPMGインド
気候変動・サステナビリティサービス担当
パートナー

マレーシアの視点

「マレーシアで年次報告におけるサステナビリティ関連情報の記載割合が高いのは、証券取引所（ブルサ・マレーシア）が上場企業にサステナビリティ報告を義務付けたことが大きな要因です。

報告には、ESGのガバナンス体制、マテリアルなESG課題の特定と優先付けを含み、企業が目標や指標を通じてマテリアルなESG課題をどう管理しているか開示する必要があります。こうした情報は財務諸表や経営者の説明が通常記載されている年次報告に記載されなければなりません。マレーシアの上場企業はサステナビリティ報告書を別途作成することもできますが、これは義務ではありません。」



Kasturi Nathan

KPMGマレーシア
気候変動・サステナビリティサービス担当
パートナー



フィンランドの視点

「フィンランド企業は、サステナビリティ報告に財務情報との関連性を持たせること、サステナビリティ関連の事業機会やリスクの財務的影響を認識すること、資本市場に適切な情報を提供することをますます重視するようになっていきます。

こうした傾向と、EUの非財務情報開示指令がフィンランドで施行されたことが要因となって、現在、フィンランド企業上位100社のうち84社が、年次報告の一環としてサステナビリティ関連情報を報告するに至りました。2017年はわずか54社でした。

残りの企業もサステナビリティ報告と年次報告を統合し始めており、次回のKPMGサステナビリティ報告調査ではさらに比率が高くなっていると思われます。」



Tomas Otterström

KPMGフィンランド
気候変動・サステナビリティサービス担当
パートナー

パキスタンの視点

「パキスタンでは、慈善の文化がしっかりと根付き、地域社会の福祉が重視されるので、政府や企業は社会や環境のためになる価値創造に懸命になっています。人的資本開発、環境保護、汚職のない社会、エネルギーや水の効率的利用、グリーンの改革、全般的な資源の持続可能性に関する積極的な報告は、国家の優先課題に位置付けられています。

パキスタンの証券取引委員会は、2009年の企業の社会的責任（CSR）に関する命令により、全上場企業に年次財務報告書におけるCSR活動に関する情報の開示を義務付けています。2016年には、パキスタン政府がSDGsを採用、「パキスタン・ビジョン2025」に基づくサステナビリティのイニシアティブと会社法における関連の報告義務を実施しました。さらに、パキスタン証券取引所も、上場企業を対象とする最優良企業報告賞の選定基準にサステナビリティを加えました。パキスタンはESG／統合報告のさらなる拡充に向かっていますが、まだまだ長い道のりがあります。」



Syed Ahsön Ali Shah

KPMGパキスタン
気候変動・サステナビリティサービス担当
パートナー



統合報告書の公表は増加傾向が続くも、一部の国に限定されている

財務情報と非財務情報を単一の年次報告書に統合して記載する「統合報告書」の公表は、一部の国々が先行する状況が続いています。

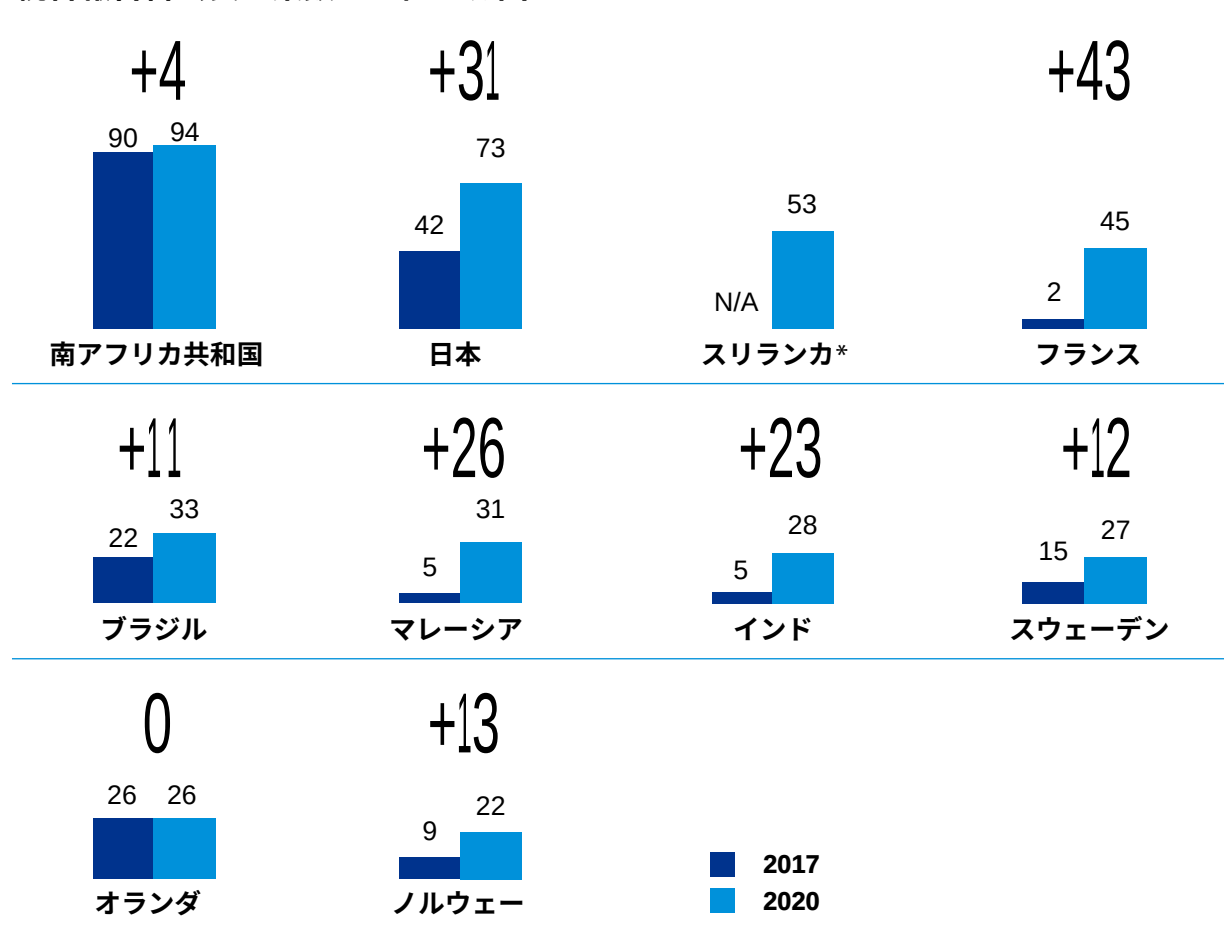
2020年はN100の16%が年次報告書を統合報告書として公表しました（2017年に比べて基調トレンドは2ポイント上昇）。これらの企業のうち70%は、国際統合報告評議会（IIRC）の統合報告フレームワークにも言及しています。

G250については、22%が統合報告書を公表しています。この数字は2017年に比べて8ポイント高くなっていますが、フランスと日本で大きく増えたことが主な要因です。

またインドとマレーシアでも、統合報告書を公表する企業が2017年に比べて大きく増えています。

KPMGの2020年の調査のデータによると、現在、統合報告書を公表している企業が過半数にのぼるのは南アフリカ共和国、日本、スリランカの3カ国のみです。

統合報告書公表企業数：上位10カ国



Base: 5,200 N100 companies

Source: KPMG Survey of Sustainability Reporting 2020

* スリランカの2017年のデータはありません。



フランスの視点

「非財務情報に関する課題は、企業注意義務法のような新たな国内規制やEUの非財務情報開示指令の国内法化（企業の成長と変革のための行動計画法など）の中心となっています。非財務情報に関する課題については、ガバナンス・コードや一括登録届出書の記載内容を定めるEU目論見書規則でも取り組まれています。

規制の変更の及ばない部分でも、企業は、非財務面における情報の開示やパフォーマンスに関して、投資家や資本提供者から新たな対応やさらなる対応を期待されるようになっていきます。今後さらなる透明性の向上が期待されるほか、長期的な価値創出を見通すために財務情報と非財務情報の両方を理解すること、そして非財務面の評価基準に基づいて資金提供に関する意思決定を行うことが、ますます必要になってくると考えられます。

これらの要因に促されて、フランス企業は財務情報と非財務情報のさらなる統合と連携に取り組んでいます。企業全体としての価値創出に関する情報を伝え、財務情報と非財務情報を結び付ける手段として、フランス企業は、主に非財務実績報告書（DPEFと呼ばれ、特にその中のビジネスモデルに関する記述）を用いていますが、統合報告書を公表しているフランス企業は、調査の結果が2017年の2%から2020年の45%へと躍進していることからわかるように、増えています」



Fanny Houlliot

KPMGフランス
気候変動・サステナビリティサービス担当
パートナー

スリランカの視点

「現在、スリランカには統合報告を義務付ける規制はありませんが、スリランカ勅許会計士協会（CASL）と証券取引委員会が策定したコーポレートガバナンス最良慣行規範に倣い、自主的な採用は推奨されています。

さらに、優れたサステナビリティ報告や年次報告書を表彰する制度が国・地域レベルで設けられていることも、その動きを促進しています。また、スリランカ勅許会計士協会は、報告書作成者向けのガイドを公表しており、英国勅許会計士協会（ACCA）スリランカ事務所と共同で、企業などへの支援として研修プログラムを実施しています。

スリランカのN100は、ほとんどが大規模上場企業で、年次報告プロセスに真剣に取り組み、他の企業の模範となっています。これらの要因を背景として、結果的にスリランカでは多くの企業が統合報告を採用しています。」



Pyumi Sumanasekara

KPMGスリランカ
気候変動・サステナビリティサービス担当
パートナー



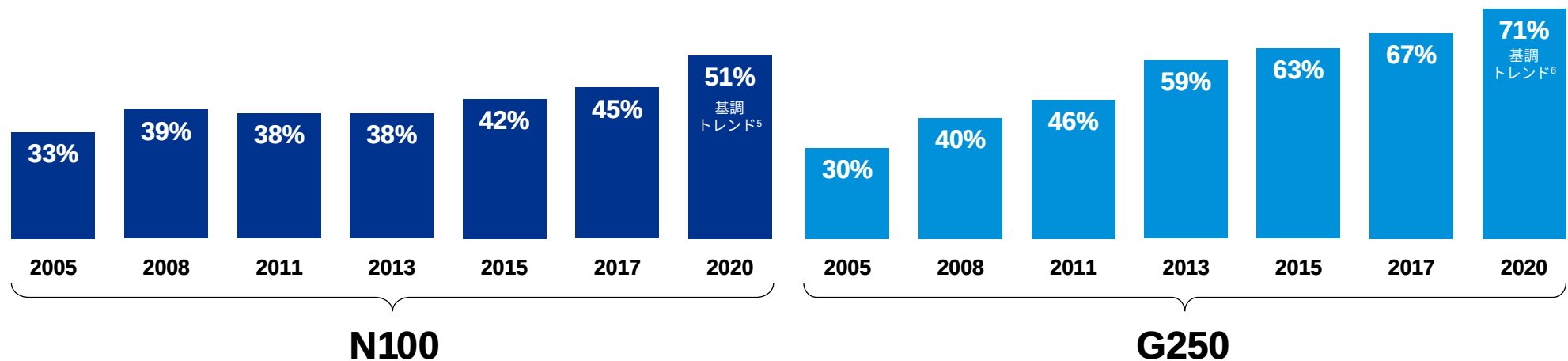
サステナビリティ情報に対する 第三者保証の取得が多数派を占める

1993年にKPMGグローバルサステナビリティ報告調査を開始して初めて、サステナビリティ情報に対する第三者保証を取得している企業がN100の過半数にのびりました。この結果は、サステナビリティ情報に対する第三者保証の取得が今では世界で大企業、さらに中堅企業までも標準的な実務となっていることを示しています。

世界のトップ企業250社においては、サステナビリティ情報に対する第三者保証を取得している企業の割合は基調トレンドで71%となっています。実際の調査対象となったG250の割合は、2017年に比べてG250に占める中国企業の割合が増えたため、62%に低下しています。多くの中国企業にとってサステナビリティ報告は比較的新しい分野であり、結果としてG250に含まれる中国企業のうち、現時点でサステナビリティ情報に対する第三者保証を取得している企業はわずか3分の1にとどまっています。これは多くの国を下回っており、そのためにG250全体の保証取得割合は基調トレンドに比べ低くなっています。

サステナビリティ報告に対する第三者保証の取得割合が2017年対比で最も大きく上昇したのは、スペイン（38ポイント上昇）とシンガポール（35ポイント上昇）の2カ国でした。

サステナビリティ情報に対する独立した第三者保証取得割合の推移（2005～2020年）



Base: 3,983 N100 companies and 239 G250 companies that report on sustainability
Source: KPMG Survey of Sustainability Reporting 2020

5. 6. 基調トレンドは2020年の調査対象の国・地域が2017年と同じだった場合の分析結果に基づくものです。2020年の調査における実際の調査対象国・地域のN100の保証取得割合は49%です。



スペインの視点

「2018年12月に、EU非財務情報開示指令を端緒とするスペインの国内法が施行されました。同法では、例えば従業員数500人超のスペイン企業は性別による格差に関する情報を開示しなければならないなど、重要ないくつかの新たな要件が導入されました。

しかし、最も重要な新規要請は、独立した第三者機関による非財務報告書のレビューを義務付けたことです。予想されていたことかもしれませんが、同法の導入により、非財務情報のレビューを実施するスペイン企業の数が大幅に増えました。今後は専門的な基準が適用され、レビュー自体の質や、企業の内部統制システム本来の質が高くなっていくことを期待します。」



Ramón Pueyo

KPMGスペイン
気候変動・サステナビリティサービス担当
パートナー

シンガポールの視点

「環境に優しく、より持続可能な経済への移行を見越して、取締役会や経営幹部は、自社のビジネスモデル転換に不可欠なサステナビリティ戦略を追求することに強い関心を示すようになりました。シンガポールのコーポレートガバナンス・コードに基づき、企業リーダーは、外部保証を含めた堅固なガバナンスが存在し、投資家グループやその他のステークホルダーがサステナビリティ報告により信頼をおけるという目的に、適うESG情報の開示につながるよう注意を向けています。」



Lau Kam Yuen

KPMGシンガポール
気候変動・サステナビリティサービス担当
パートナー



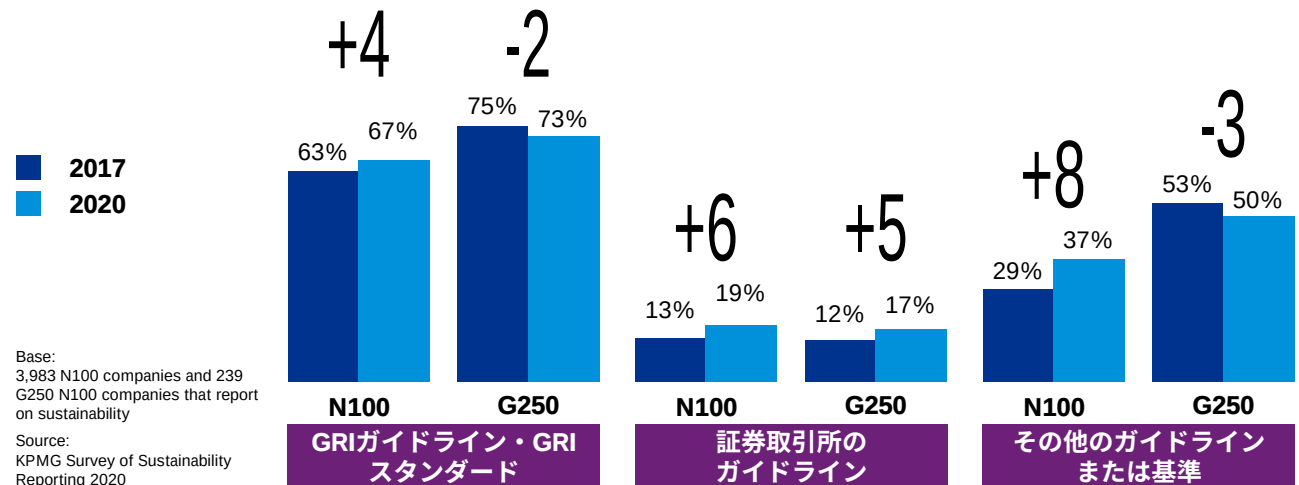
GRIが引き続き支配的なサステナビリティ報告の世界基準

サステナビリティ報告のガイドラインや基準は、ますます広く採用されるようになっていきます。2020年は、サステナビリティ報告の基盤として何らかのガイダンスやフレームワークを採用する企業が、N100 (77%) でもG250 (84%) でも大多数を占めました。

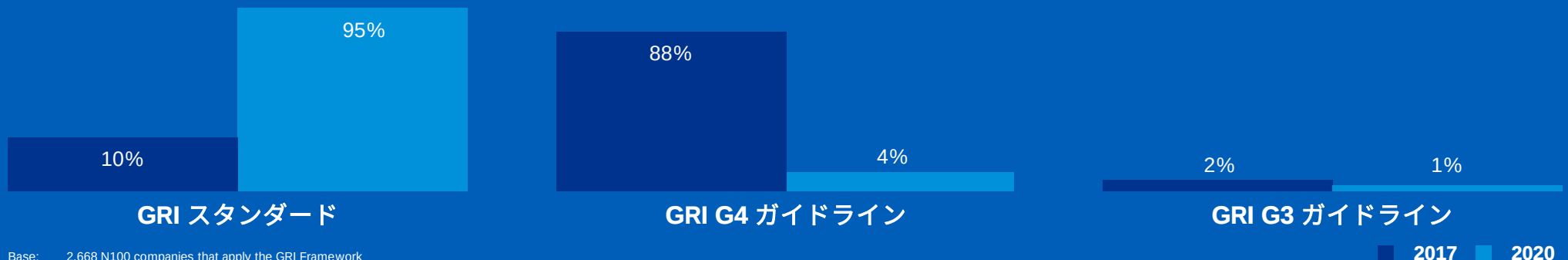
報告の基準やフレームワークとしては、グローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）が策定したものが引き続き最も広く採用されており、N100の約3分の2、G250の約4分の3が採用しています。GRIサステナビリティ報告基準（以下、GRIスタンダード、2016年終盤に公表）の適用は、2017年に比べて大きく増えました。

GRI以外では、SASBが策定したフレームワークや国際標準化機構（ISO）の基準が、サステナビリティ報告で最も広く採用されています。

サステナビリティ報告で採用されているガイドライン・基準



適用されているGRIガイドラインとGRIスタンダード：N100（2017年・2020年）





「GRIは、企業活動が人々や地球にどのような影響を及ぼしているかについて、包括的かつ一貫性を持って伝えるためのグローバルな共通言語を提供しています。これは、すべてのステークホルダーのニーズに応えるとともに、どの企業においても持続可能な開発目標に対する自社の貢献について、透明性を高める報告を可能にするためのものです。」

したがって今回のKPMGの調査で、GRIが国境や業種を越えて世界で最も広く採用されているサステナビリティ報告における基準であることを確認できてうれしく思っています。これは、GRIスタンダードに準拠して報告することで、経済、環境、社会的な影響に関してグローバルで比較可能なデータを提供し、サステナビリティに関するパフォーマンスを向上させるために必要な情報に基づく意思決定や対話を支えられる、ということの意味しており、大変重要なことなのです。」

Eric Hespenheide
GRI 議長



日本企業に 対する考察

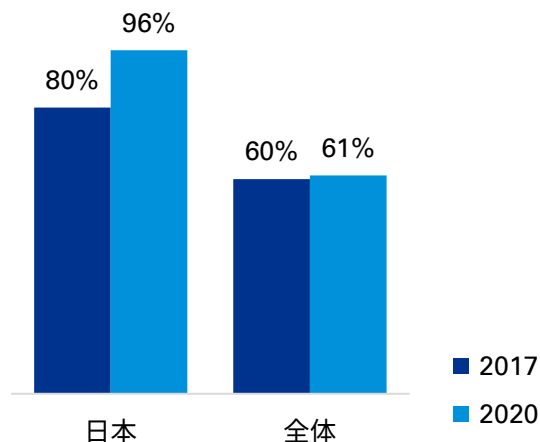
サステナビリティ報告における 主要なグローバルトレンド

日本の高いサステナビリティ報告意識

概して、日本の企業のサステナビリティ報告に対する高い意識を表す結果が多くみられました。日本では本調査の対象企業100社すべてがサステナビリティ情報の報告を行っており、国別で1位となりました。また統合報告書を発行している日本の調査対象企業の割合は73%で、これは統合報告が規制で義務化されている南アフリカ共和国に次いで、世界でも高い割合となっています。

年次報告書にサステナビリティ情報を組み込んでいる割合は96%と(図参照)、既に一定規模以上の日本企業ではサステナビリティ報告の必要性が認識されていると考えられます。ESG投資家をはじめとする幅広いステークホルダーの情報ニーズに対応すべく、投資家向けの開示媒体である年次財務報告書の中でサステナビリティ情報を開示する企業が増えていると推察されます。

図：年次財務報告書にサステナビリティ情報を組み込んでいる企業の割合



求められる経営者や取締役会のコミットメント

日本は世界の中でも任意で統合報告書に取り組む企業が多くなっています。これは、日本企業が元来持っている社会的な役割に対する誠実な姿勢のあらわれといえます。一方、その内容については、多くの課題が指摘できます。統合報告書には、企業の存在価値を実現するための道筋を伝え、内外の関係者との相互理解を促進するような記載が期待されています。このため、経営者の関与や取締役会のコミットメントが不可欠です。

フレームワーク等は作成の参考にはなります。しかし、まず「伝えるべきもの」と「伝える責任」を経営者が認識してこそ、持続的な企業価値に資する取組みとなっていきます。競争力の源泉は、人材や独自の技術などに基づく強みや個性です。適切なメトリクスを用いた説明も、統合報告書の説明力を高めるためには大切となります。



芝坂 佳子

KPMGジャパン
コーポレートガバナンスCoE
パートナー





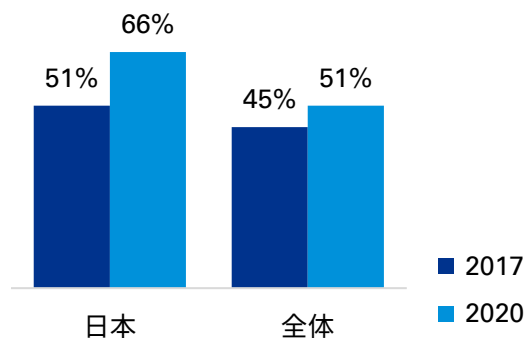
サステナビリティ情報の第三者保証が主流に

サステナビリティ情報に関し、独立した第三者保証を受けている企業の割合は、1993年の調査開始以来、全体で初めて50%を超えました。これは、サステナビリティ情報の保証が今や世界中の大企業の標準的な慣行になりつつあることを示しています。2014年にEUで制定された非財務情報開示指令（NFRD）により、近年欧州では複数の国や地域がサステナビリティを含む非財務情報の開示を国内法制化しており、報告に対する信頼性を高めるための保証はますます増加すると考えられます。

日本では、全体の平均値の51%より高い66%の企業が第三者保証を受けており、3年前の調査時と比較して15ポイントも増加しています（左図参照）。

これは、日本企業が開示情報の信頼性を高めることに関心が高く、先進的な取組みを積極的に採用していることを示していると考えられます。

左図：サステナビリティ情報に第三者保証をつけている企業の割合



第三者保証を通じた企業の重要な取組み

非財務情報への第三者保証は、企業の環境パフォーマンスや社会パフォーマンスに対する信頼性の付与を主な目的として実施されるものです。第三者保証を受ける日本企業は増加していますが、業種別に見ていけば、まだまだ第三者保証を受ける割合の低い業種があります。

今後は、非財務情報の信頼性に対する情報利用者の要請の高まりを受け、第三者保証を受ける企業は継続的に増加していくと思われますが、「保証」が果たす役割を考える必要があります。

第三者保証の成果として公になるのは保証報告書ですが、私たちは保証報告書とは別に、実施報告書（マネジメントレター）を提出します。私たちはこの中で第三者保証の中で特定された改善の機会について報告しますが、この報告は、企業内部のデータの管理や情報開示の継続的な改善のために利用いただいています。

非財務情報への第三者保証は企業の環境パフォーマンスや社会パフォーマンスに対する信頼性の付与を主な目的として実施されますが、本質的な改善を目指すことこそ、重要な取組みだと言えます。



斎藤 和彦

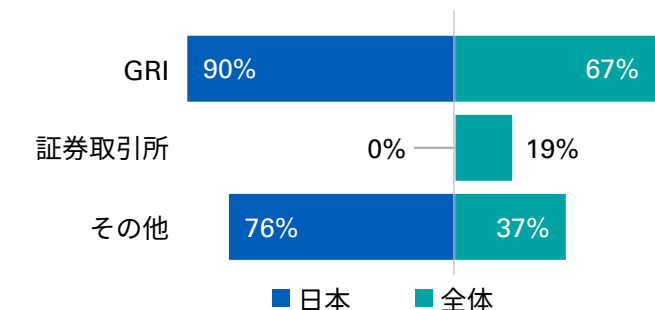
KPMGあずさサステナビリティ
アシュアランス（保証業務）担当
パートナー

利用されている報告ガイドライン

利用されている報告ガイドラインは、GRIが全体で67%ですが、日本においてはそれを上回る90%の割合を占め、非常に広く採用されています（右図参照）。これは日本企業は欧米のトレンドを取り込むことに熱心だという、KPMGあずさサステナビリティ パートナーの斎藤の見解を裏付ける結果の1つです（p14「日本の視点」参照）。GRIスタンダードの利用に際しては、包括または中核のいずれかのレベルの準拠規程を満たすか、完全には準拠規程を満たさずに利用するかの選択肢が示されており、KPMGの「日本におけるサステナビリティ報告2019」では、完全には準拠規程を満たさない利用が多いことを指摘しています。サステナビリティ報告を透明性を高める目的で、日本企業がグローバルな基準のGRIを採用するのであれば、準拠基準を満たすことは課題といえます。

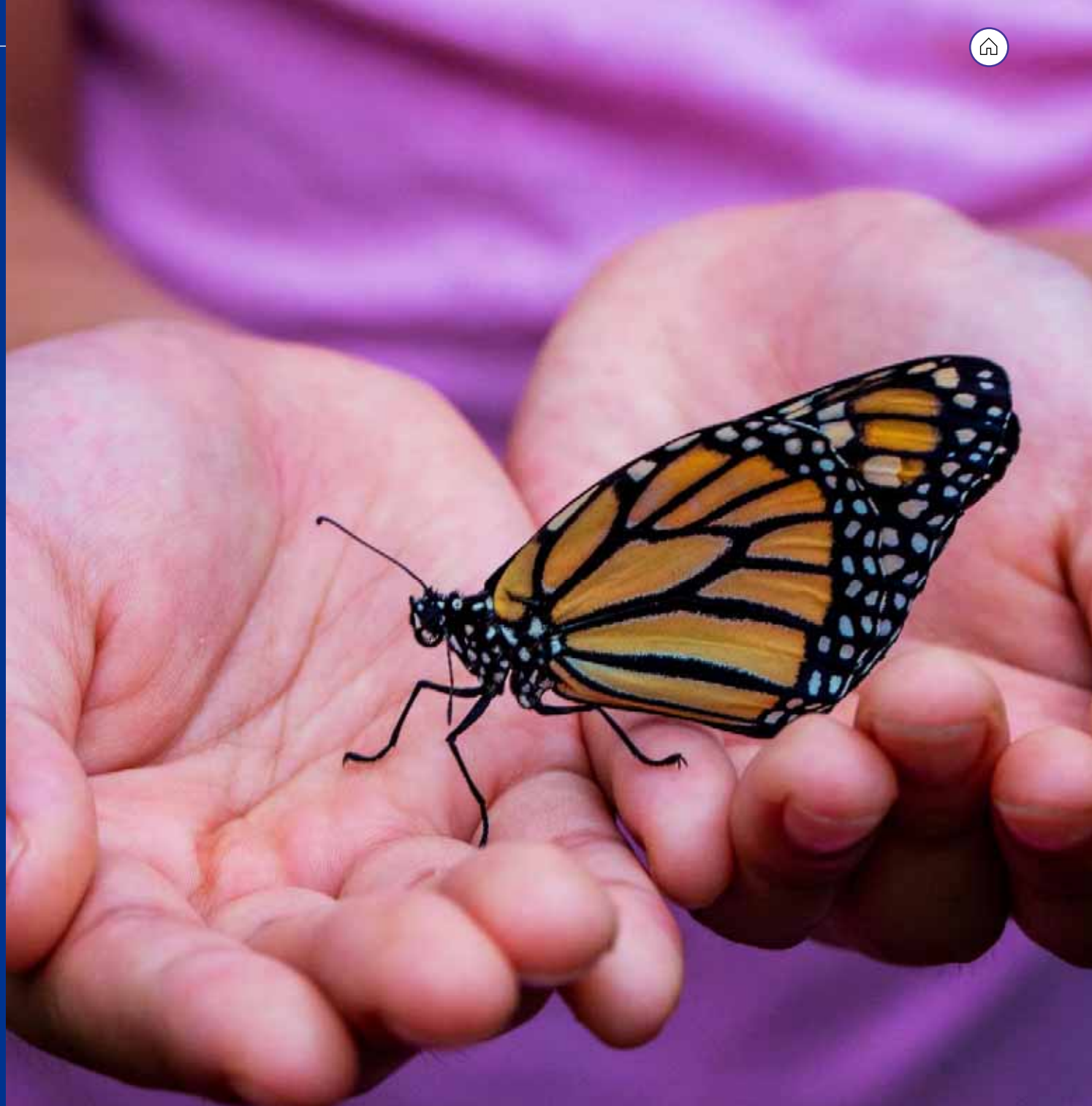
一方、世界各国では証券取引所のガイドラインが採用されている場合も少なくないですが、日本では証券取引所ではなく環境省から「環境報告ガイドライン」が発行されており、GRIと並行して利用している企業が多いようです（右図では「その他」に含む）。

右図：サステナビリティ報告で採用されているガイドライン・基準
（※各ガイドラインに対する割合）





生物多様性の 喪失に伴う リスクの報告





生物多様性喪失リスク： 新たな企業報告における重要な焦点

KPMGグローバルサステナビリティ報告調査で、自然や生物多様性の喪失に伴い直面するリスクについて、企業がどのように報告しているかを調査したのは、今年が初めてです。

2020年は生物多様性問題のスケールの大きさと緊急性を強調する調査報告書が次々と公表されました。世界の野生生物の個体群が1970年に比べて68%減少していることを明らかにした⁷世界自然保護基金（WWF）の「生きている地球レポート（Living Planet Report）」もその一例です。国連の「地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）」⁸では、気候変動への取り組みや長期的な食料安全保障において生物多様性が重要であること、そして、かつてない生物多様性の喪失と疫病の蔓延の間に関連性があることが強調されています。さらに、2010年に「国連生物多様性の10年」が決議された際に設定された20項目の「愛知目標」が、どれ1つとして達成されていないことも指摘されています⁹。

Swiss Re Instituteの報告書は、世界のGDPの過半（55%）が生物多様性と生態系サービスの機能に依存している一方で、世界の国々の5分の1が生態系崩壊の危機に晒されていることを明らかにしています⁹。

国際金融公社（IFC）が指摘するように、生物多様性は「事業の長期的存続の基本要素」です¹⁰。企業は、生産プロセスに不可欠な投入資源を得る上でも、排出される

汚染物質を浄化させる上でも、土壌、空気、水の質を維持する上でも、自然と生態系サービスに依存しています。

したがって、企業にとって、生物多様性の喪失が自社の事業にもたらすリスクと、また自社の事業が生物多様性に及ぼしている影響を理解し開示することは、極めて重要なことなのです。

本調査の結果が示すように、多くの企業にとって、生物多様性の喪失がもたらす事業リスクの全体像を提示するという点においては、まだまだ長い道のりがあります。

しかし、気候関連情報の開示で見られたように、特に強力な要因があれば取り組みの急速な進展も可能ではないかと、私は楽観的に考えています。企業の生物多様性関連リスクに対する投資家の目が厳しくなりつつあり、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）の発足など、それに呼応する動きも出始めています。

TNFDは、金融ステークホルダーが投資先、融資先、保険引受先の企業を通じ、自らがどのような生物多様性

関連リスクに晒されているか、より良く理解するための助けとして、企業報告の実務と指標を構築しようとするイニシアティブです。

KPMGは、生物多様性の喪失に伴うリスクと、企業が生物多様性に及ぼしている影響に関する情報の開示の改善に向けた動きを支援しており、KPMGのプロフェッショナルは、クライアントとともにそれを達成すべく取り組んでいます。また、私はKPMGが資本連合（Capitals Coalition）やTNFDといった他の組織の取り組みを支援することで、この目標に向けてグローバルレベルで働きかけていることについても誇りに思っています。



Richard Threlfall

KPMG IMPACTグローバルヘッド

KPMGインターナショナル

インフラストラクチャー担当グローバルヘッド

KPMG英国 パートナー

7. <https://www.worldwildlife.org/publications/living-planet-report-2020>

8. <https://www.cbd.int/gbo5>

9. <https://www.swissre.com/media/news-releases/nr-20200923-biodiversity-and-ecosystems-services.html>

10. https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/topics_ext_content/ifc_external_corporate_site/sustainability-at-ifc/publications/biodiversityguide_understanding_business



生物多様性喪失リスクを開示している企業はごくわずか

生物多様性の喪失に伴うリスクが高／中程度とみなされている調査対象の企業のうち、現時点で企業報告に生物多様性関連リスクに関する記述がある企業は、約4分の1にとどまっています。この割合はN100とG250のどちらもほぼ同じで、生物多様性関連リスクが企業報告において早急に改善が必要な課題の1つであることを明確に示しています。

本調査において調査対象となった、生物多様性の喪失に伴うリスクが高／中程度とみなされている業種は以下のとおりです¹¹。

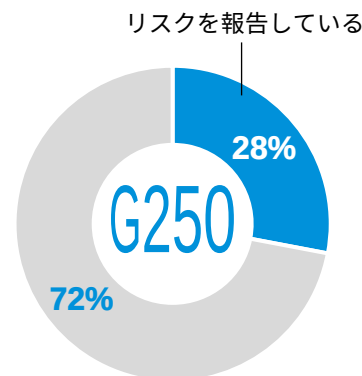
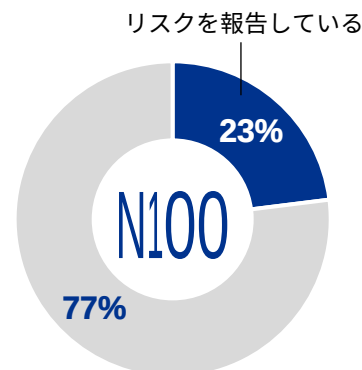
高程度のリスクに晒されている業種

- 建設資材・備品
- 電力
- 食品・医薬品小売店
- 食料生産・加工
- 林業・製紙
- レジャー・ホテル
- 鉱業
- 石油・ガス
- 公益事業

中程度のリスクに晒されている業種

- 飲料
- 化学
- 金融
- 一般小売
- 住宅建設・繊維
- 生活家庭用品
- 医薬品・バイオテクノロジー
- 支援サービス
- たばこ
- 運輸

生物多様性の喪失が自社の事業にもたらすリスクを報告している「リスクあり」企業



Base: 2,690 N100 companies and 136 G250 companies in sectors considered at high or medium risk from biodiversity loss and that report on sustainability
Source: KPMG Survey of Sustainability Reporting 2020

11. ACTIAM, ASN Bank, CDC Biodiversité (2018) Common ground in biodiversity footprint methodologies for the financial sector <http://www.mission-economie-biodiversite.com/publication/1833>





生物多様性喪失リスク 開示は鉱業が先行

鉱業は現在、生物多様性の喪失に伴い自社が直面するリスクを過半数のN100が報告している唯一の「リスクあり」業種ですが、51%でかろうじて過半数を維持している状態です。一方、現時点で生物多様性関連リスクを開示している金融サービス企業の割合が、N100とG250の両方で10%を下回っていることは注目すべきことです。

生物多様性喪失リスクに関する報告を行っている企業の割合は、採掘産業（鉱業および石油・ガス）と林業・製紙業で最も高くなっています。これらの業種は、ずっと以前より事業活動が生物多様性に及ぼす影響について情報を開示し、現場の損傷を修復するよう、ステークホルダーから求められてきました。そのため、この問題を理解しリスクを特定するという点において、他の業種に比べていくらか有利な立場にあるかもしれません。

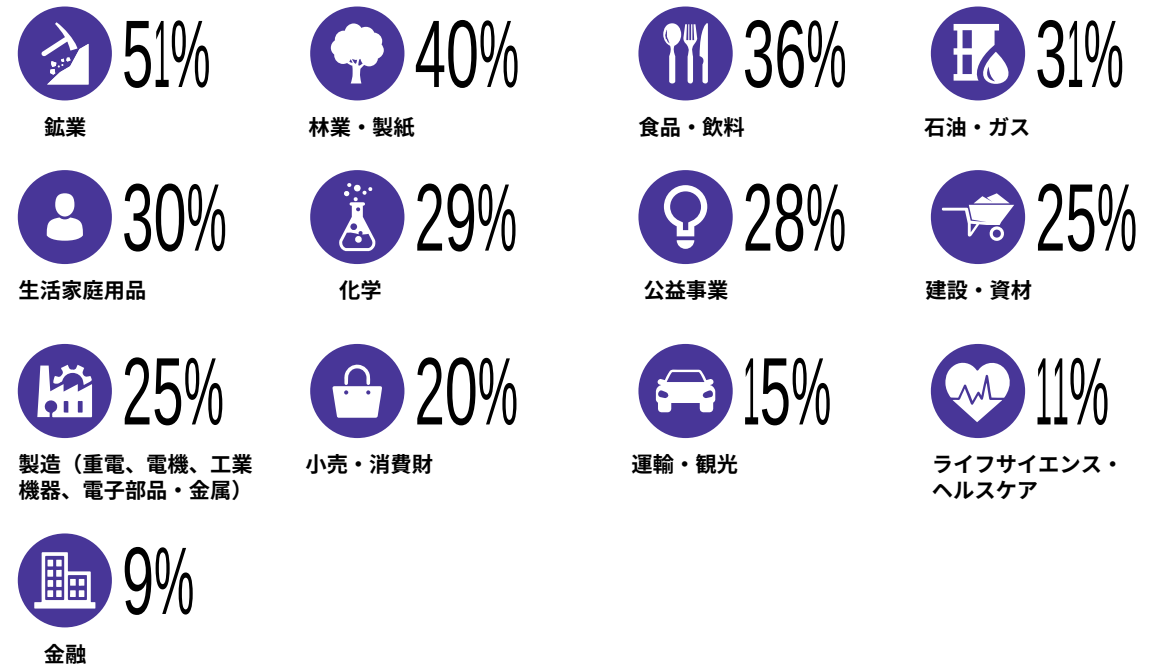
しかし、これらの業種においてさえ、多くの企業は生物多様性関連リスクがどのように自社の事業に影響し得るかに関する深い理解を欠いており、現時点で生物多様性喪失リスクに関する情報開示は低いレベルにとどまっています。これらの企業は、こうしたリスクの影響をモデル化し開示するためのツールや手法も持ち合わせていません。今後この領域は、急速に発展することが予想されており、気候関連情報の開示とよく似た形をたどって、情報開示も一気に重要な位置を占めることになると考えられます。



Adrian King

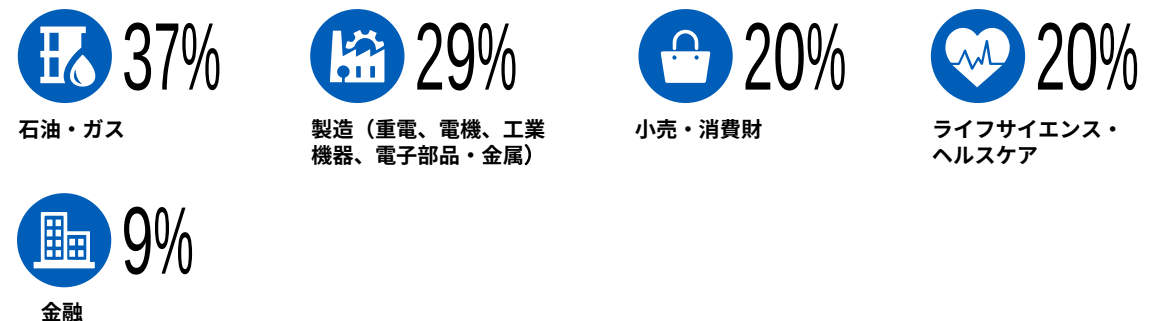
KPMG IMPACT 共同委員長
ESG・サステナビリティサービス担当
KPMGオーストラリア パートナー

生物多様性の喪失が事業にもたらすリスクの報告状況： N100（業種別）



Base: 2,690 N100 companies in sectors considered at high or medium risk from biodiversity loss and that report on sustainability
Source: KPMG Survey of Sustainability Reporting 2020

生物多様性の喪失が事業にもたらすリスクの報告状況： G250（業種別）



Base: 136 G250 companies in sectors considered at high or medium risk from biodiversity loss and that report on sustainability
Source: KPMG Survey of Sustainability Reporting 2020



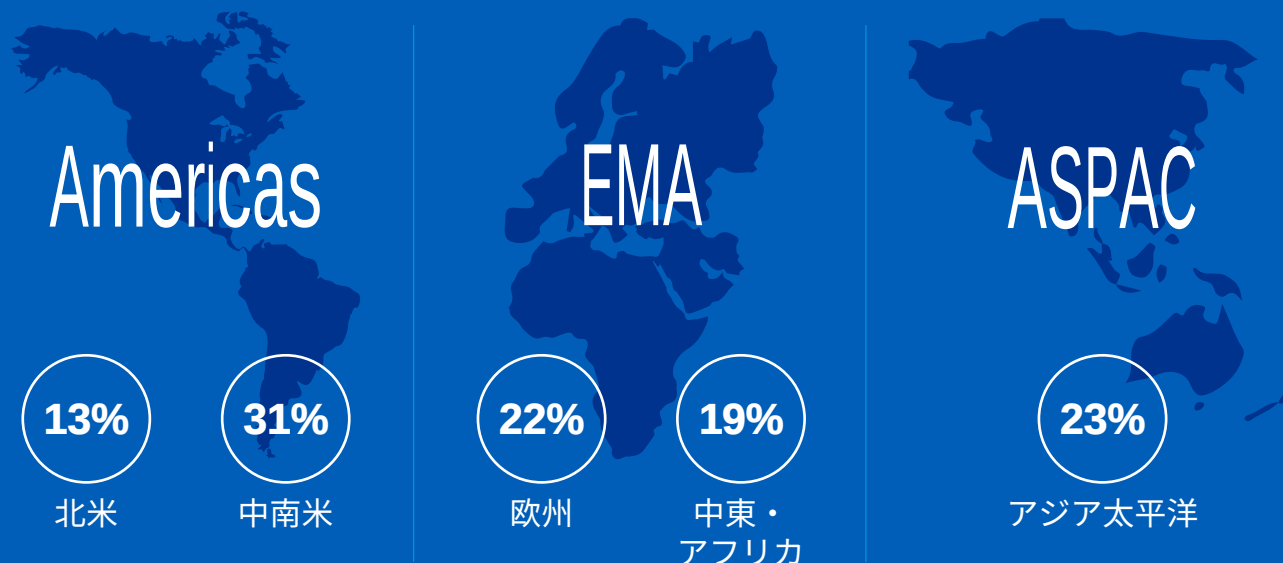
生物多様性喪失リスクの報告では 中南米がリードし北米は遅れる

地域別では、中南米が生物多様性関連リスクの報告でリードしています。

中南米では、N100の3分の1近くが生物多様性の喪失に伴うリスクについて報告しています。これに対して北米の企業は、生物多様性喪失リスクに関する報告の実施割合が最も低くなっています。

G250の中では、フランス企業がほぼ3分の2の割合で生物多様性関連リスクについて報告しており、群を抜いています。

生物多様性関連リスクの報告状況：N100（地域別）



Base: 2,690 N100 companies in sectors considered at high or medium risk from biodiversity loss and that report on sustainability
Source: KPMG Survey of Sustainability Reporting 2020

生物多様性関連リスクの報告状況：G250（国別）



Base: 136 G250 companies in sectors considered at high or medium risk from biodiversity loss and that report on sustainability
Source: KPMG Survey of Sustainability Reporting 2020



コロンビアの視点

「中南米およびカリブ海地域は、地球上で最も生物多様性豊かな地域に数えられます。ブラジル、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、メキシコ、パナマ、ペルー（KPMGサステナビリティ報告調査2020の対象となった中南米8カ国のうち7カ国）は、世界で最も生物多様性豊かな15カ国の中に名を連ねています。しかし、WWFの生きている地球指数（LPI）2020によると、この地域では熱帯性区域の生物多様性が1970年以降94%も減少するなど、生物多様性が最も著しく失われた地域となっています。これは、鉱業や土地利用の変化、森林破壊と大いに関係があります。

こうした状況のもと、この地域では生物多様性に関する課題が官民両部門の意思決定プロセスに組み込まれるようになっています。ビジネスリスクとしての生物多様性の喪失に関する報告について、中南米地域の企業が他の地域の企業に比べてパフォーマンスが高い理由はここにあるのかもしれませんが。このデータは、中南米地域の企業が、自社の事業が生物多様性に与える影響に関する情報の透明性において、リードしていることも示しています。

この結果は、この地域で規制や任意の枠組みの強化を通じて民間の資金や行動を動員するための取組みが行われていることにも関係しているかもしれません。こうした取組みはコロンビアが主導し、メキシコ、ブラジル、チリ、ペルー、コスタリカがこれを支持してきました。例えば、生物多様性オフセットのための仕組み、生物多様性バンキング、生態系サービス（生物多様性や水）への支払い、プロジェクト開発に対する認可を通じて課される環境要求事項や税金などが含まれ、生物多様性関連イニシアティブに民間投資を呼び込む主な原動力となってきました。

この分野における進展はよい教訓となり、気候変動など、他の基本的課題における民間部門の行動を促すビジネススペースの策定にも効果的に働きかけています。しかし、対応しなければならないタスクの大きさや、人類にとって不可欠な生態系を守り、人間の経済的・社会的幸福がよって立つ生態系の機能を維持することの緊急性と比べると、現時点における成果としては不十分です。自然に対するアプローチの仕方を転換し、生物多様性関連リスクを管理しつつ、自然がもたらす機会を解き放つために、企業には重要な道程が先々に残されています。」



Juanita López

KPMGコロンビア
気候変動・サステナビリティサービス担当
ディレクター



フランスの視点

「フランスでは、近年、生物多様性保護の重要性に対する企業の認識が高まっています。戦略的な意思決定や日々の事業運営において、環境や生物多様性がより適切に考慮されるよう、フランスの大企業が属しているものも含む、多くの協会や組織が取り組んでいます。」

目的は、特に2021年に開催される国連の生物多様性条約の第15回締約国会議を見据えて、生物多様性の保護、増進、再生に向けて真の国際的な協調動力を創り出すことです。」



Fanny Houlliot

KPMGフランス
気候変動・サステナビリティサービス担当
パートナー

米国の視点

「生物多様性と財務上の影響に関する社会の理解が進むにつれ、企業報告も増えていくものと思われます。」

米国における生物多様性に関する報告は、気候変動に関する報告と同じ道を歩むことになりそうです。投資家やステークホルダーがより意識し情報を得るようになると、整合性のある報告を求めるようになり、企業もその要請に応えることになるでしょう。」



Maura Hodge

KPMG米国
気候変動・サステナビリティサービス担当
パートナー

カナダの視点

「生物多様性と天然資源に関しても、北米には逆説的な状況があります。森林や淡水、そこに生息するさまざまな生物種など豊富な資源に恵まれています。その豊富さゆえに、これらの資源に対する脅威が事業における重要課題であることが見えにくくなっています。」

また、生態系機能と先住動物群落を保護すべきだというプレッシャーは、先進国と途上国とは同じではありません。数年前に気候変動がそうであったように、生物多様性とその生息地の喪失についても、残念ながら、その経済的帰結がトップニュースを飾らないと、企業は緩和努力に乗り出さないのかもしれない。」



Bill Murphy

KPMGカナダ
気候変動・サステナビリティ
サービス担当 パートナー



自然経済—新たなグリーンの展望？

生物多様性は、多くの人々が自然関連リスクとみなすものすべてを包括する言葉です。私たちが口にする食料や飲料水、あるいは景観や森林も、その中に含まれます。自然関連リスクは、流行のファッションから農業、建設業まで、サプライチェーンのどこかで自然の働きに依存しているすべての人々に影響を及ぼします。今日、私たちの懸念事項は気候変動リスクですが、いずれ気候変動／炭素削減の域を超え、生物多様性を含むあらゆるものが関心事となるでしょう。

ここで問題の核心となるのは「生物多様性」という言葉にあります。多くの企業が生物多様性に関する大きな機会を、自社の事業に関係すると捉えていない理由もそこにあります。企業には、生物多様性は農業や食料関連業界だけに影響が及ぶものと捉え、自社の事業には関係がないと考える傾向があります。

しかしインフラ、鉱業、テクノロジーなど少なくとも22業種が、生物多様性に重要な影響を及ぼしているか、生物多様性や生態系サービスに依存していると考えられています。自然関連リスクを評価するためには、自社の事業活動を継続するために自然に依存していることと、自社の事業活動が直接的にあるいはサプライチェーンを通じて間接的に自然に影響を与えていることを、区別して考える必要があります。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、認識されていなかった生物多様性喪失リスクの衝撃的な影響を世界に喚起させました。このウイルスが自然界から人間界に飛び移ることができたのは、生息環境が狭められてきたせいであることを示す証拠が次々と示されています。経済を支えるために、これまでに約12.5兆米ドルもの資金が世界各国政府によって投じられました。

さらに世界経済フォーラム¹²と世界銀行が2020年に公表した報告書では、生物多様性のもたらすさまざまな生態系サービスの価値を貨幣換算すると、世界のGDPの半分を超える、年間44兆米ドルに及ぶとされています。

しかしながら、多くの金融機関は彼らのポートフォリオにおける自然関連リスクをほとんど理解していません。そして理解している機関にしても、このリスクを管理するためのデータや指標を欠いている場合がほとんどです。自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）¹³は、TCFDの気候変動報告に関する提言と同様、金融機関と企業が自然関連リスクを管理し新たな機会を見出せるよう、企業報告と情報開示のフレームワークを構築するため設立されました。

TNFDパートナーズ（グローバルキャノピー、国連開発計画（UNDP）、世界自然保護基金（WWF）、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP-FI）で構成される）には、自然に関する企業報告のフレームワークの設計・検証・普及に取り組むべく、73の金融機関、政府機関、そしてKPMGを含むプロフェッショナルサービス法人が結集しました。フレームワークは2023年から世界中で利用できるようになるでしょう。

企業はオブザーバーとして参加することもできます。生物多様性喪失リスクに関する報告は、気候変動リスクに関する報告と同じ流れをたどり、当初フレームワークの採用は任意とされ、追って自然保護・再生に向けた政府の情報開示の義務化や規制の導入へと進んでいくことになると予想されています。現時点では、企業や金融ステークホルダーは、自然資本プロトコル（NCP）¹⁴やENCORE¹⁵といった既存のツールを活用して、自然関連

リスクを理解し、報告するための準備を整えておくことができます。

自然は、私たちが気候を回復させるまで待ってくれませんが、私たちは今、私たちの経済を支えてくれている基盤を破壊しつつあり、またその仕返しを受けつつあるのです。中央銀行¹⁶は、自然破壊を世界経済システムにおけるシステミックリスクとして認識し始めています。これにより、世界中の企業と金融機関が揺り起こされ、続いて導入される規制に対する準備へと駆り立てられることになるでしょう。より長期的には、自然と気候に関する機会が原動力となって、新たなバイオのサーキュラーエコノミーに向かうビジネス再生が起こり、斬新な製品や産業が生まれ、いずれは金融資本と自然資本の間に抜本的に改善された均衡状態がもたらされることになること、私は予想しています。周りを見渡してみてください。新たな「グリーンの展望」に向けた競争はもう始まっています。



Andrew Mitchell

自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）共同創設者
グローバルキャノピー創設者

12. <https://www.un-ihe.org/wef-2020-global-risk-report-biodiversity-0>

13. <https://tnfd.info/>

14. <https://naturalcapitalcoalition.org/natural-capital-protocol/>

15. <https://encore.naturalcapital.finance/en/about>

16. <https://www.pbl.nl/en/publications/indebted-to-nature>



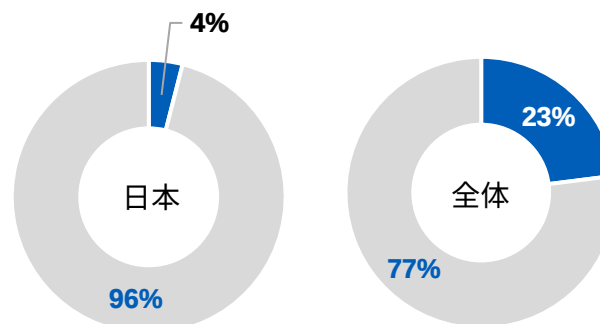
日本企業に 対する考察

生物多様性の喪失に伴う リスクの報告

認識が進んでいない生物多様性の喪失

世界的に気候変動や温室効果ガス等の事業に対するインパクトの認識が進んできているのに反し、生物多様性や生態系の維持に関するリスクの認識は低く、KPMGによる2020年の調査において、生物多様性喪失のリスクが高／中程度とされる調査対象企業においても、そのリスクを開示しているのは全体でも23%、日本ではわずか4%と非常に低い割合に留まります（図参照）。地域固有の生態系の働きによって、人類は生存に不可欠な農林水産物、薬用資源、水質浄化、花粉媒介などのサービスの恩恵を受けています（以下、「生態系サービス」という）。生物多様性のもたらすさまざまな生態系サービスの価値を貨幣換算すると、年間44兆米ドルに及ぶとされ、多くのビジネスがそれに依存し、また影響を及ぼしています。しかし、自国のGDPにおいて農林水産業の占める割合が低い先進国ではその認識は低く、日本も例外ではありません。企業には、生物多様性の喪失に対応する役割を担う責任がありますが、まずはサプライチェーン全体が、自然と生態系サービスに大きく依存していることを認識する必要があります。

図：生物多様性の喪失が自社の事業にもたらすリスクを報告している「リスクあり」企業の割合



■ リスクを報告している ■ 報告していない

生物多様性に関する開示要請のトレンド

産業革命以降の社会経済活動の急成長とそれに伴う環境破壊・汚染・改変の影響は地球上の至るところに及び、現代は生物進化の歴史上最大の絶滅時代に入っているとされます。陸域の75%が人為的に改変され、100万種の動植物が絶滅の危機に瀕し、生態系サービスが急激に低下していることが報告されています。

世界経済フォーラムの「グローバルリスク報告書2021」でも、「生物多様性の喪失」は「気候対応の失敗」と並び、最も重大なグローバルリスクの1つに挙げられており、企業には、利益の源泉でもある生物多様性の喪失に伴うビジネス上のリスクと、直接の事業やサプライチェーンを通じて生物多様性に及ぼす影響について把握・開示することが、投資家からも求められています。また、2020年9月には、投融資を通じた経済のレジリエンス強化のため、事業活動の生物多様性にもたらすインパクトを評価し投融資に反映することを目指す「金融による生物多様性誓約（FBP）」に、世界の金融機関が署名しました。現在、世界の金融機関や企業において、生物多様性の喪失リスクに対応する取組みの急速な拡大がみられます。

2015年にTCFDが発足、気候関連財務報告のフレームワークを示したことで、投資家や金融ステークホルダーが気候関連リスクと機会に関する報告を求めるようになりました。同様の動きとして、2020年7月に自然関連財務情報タスクフォース（TNFD）が発足（38ページ Andrew Mitchell氏のコラム参照）、TNFDはTCFDに倣ったイニシアチブであり、生物多様性の喪失に伴う財務リスクについても気候関連リスクと同様に、今後は投資家による企業の評価対象となることが予想されます。

（続く）



(続き)

生物多様性の喪失がなぜリスクなのか？

人類による自然資源の消費や廃棄、CO₂排出の量は、すでに地球上の生態系の生産・分解・吸収能力を大幅に超えています。生態系が1年間に供給・再生産可能な自然資源や廃棄物の分解、炭素吸収を行う能力には限りがあり、それを「地球1個分」とすると、現在の生活を維持するためには地球が1.6個必要です。すなわち、これまでに生態系サービスとして蓄積されてきた自然資本の「原資」を食いつぶしている状態であり、将来的に食料不足による飢餓や資源をめぐる紛争の拡大、災害緩和や水資源涵養などの環境調整機能が損なわれることによる人々の健康や福祉への脅威が懸念されます。生物多様性の喪失に係るビジネスリスクとしては、主に4つにまとめられます¹⁷（表参照）。

物理的リスクの一例として、新型コロナウイルスによるパンデミックも挙げられます。乱獲や農地拡大によってウイルスや細菌をもつ野生生物の生息域が狭まり、過去には別々に暮らしていた人と野生生物との接触が増えることは、感染症を引き起こす原因の1つとなり得、野生生物を宿主にしていた病原体が人に感染する「新興感染症」のリスクが高まっています。今、パンデミックによる世界的な危機を乗り越え、レジリエントで持続可能な社会を実現するために「グリーン・リカバリー」が謳われています。そこでは、生物多様性の回復を可能にする新たな経済システムやライフスタイルへの転換が求められています。



渡辺 敦子

KPMGあずさサステナビリティ
アシュアランス（保証業務）担当
マネージャー

表：生物多様性の喪失に関わるビジネスリスク

物理的 リスク	気候変動の悪化、水害など自然災害の深刻化、農林水産物等自然資源の供給減少・途絶、新型感染症など、生物多様性の喪失に起因する物理的な変化が操業に悪影響を与える
移行 リスク	生物多様性や生態系の保全の目的で規制が強化され、資源開発や利用に要する追加的なコストの発生、天然資源の調達コストが増加する
レピュ テーショ ンリスク	生態系サービスの毀損につながる事業やそれに対する投融資に関与することで、商品のブランドイメージや企業のイメージが悪化する
訴訟 リスク	事業の影響により生態系サービスが毀損した場合に、地域社会から損害賠償や環境修復を求められる

サプライヤーを含めた事業運営と環境保護対策

生物資源からの発見により成り立っているライフサイエンス産業において、生物多様性の喪失は価値創出の根源を失うことに等しい状況です。既に多くの企業が事業活動に加え環境保護の活動にも取り組んでいます。今後は事業に関しても持続可能性の視点での説明が求められる動きが増え、先進的な企業からの環境損益計算書の発表にみられるように環境負荷の可視化が一般的になる可能性があります。また、生物多様性の価値の高まりから生物資源に関する権利意識が高まり、原産国への分配に関しても一層の配慮が求められるでしょう。今後の企業の成長には、資源の利活用の管理体制をサプライヤーを含め見直すなど、生物多様性との結び付きに関する視点を事業運営に加えることは必須であると考えます。



栗原 純一

KPMGジャパン
ライフサイエンスセクター統括
パートナー

バリューチェーンを通じた取組みによる貢献

原材料調達から製品販売に至るさまざまな業種のバリューチェーンに関わる総合商社の事業は、自然資本や生態系サービスを社会に供給するフローを形成する機能も果たしています。地球環境問題が深刻化する中、再生可能エネルギー発電事業の拡大や、持続可能な紙パルプの供給に向けた植林経営やFSC認証取得、古紙リサイクルなど、バリューチェーンを通じたサステナビリティへの取組みは生態系や地域社会へのインパクトも大きく、社会的課題の解決に貢献しています。環境や社会への配慮を重視する世代が消費の中心を担うようになりつつあり、こうした取組みが重要なビジネス機会となっていくと同時に、それを可視化することは企業の価値向上の機会にもつながるでしょう。



岩崎 拓弥

KPMG FAS
ディールアドバイザリー担当
パートナー



17. 出典：World Economic Forum (2020) New Nature Economy Report (NNER) series, "Nature Risk Rising"

気候変動 リスクと CO₂排出量 削減に関する 報告





気候変動を財務上のリスクと認識する企業は増加

2017年に実施したKPMGの前回調査に比べ、気候変動に伴うリスクを財務報告書に明記する企業数は大きく増えました。

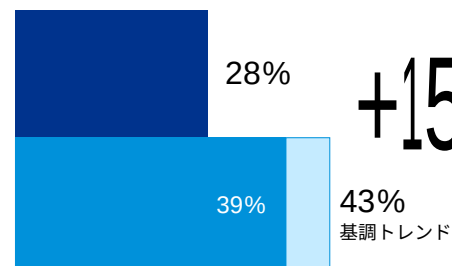
N100では、基調トレンドベースで43%という結果になりました（2017年と2020年で調査対象の国・地域の構成を同じくした分析に基づく割合）。

G250における割合はもっと高く、現在過半数（56%）の企業が、財務報告書の中で気候変動リスクを認識しています。

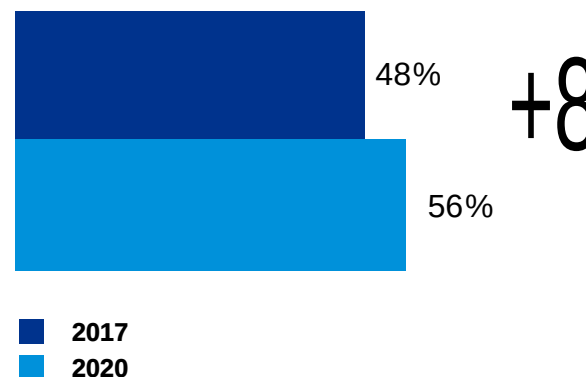
この増加は、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の働きかけにより、企業や規制当局に気候変動が財務上のリスクであることの認識を促し、気候関連リスクの開示に向けた提言を取りまとめたことに大きく拠るものです。TCFDの取組みの結果、投資家がこの問題に関する企業の情報開示に厳しい目を向け、世界中の多くの地域で気候変動リスクに関する情報開示の義務化に向けた機運が高まったのです。

財務報告書の中に気候変動リスクを認識している企業

N100



G250



Base: 5,200 N100 companies
250 G250 companies
Source: KPMG Survey of Sustainability Reporting 2020

「ネットゼロに向けて」日本版

世界のトップ企業は気候変動リスクとネットゼロへの移行についてどのように報告しているか

KPMG IMPACTが世界のトップ企業250社の気候変動リスクとネットゼロへの移行に関する報告について詳細な調査を実施、KPMGジャパンでは「ネットゼロに向けて」日本版を公表しています。同報告書では、気候関連の情報開示に対する12項目の質的評価基準を提示し、その基準に照らして世界のトップ企業の企業報告を分析し、好事例を紹介しています。またKPMGのこの分野の専門家のインサイトと提言、KPMGインターナショナルの見解と日本企業に対する考察も掲載されています。報告書は下記サイトでご覧いただけます。



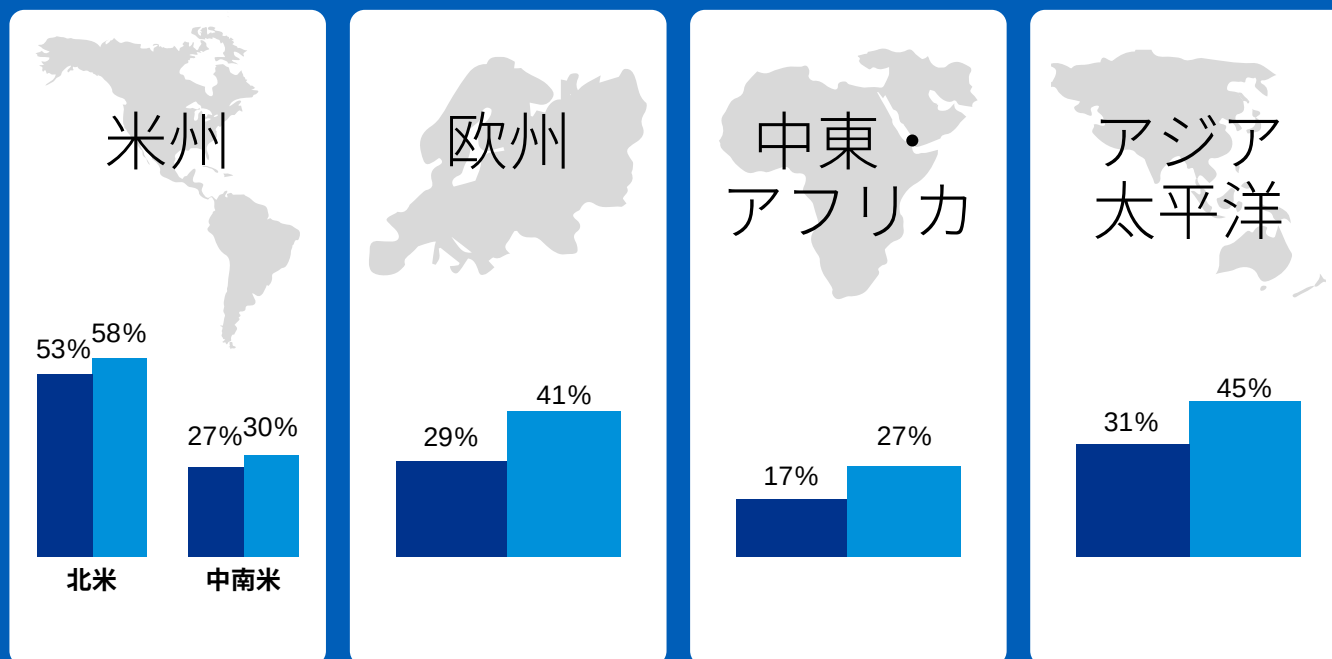
<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2021/01/global-sustainability-reporting2020.html> (日本版)
home.kpmg/netzeroreporting (グローバル版)

財務報告書において気候リスクを認識しているのは北米がリード

地域別では、財務報告書において気候リスクを認識している割合が最も高いのは北米です。北米は、その割合が過半数を占める唯一の地域です。

国・地域別の区分では、10の国・地域で、財務報告書において気候変動リスクを認識している企業が過半数を占めています。これらの国・地域はアジア太平洋、欧州、北米にそれぞれ所在しており、こうした報告実務が世界的な傾向となっていることがわかります。ただし、中南米と中東・アフリカでは遅れています。

財務報告書において気候リスクを認識している企業： (地域別)

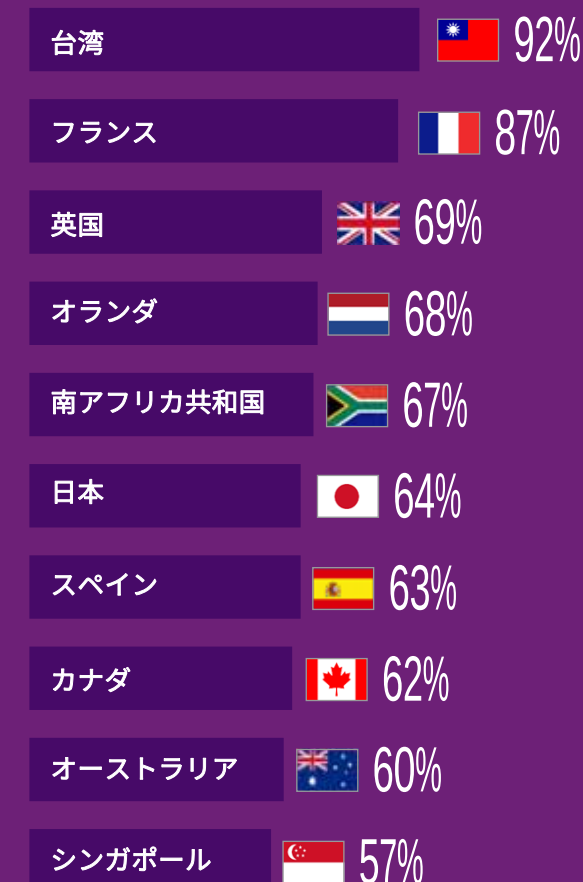


■ 2017 ■ 2020

Base: 5,200 N100 companies

Source: KPMG Survey of Sustainability Reporting 2020

気候変動が財務リスクであると認識している割合の上位 10 の国・地域：





英国の視点

「英国では2017年以降、気候関連リスクに対する意識、感情、そして規制措置が飛躍的に高まりました。マスコミ報道、年次株主総会における質問、企業に向けた書簡において、気候関連リスクの評価方法に関する透明性を求めるのは、ごく当たり前となりました。これを背景として、英国企業の間では、気候変動は取締役会レベルの戦略的リスク課題であり、適切な対処を怠った場合、財務上、法律上、戦略上、規制上のマテリアルなリスクとなり得るという認識がますます高まりつつあります。

多くの企業にとって、取締役の責務とガバナンスおよび戦略的な報告に関する既存の要件は、ブライドン・レビューで示された企業のレジリエンスに関する新たな提言とともに、より長期的な展望を持ち、気候変動のような新たなリスクに十分な注意を払う動機となっています。これまで、気候関連リスクに関する考察は説明的なものがほとんどで、TCFD提言の推奨事項に沿った報告をしている企業は34%にとどまっています。現時点における成果としては称賛すべきものですが、英国では、2021年からプレミアム上場企業と一部の金融機関にTCFD準拠の報告が義務付けられることが2020年11月に確定されたことで、今後、この動きは一気に加速するものと予測します。その後、対象は他の企業にも広げられるでしょう。

こうした動きは、英国の規制当局が、社会的影響度の高い事業体（PIEs）については、TCFDの提言とSASB準拠の業種別開示基準の両方に基づいて報告することを期待すると発言したことも、さらなる追い風となっています。2020年のTCFDステータスレポートで示された推奨事項に従い、定量化したリスクを報告に含めるには、この動きを引き続き加速・拡大させる必要があります。」



George Richards

KPMG英国
ESG保証担当
アソシエイトパートナー

米国の視点

「今日、米国のビジネスリーダーは、気候変動がどういう結果をもたらすかをよく理解し、気候関連リスクが財務上のリスクになることを認識しています。

気候関連リスクと事業上および財務上のリスクを結び付けるうえで、投資家も大きな影響力を発揮しました。本報告書に示されるように、米国では、企業の関心が脱炭素化戦略やレジリエンス戦略に顕著に向けられるようになりました。」



Katherine Blue

KPMG米国
気候変動・サステナビリティサービス担当
パートナー



5社に1社はTCFD提言の推奨事項に沿った報告をしている

気候関連財務情報開示に向けたTCFD提言の推奨事項は、2017年の公表以降わずか3年で、N100とG250のいずれにおいても定着し始めています。

N100のほぼ5社に1社（18%）はTCFD提言の推奨事項に沿って報告をしていると記載しています。G250では3分の1を超えています（37%）。

2017年をN100・G250とも基準値＝0としているのは、TCFD提言の推奨事項はKPMGが2017年調査を行った時点ではTCFD提言の推奨事項が公表されていなかったことに因るものです。

TCFD提言の推奨事項に沿った報告をしている企業

N100

2017 0%

2020

18%

+18

Base: 5,200 N100 companies

G250

2017 0%

2020

37%

+37

Base: 250 G250 companies

Source: KPMG Survey of Sustainability Reporting 2020

気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）は、気候変動の脅威に対し世界の金融システムに安定性をもたらすために、金融安定理事会（FSB）によって2015年に設置されました。

TCFDの目的は、気候関連リスクに関する企業報告の向上を図り、金融ステークホルダー（投資家、金融機関、保険会社）が気候関連リスクを意思決定要因に組み入れられるようにすることです。

TCFDは下記双方の代表者で構成されます。

- データ作成者（企業）
- データ利用者（金融ステークホルダー）

TCFDは2017年に推奨事項を公表しています¹⁸。

KPMGオランダのパートナーを務める Wim Bartels は TCFD 発足メンバーの1人です。KPMGは、TCFDの取組みを全面的に支持しており、クライアントにTCFD提言の推奨事項を採用するよう助言しています。

18. <https://www.fsb-tcf.org/publications/final-recommendations-report/>



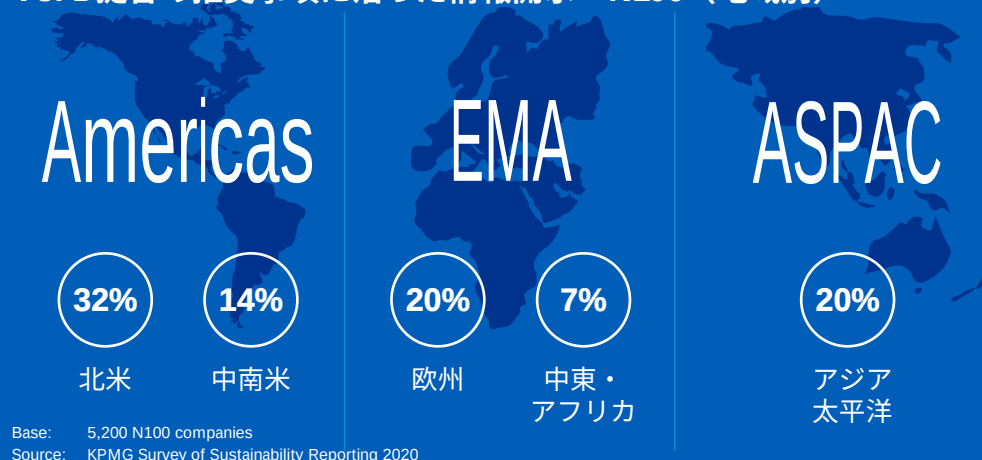
TCFD提言の推奨事項に沿った報告に関しては、北米と欧州がリード

北米のN100の約3分の1が、TCFD提言の推奨事項に沿った報告を行っています。この割合は、N100の他のどの地域よりも高い水準となっています。

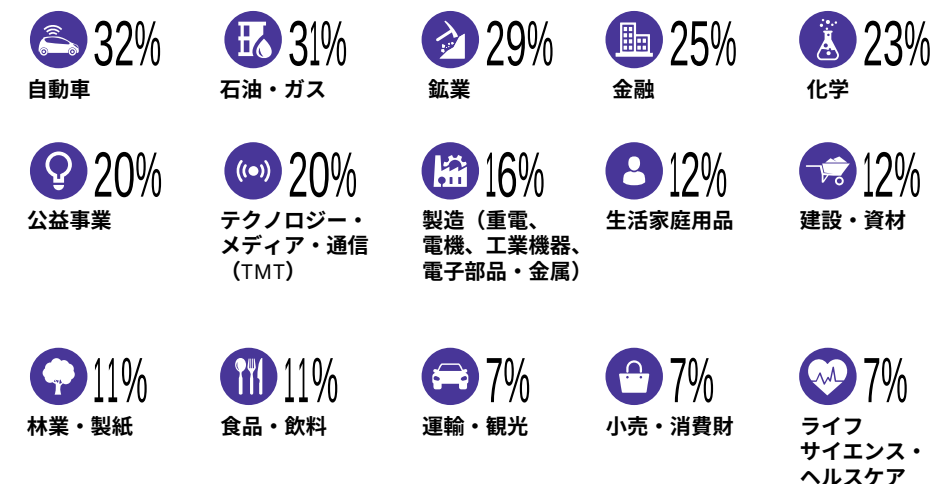
一方で、世界のトップ企業で構成されるG250においては、TCFD提言の推奨事項に沿って報告している企業の割合は欧州が60%で最も高く、北米は34%、アジア太平洋は27%でした。

業種別で見ると、N100とG250のいずれにおいても、石油・ガスと自動車関連でTCFD提言の推奨事項を採用している企業の割合が最も高くなっています。これはTCFDにより、気候変動の影響を最も受けやすい業種（エネルギー、輸送、建物・設備、農業）を対象とする補完的ガイダンスが示されたことによるものかもしれません。とはいえ、本調査では、建設・資材、林業・製紙、食品・飲料、輸送・観光、小売・消費財といった業種において、TCFDの提言に対応する強い動きは見られませんでした。

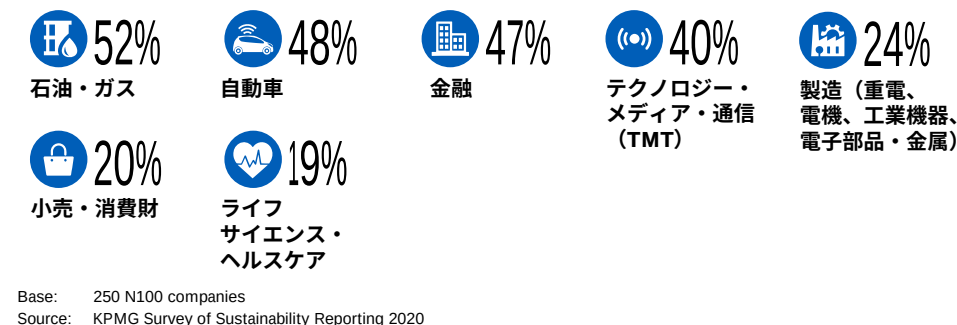
TCFD提言の推奨事項に沿った情報開示：N100（地域別）



TCFD提言の推奨事項に沿った情報開示：N100（業種別）



TCFD提言の推奨事項に沿った情報開示：G250（業種別）





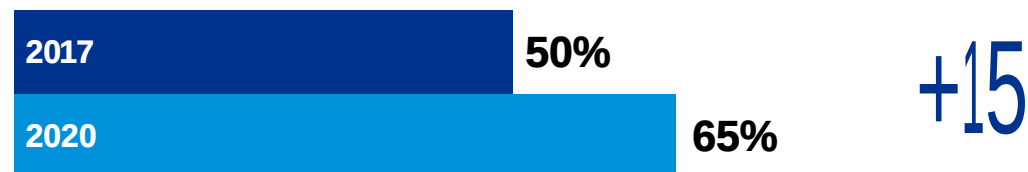
世界の企業の過半数はCO₂排出量削減目標を掲げている

本調査では、CO₂排出量削減目標を開示している企業数が、2017年に比べて大きく増えたことが明らかになりました。現在、N100の3分の2とG250の4分の3がCO₂排出量削減目標を開示しています。CO₂排出量削減目標を報告していないトップ企業は、明らかにグローバルの良い規範に同調できていないといえるでしょう。

業種別に見ると、自動車、鉱業、公益事業、テクノロジー・メディア・通信（TMT）がリードしており、N100の70%以上がCO₂排出量削減目標を開示しています。ライフサイエンス・ヘルスケアでは、CO₂排出量削減目標を開示している企業が全体の半数を下回っており（40%）、大きく後れを取っています。

報告書にCO₂排出量削減目標を開示している企業

N100



Base: 3,983 N100 companies that report on sustainability

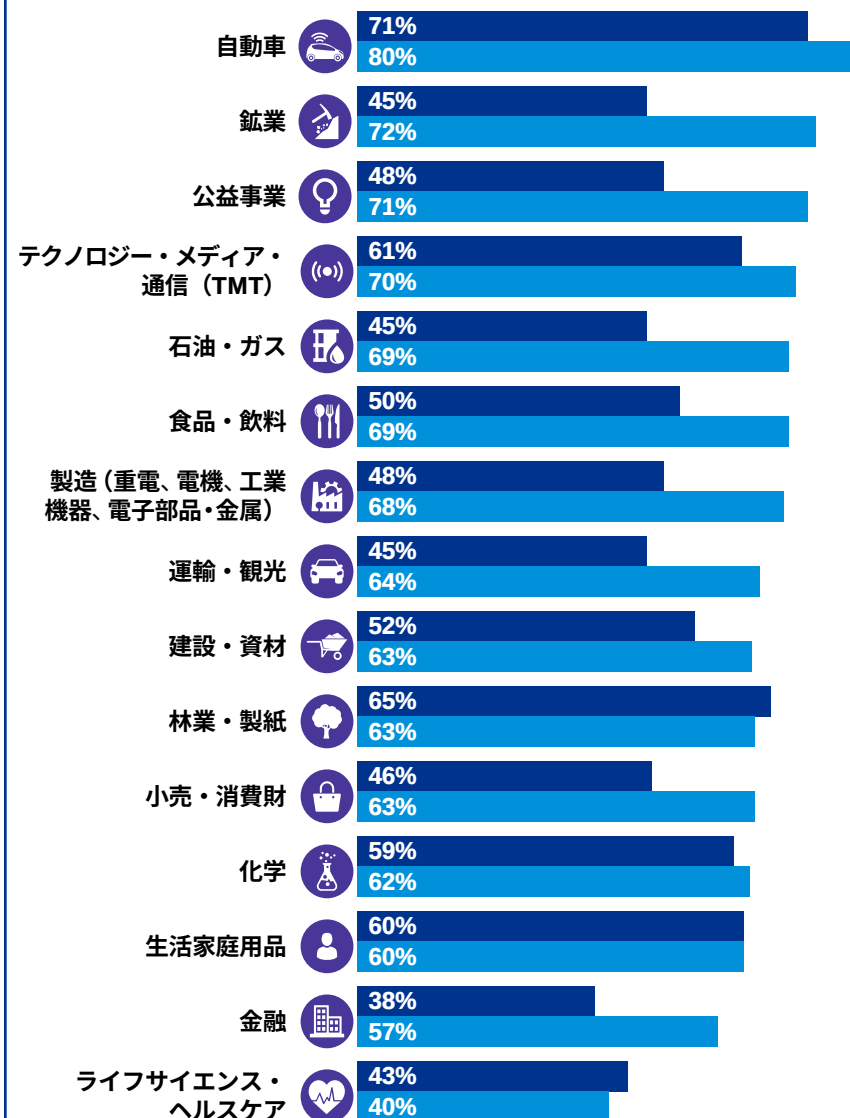
G250



Base: 239 250 companies that report on sustainability

Source: KPMG Survey of Sustainability Reporting 2020

報告書にCO₂排出量削減目標を開示している企業：N100（業種別）



Base: 3,983 N100 companies that report on sustainability

Source: KPMG Survey of Sustainability Reporting 2020

■ 2017 ■ 2020



グローバルな気候関連目標に 自社のCO₂排出量削減目標を関連付ける企業が増加

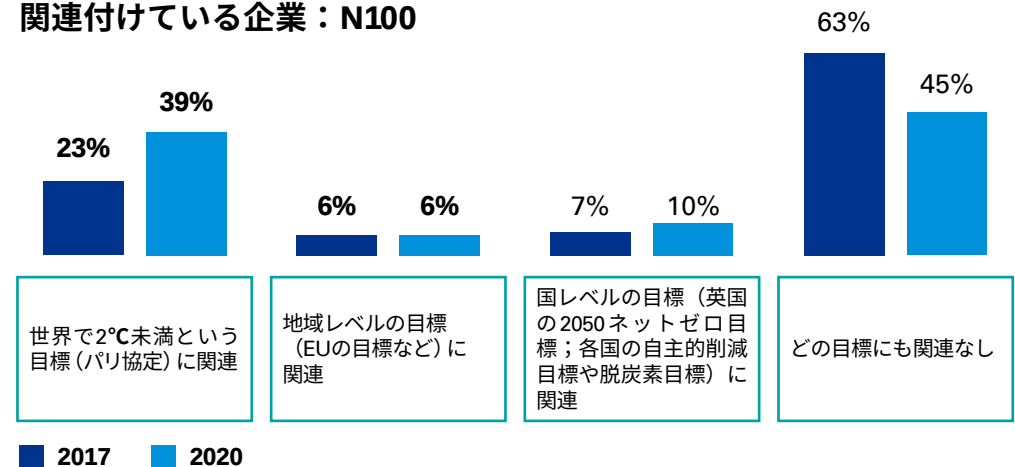
3年前、「KPMGグローバルサステナビリティ報告調査2017」の中で、KPMGの専門家は、5年以内に企業の過半数が自社のCO₂排出量削減目標を、政府やその他の機関が設定する外部の気候関連目標に関連付けるようになるだろうと予測していました。それはわずか3年で実現され、企業実務の急速かつ有意義な転換を示しています。

2020年の時点で、CO₂排出量削減目標を開示しているN100の過半数（55%）が、その目標を外部の目標に関連付けていますが、2017年では少数派（わずか37%）でした。世界の気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つことを目指すパリ協定の目標への関連付けが、最も多く見られます。

この傾向は、経済界において、気候危機だけでなく、気候変動に伴う破滅的な影響を回避するためにグローバル、地域、国レベルで設定された目標についても認識が広がっていることを示しています。本調査の結果は、CO₂排出量削減目標を開示している企業の過半数が、排出量削減に向けた取組みにおいて、企業として応分の役割を果たす必要があることを認識していることを示しています。

この進展は心強いものですが、これらの企業は世界全体で5,200社にのぼるN100の、わずか4分の1程度（27%）を占めるに過ぎないことにも留意する必要があります。

自社のCO₂排出量削減目標と外部の気候関連目標を 関連付けている企業：N100



■ 2017 ■ 2020

Base: 2,579 N100 companies that report carbon reduction targets
Source: KPMG Survey of Sustainability Reporting 2020



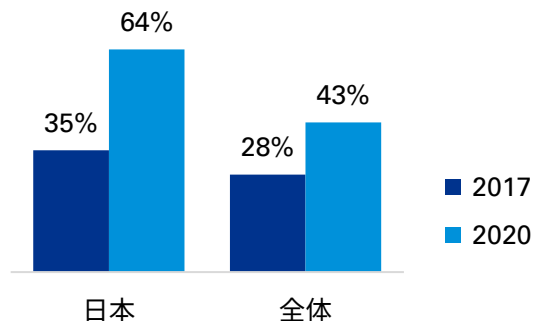
日本企業に 対する考察

気候変動リスクと CO₂排出量削減に関する報告

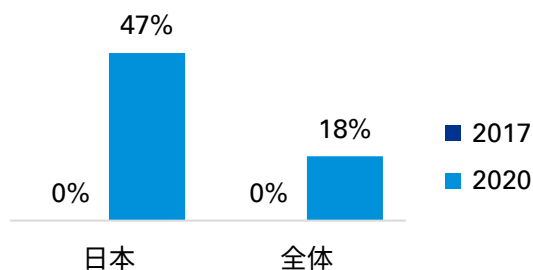
気候変動リスクの財務インパクト

財務報告において気候変動とリスクを認識している日本の割合は64%と、3年前と比較して大きく増加しています（上図参照）。これは全体の平均値43%に比べても高く、日本企業が気候変動への取組みの開示に積極的に対応していることが示されています。またTCFD提言の推奨事項に沿った報告をしている日本の割合は47%と、世界の平均値18%に比べて高く、日本企業がTCFDの推奨する開示要請に真摯に対応していることが示されています（下図参照）。背景として、日本はTCFD賛同企業数が世界一であるとともに、それを推進するためのTCFDサミットの主催国でもあります。何れにおいても全体を超える数値となったことは、ある意味当然といえるかも知れません。

上図：財務レポートで気候変動リスクを認識している企業の割合



下図：TCFD提言の推奨事項に沿って報告している企業の割合



義務化に関する議論の行方と財務リスク

大切なことは、このセクションのキーワードとなっている炭素削減、気候変動リスク、TCFD開示の今後を見通して対応を深化させていくことにあります。

TCFD開示については、その義務化が重要な論点となります。既に英国では2021年から上場企業等に対する義務化が始まっていますが、2021年11月に同国グラスゴーで開催されるCOP26で、グローバルな義務化に関する議論が始まることが予想されており、その結論が我が国でのTCFD開示の位置づけに与える影響を注視する必要があります。

新しい政策や法規制によって、従前は中長期のリスクとして不確実性が高く財務的な影響額を見積ることが難しかった移行リスクが、短期リスクとしての側面を持ち始めることが予想されます。短期リスクとなった場合には、不確実性の程度も低下し、財務的な影響額を一定程度正確に見積ることが可能となる状況も考えられます。

その場合、事業ポートフォリオの入替えなどによる引当金の計上や固定資産の減損などの財務情報として気候変動リスクが顕在化することも十分に考えられます。つまり、現時点では非財務情報にすぎない気候変動リスクの一部が、財務情報として顕在化する可能性が生じることになります。



加藤 俊治

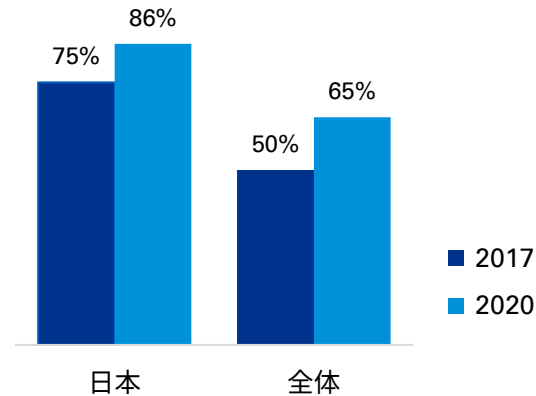
KPMGジャパン
コーポレートガバナンスCoE
TCFD／タクソノミーリーダー
テクニカルディレクター



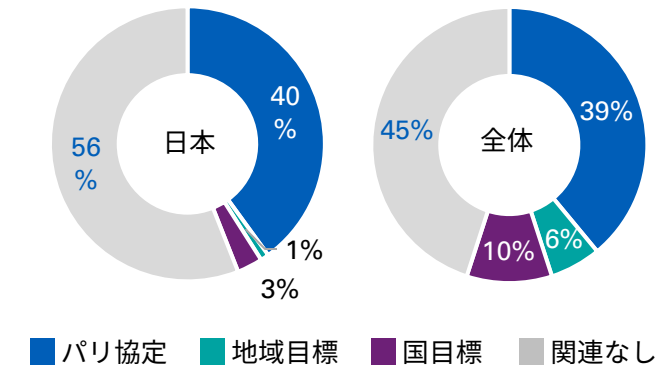
CO₂排出量削減目標の報告トレンド

日本のCO₂排出量削減目標の報告割合は世界第4位の86%で全体の65%より高い水準を示しています（左図参照）。またパリ協定に関連付けて目標を掲げている日本の割合は40%と全体とほぼ同水準でしたが、国目標と関連付けている割合は3%と非常に低い結果でした（右図参照）。しかし2020年10月の菅総理による「2050年カーボンニュートラル宣言」によって、今後は日本においても国目標に関連して目標を掲げる企業の割合が高まることが予測されます。

左図：炭素削減目標を開示している企業の割合



右図：炭素削減目標が関連している外部目標



レジリエンス経営のための合理的な企業戦略

2020年12月、経済産業省を中心とした関係省庁による「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定されました。この中には14の産業に関する実行計画と工程表が示されており、具体的な政策や規制がこれから立案・実施されることが見込まれます。

工程表には、2025年までの毎年と、それ以後2050年までの10年ごとの政策等がプロットされています。新しい政策や規制の実施、それと並行した新技術の開発などは、企業に移行リスクをもたらします。

今後、政策を踏まえた戦略見直しによってレジリエンス経営を強化し、その取り組みの進捗を報告することで透明性を高め、幅広いステークホルダーとの信頼を築くことが、日本企業にとっても非常に重要になるでしょう。



宮本 常雄

KPMGジャパン
オイル&ガスセクター統括
パートナー

リードするクリーンテック開発とその達成報告

温室効果ガス削減に寄与するエネルギー効率化として、製造業では建物の断熱・補修、設備の空調・照明・コジェネレーション、低カーボンエネルギーの導入等、ステークホルダーと連携した産業サプライチェーンを通じた取組みが始まっており、ますます拡充していくでしょう。

またCSR／環境報告書において、サプライチェーンおよび削減施策ごとにKPIを設定し、ステークホルダーに向けて広範に達成状況を開示する取組みが、上場企業を中心に広がっています。今後期待されるのは、他業界に向けたCO₂削減技術の提供です。特に二酸化炭素回収・貯留（CCS）関連技術の知財は世界のトップランナーであり、事業化すれば間違いなくイノベーションとなります。日本の製造業が、クリーンテックへの投資と事業開発を大きな機会とできる可能性もあると思います。



岡本 准

KPMGジャパン
製造業セクター統括
パートナー

企業間で格差—投資準備と施策

環境関連対応について、日本の化学業界の各企業は早いタイミングから世界、主にEUによるルールメイキングの潮流をウォッチし、また関与し続けてきていました。

一方、素材産業という立ち位置から、下流の主要顧客である日系の産業財／消費財製造業が動き出さない限り、環境／気候変動対応等の投資・費用が正当化されず、経済合理的に大きく動き出しにくい立場にあったと推察されます。

昨年のEUタクソノミーの進展を受けて政官財が一気に動きを速めたことに呼応する形で、これまで検討段階にあった各施策・投資案件を一気に表出化させており、Prepared mindが醸成されていた、かつ投資余力のある企業群と、そうでない企業群に大きく分かれてきている感があります。



眞野 薫

KPMGジャパン
化学素材セクター統括
パートナー



国連の持続 可能な開発 目標（SDGs） に関する報告





サステナビリティ報告で 存在感を増すSDGs

KPMGの調査は、国連の持続可能な開発目標（SDGs）が2015年に採択されて以降、経済界で強い共感を呼んできたことを示しています。さらに、これらの目標が企業報告に与える影響は2017年から2020年の間で著しく拡大しています。

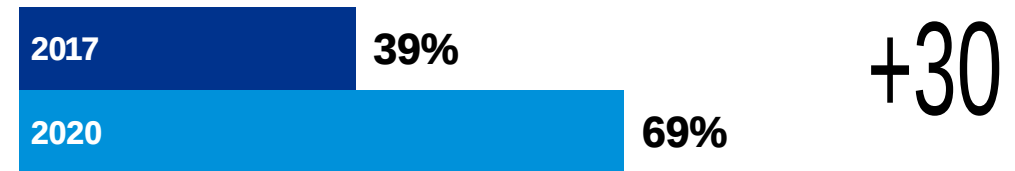
2017年には、企業報告で自社の事業活動をSDGsに関連付けていた企業は、G250とN100のいずれにおいても少数派でした。3年後の2020年、SDGsと事業活動を関連付けて報告している企業は大多数にのぼり、N100では3分の2超（69%）、G250では4分の3近く（72%）を占めています。

サプライチェーン、労働基準、ダイバーシティといった課題に関して透明性を高めるよう、投資家をはじめとするステークホルダーや同業他社からのプレッシャーが高まっていることも、SDGsに関連付けた報告が急増した要因かもしれません。また、より多くの企業でSDGsに対する理解が深まり、サステナビリティ報告においてSDGsと関連付けた報告を行うことが容易に感じられるようになったのではないのでしょうか。

17項目のSDGsは、貧困、不平等、気候変動、環境劣化、平和と公正といったグローバルな課題の解決を通じて、すべての人々にとってより良く、より持続可能な未来を構築するための設計図として、国連により導入されたものです。以来多くの企業が、自社のサステナビリティプログラムの指針としてSDGsを採用してきました。

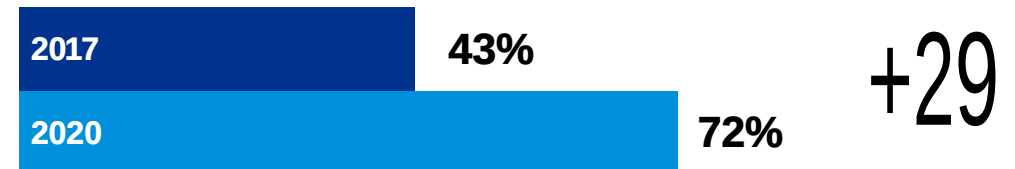
事業活動をSDGsに関連付けている企業

N100



Base: 3,983 N100 companies that report on sustainability

G250



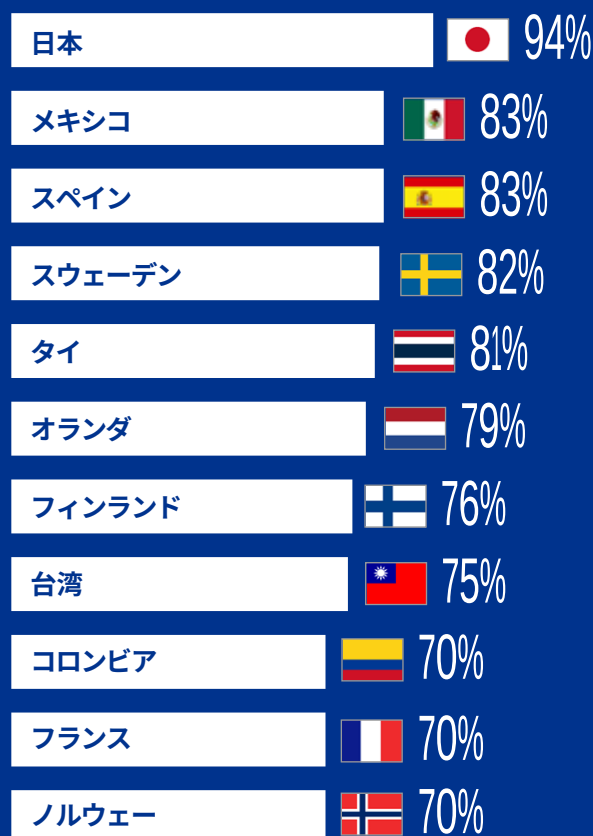
Base: 239 G250 companies that report on sustainability
Source: KPMG Survey of Sustainability Reporting 2020





事業活動とSDGsを関連付けて 報告している割合が高い国・地域：N100

2020年は11の国・地域で、トップ企業の70%以上がサステナビリティ報告の中で、持続可能な開発目標（SDGs）に言及しています。3年前の2017年時点では、SDGsに関連した報告で上位を占めた国・地域は、すべて欧州もしくは中南米地域からでした。2020年には、トップ11のうち3つがアジア太平洋地域の国・地域（日本、タイ、台湾）でした。これは、SDGsに対する企業の関心と取組みが、今や世界的な現象となっていることを示しています。



日本の視点

「新たな社会『Society 5.0』の構築を通じた政府および日本経済団体連合会（経団連）の積極的な取組みが功を奏し、SDGsは日本企業で広く認識されています。Society 5.0とは、ビッグデータ、モノのインターネット（IoT）、人工知能（AI）、ロボティクスを、あらゆる産業と社会のあらゆる領域に取り入れることで社会問題を解決しようというものです。

日本のN100のほとんどは、自社にとってマテリアルなサステナビリティ課題に関する報告を行っています。そのため、自社の事業とSDGsの関連付けや、意味のある目標の特定を比較的にやすく行うことができます。」



斎藤 和彦

KPMGジャパン
気候変動・サステナビリティ
サービス担当
パートナー

タイの視点

「タイの企業文化においてSDGsは重要な役割を果たしていますが、そのルーツは、前国王が提唱した『自給自足を通じた成長』という概念にあります。この概念とSDGsには共通するいくつかの基本的な目的があります。

そのため、国有企業をはじめとする主要なタイ企業は、サステナビリティに関するパフォーマンスでのぎを削り合う、いい意味での競争に突入したのです。この流れは今日も続いており、ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・インデックス（DJSI）ランキングでタイ企業が上位に名を連ねる所以でもあります。」



Paul Flipse

KPMGタイ
気候変動・サステナビリティ
サービス担当
パートナー

台湾の視点

「台湾では、SDGsをサステナビリティ報告に盛り込むよう企業を促している要因として、GRIスタンダード、グローバルサプライチェーンにおけるベストプラクティス、同業他社のプレッシャー、SDGsの企業表彰制度への取り組みなどが挙げられます。

事業活動をSDGsに関連付けるという点において、台湾企業は世界で最も進んでいる部類に入りますが、KPMGのプロフェッショナルとしては、『有言実行』に基づく報告がもっとあってほしいところです。つまり、企業は中核とする事業を通じてSDGsにどのような影響を与えているか、または与え得るかについての報告にもっと力を入れるべきだということです。既存の事業活動をSDGsに単純にマッピングしているだけの企業があまりにも多すぎます。

そしてSDGsをイノベーションやビジネスモデル、事業プロセス、事業運営に組み入れるという点においては、企業はもっと積極的にならなければなりません。」



Niven Huang

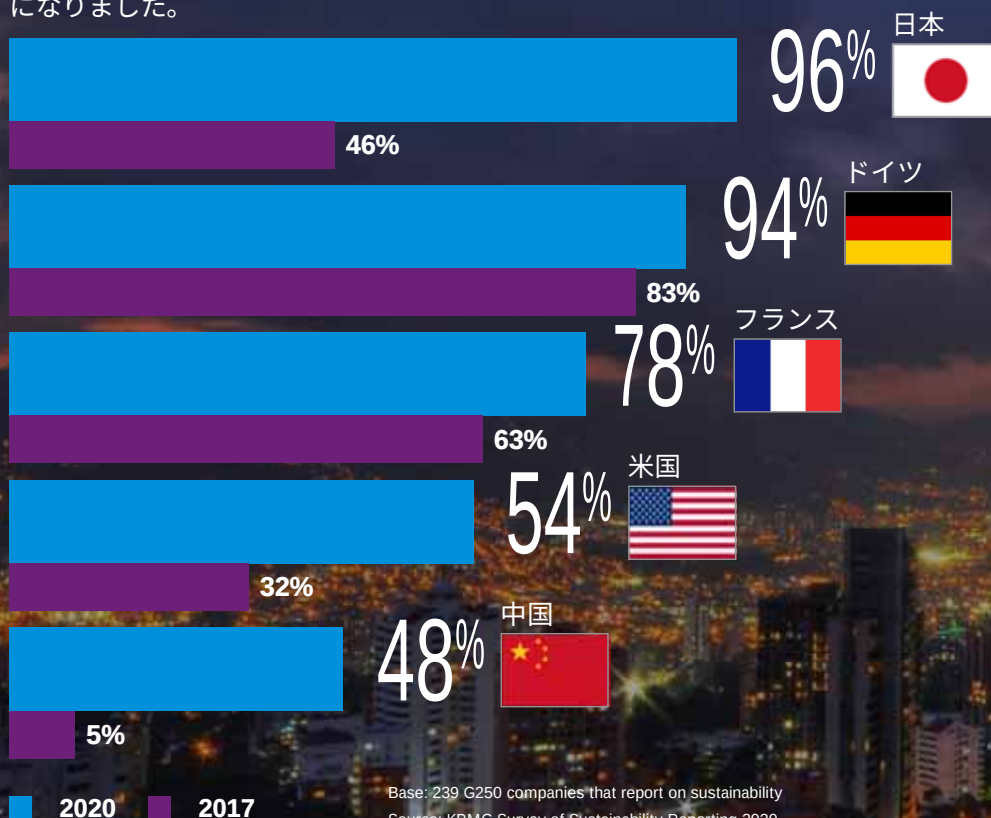
KPMG台湾
気候変動・サステナビリティサービス担当
パートナー



世界のトップ企業による SDGsに関する報告

サステナビリティ活動とSDGsを関連付けている割合： G250（国・地域別）

世界のトップ企業（G250）の中では日本企業がリードしています。中国企業は、SDGsに関する報告を行っている企業の割合が2017年比で43ポイント上昇し、48%になりました。

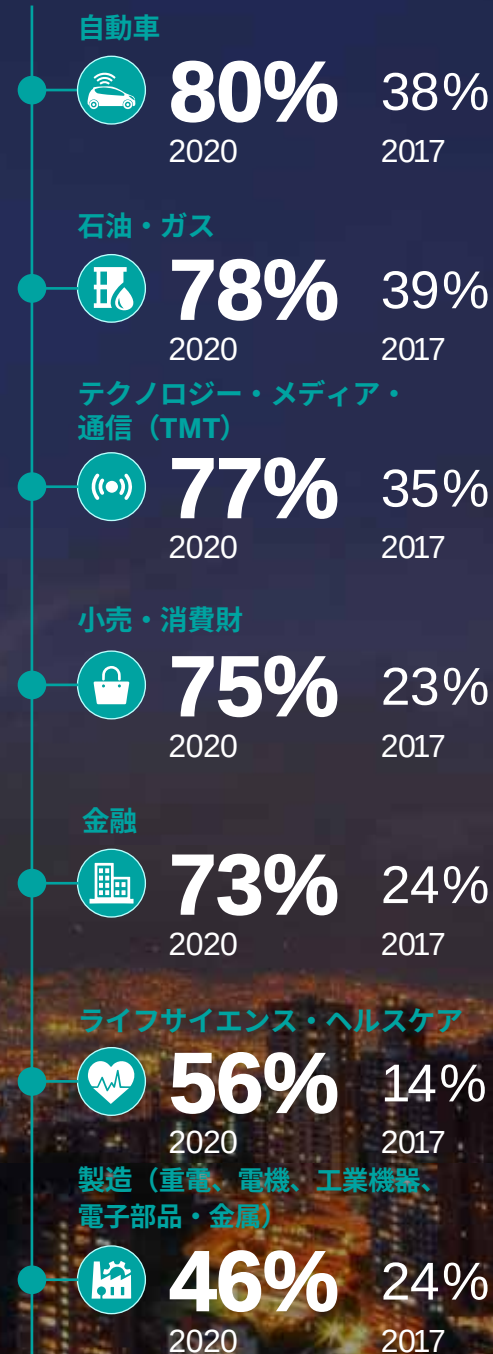


Base: 239 G250 companies that report on sustainability
Source: KPMG Survey of Sustainability Reporting 2020

サステナビリティ 活動とSDGsを関連 付けている割合： G250（業種別）

2017年は、G250においても、70%以上がSDGsに関する報告を実施している業種は1つありませんでした。2020年は状況が一変し、SDGsに関する報告を実施している割合が高い業種が多く見られます。

Base: 239 G250 companies that report on sustainability
Source: KPMG Survey of Sustainability Reporting 2020





中国の視点

「近年、香港特別行政区と中国本土のいずれにおいても、証券取引所が上場企業にESGや企業の社会責任（CSR）に関する情報を開示するよう、上場企業に働きかけています。

主要な上場企業がステークホルダーに自社のESG活動やCSR活動を説明するのにSDGsのフレームワークを採用し始め（例えば、自社が事業活動を行う管轄地域の長期的な持続可能性に関する目標に資するようなサステナブルなビジネスモデルを通じて、どのように長期的な価値を創出するか、など）、それがトレンドとなりました。これらの企業が模範となり、他の企業も追随しました。

ステークホルダーにとっての価値がどのように生み出されるか、そして、企業がどのようにSDGsに貢献しているかといったことを一貫性のある効果的なかたちで伝えることは、今日、社会的な信任と事業の長期的な成功を得るための基盤となると、これらの企業は考えているのです。

さらに、習近平国家主席が先日、2060年までにカーボンニュートラル達成という目標を掲げたことから、ESGは政策の中心に据えられており、企業はこの波に乗る機会にますます注目しています。」



Patrick Chu

KPMG中国
気候変動・サステナビリティサービス担当
パートナー

コロンビアの視点

「中南米の企業が自社のビジネスモデルを持続可能な開発との整合性を持たせるために参照する主なフレームワークとして、SDGsの利用が引き続き増えています。これには2つの重要な要因があります。第1に、中南米諸国の政府は、民間部門の関与を促すべく、官民協働アジェンダを推進し、SDGsの達成に向けた進捗状況を追跡しています。特筆すべきことに、持続可能な開発に関する中南米・カリブ海諸国フォーラム（FPALCDS）が進捗状況を追跡し、ステークホルダーを関与させる効果的な仕組みであることが示されました。

第2に、SDGsに盛り込まれた開発課題は、中南米諸国にとって自国に関わるものばかりであり、業種に関わらず各企業がバリューチェーンのあらゆる点で対処すべき日常的問題の部分で成しています。このように問題が広範にわたることが報告を促す要因となっています。

とはいえ、中南米諸国の企業は、企業責任としての取り組みを通じて達成されたSDGsとのポジティブな側面だけでなく、目標の達成を妨げるかもしれないネガティブな影響をどう管理しているかについても評価し、報告すべく取り組む必要があります。これは、新型コロナウイルス感染症のパンデミック危機に直面する中、特に重要です。」



Juanita Lopez

KPMGコロンビア
気候変動・サステナビリティサービス担当
ディレクター



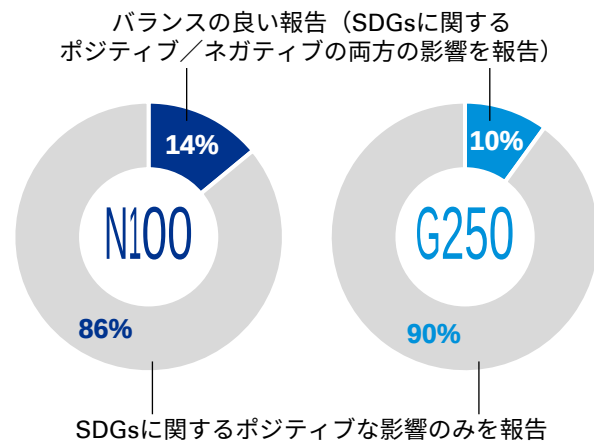
SDGsに関する報告はほとんどがバランスを欠いており、事業目標から切り離されている場合も多い

SDGsに関する企業報告は、目標達成に向けた自社のポジティブな貢献だけにフォーカスし、自社が及ぼしているネガティブな側面に関する透明性には欠けていることが、本調査で示されました。

N100とG250ともに、大半の企業（N100の86%、G250の90%）がSDGsに対する自社のポジティブな面のみを取り上げる報告を行っています。

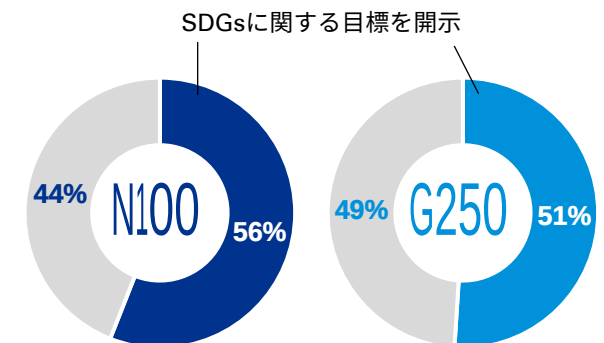
N100とG250のどちらにおいても、約半数がSDGsに関する取組みにおける目標を報告しています。G250では、2017年比で16ポイントも上昇しています（N100については2017年のデータがありません）。

SDGsに関するバランスの良い報告とポジティブな側面のみを報告



Base: 2,745 N100 companies and 172 G250 companies that connect the company's activity to the SDGs
Source: KPMG Survey of Sustainability Reporting 2020

SDGsに関する目標を開示している企業



Base: 2,745 N100 companies and 172 G250 companies that connect the company's activity to the SDGs
Source: KPMG Survey of Sustainability Reporting 2020



Richard Threlfall

KPMG IMPACTグローバル
ヘッド
KPMGインターナショナル
インフラストラクチャー担当
グローバルヘッド
KPMG英国 パートナー

SDGsに関するバランスの良い報告は、企業が世界的な問題にどのように関係しており、またその問題解決に向けてどのような役割を果たせるかを認識していることを示すために重要です。企業がSDGsに関するポジティブ／ネガティブ両方の影響を開示すれば透明性が向上し、その結果、ステークホルダーとの間に信頼関係を構築することができます。

自社が及ぼしているネガティブな影響に目をつぶり、貢献している側面だけを報告している企業は、信用と社会的信頼を失うおそれがあります。

そのような企業は、本当の変化をもたらすためのフレームワークとしてではなく、イメージアップのPRを行うための舞台としてSDGsを利用する「SDGウォッシング」であるとの非難に晒されることにもなります。同様に、SDGsの達成に真剣に取り組むのであれば、SDGsに関する明確な目標を設定し、その達成に向けた進捗を報告する必要があります。



企業は経済成長と気候変動に関するSDGsにフォーカスし、生物多様性関連にはほぼ目を向けていない

KPMGの調査では、企業が事業において優先してフォーカスするSDGsの数には企業間で大きな開きがあり、明確なパターンはないことが示されています。

自社の事業に関連するSDGsを特定して示しているN100のうち、1～8の目標を特定した企業が約半数（51%）にのぼり、9～16の目標を特定した企業は41%、17の目標すべてが関連すると特定した企業は8%でした。

本調査は、N100を構成する5,200社の間で、SDGsのどの目標が最も多く優先され、どの目標が優先されていないかについても明らかにしました。優先すべき目標として最も多く挙げられたのは、目標8（働きがいも経済成長も）、目標13（気候変動に具体的な対策を）、目標12（つくる責任、つかう責任）でした。その一方、優先項目として挙げる企業が最も少なかったのは、生物多様性に注目した2項目、目標14（海の豊かさを守ろう）と目標15（陸の豊かさを守ろう）でした。

N100にとって最も優先順位の高い／低いSDGs

最も優先されている目標 (50%超の企業が優先)	中程度優先されている目標 (31%～50%の企業が優先)	最も優先されていない目標 (30%以下が優先)
 72% すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する	 49% すべての人に健康と福祉を	 30% 貧困をなくそう
 63% 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を採る	 43% ジェンダー平等を実現しよう	 25% 平和と公正をすべての人に
 58% 持続可能な消費と生産のパターンを確保する	 42% 質の高い教育をみんなに	 22% 飢餓をゼロに
 50% エネルギーをみんなに、そしてクリーンに	 37% 住み続けられるまちづくりを	 18% 海の豊かさを守ろう
 50% 産業と技術革新の基盤をつくろう	 33% 人や国の不平等をなくそう	 9% 陸の豊かさを守ろう
	 32% 安全な水とトイレを世界中に	
	 31% パートナーシップで目標を達成しよう	



すべてのSDGsが、あらゆる企業の事業活動、地域、業種にとって等しく意味を持つわけではありません。KPMGのプロフェッショナルは通常、クライアントに対して、ネガティブな側面であれポジティブな側面であれ、自社が重大な影響を及ぼしている、もしくは及ぼすかもしれないSDGsにフォーカスするよう助言しています。

私が見たところ、多くのSDGsについて報告しようとするあまり、結果的に世界的な問題の解決に有意義な貢献をするための注力すべきアジェンダを欠いたままになっている企業がたくさんあります。

さらに、近年、生物多様性の喪失についていくつもの警告が発せられていることを踏まえると、陸上生物や海洋生物に関するSDGsを優先すべき目標としている企業が少ないのは憂慮すべきことです。また、世界の貧困や飢餓の解決に重要な役割を果たし得ると考えている企業がごく少数にとどまっているのも驚くべきことです。



Wim Bartels

KPMG IMPACT 共同委員長
インパクト計測・報告・保証サービス担当
KPMGオランダ パートナー





日本企業に 対する考察

国連の持続可能な開発目標 (SDGs) に関する報告

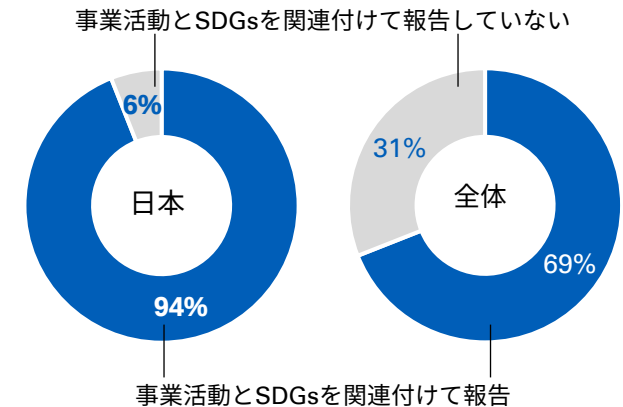
日本企業のSDGsに関する報告の課題

本調査では、年次報告書において自社の事業活動とSDGsを紐づけて報告している日本企業は94%と、全体の平均値69%と比較して非常に高く、国別ではトップの結果となりました(上図参照)。日本においてもSDGsを経営戦略や価値創造のプロセスと結び付ける一連のプロセスが定着しつつあることが数値から読み取れます。一方で、バランスの良い報告(SDGsに関するポジティブ/ネガティブの両方の影響を報告)ができていない企業は、全体では14%、さらに日本においてはわずか5%という結果でした(下図参照)。

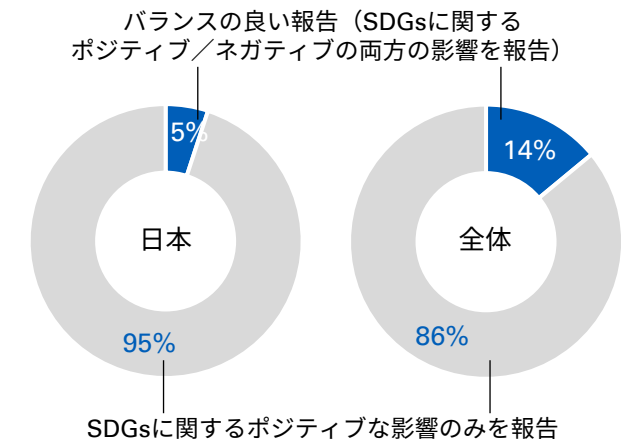
日本において、2つの割合の差が大きく開いていることから、SDGsに関する報告が表層的な取組みに留まっている可能性が読み取れます。ポジティブな側面(目標達成への貢献や事業機会)のみの報告は、ビジネスにとってネガティブなインパクトを与える可能性のある課題を直視せず、対応ができていないことを示唆しているのかもしれません。そのネガティブな影響が財務インパクトを伴うリスクとして顕在化した場合は、企業の報告の透明性に疑義が生じ、かえってステークホルダーの信頼を揺るがしかねません。SDGsはユニバーサルな目標であり、国際社会においてそのターゲットに対する影響は大きく注目されています。

自社の事業だけでなく社会における影響も含めてリスクと機会を検討し、幅広いステークホルダーとの対話に備えて透明性を高める—SDGsに関してバランスのよい企業報告が必要とされているのは、他の非財務情報の開示と同様、変わりはないのです。

上図：自社の事業活動とSDGsを関連付けて報告している企業の割合



下図：SDGsに関するバランスの良い報告(SDGsに関するポジティブ/ネガティブの両方の影響を報告)をしている企業の割合





日本企業において最も優先順位の高い／低いSDGs



Base: 2,243 N100 companies that identify SDGs relevant to their business
Source: KPMG Survey of Sustainability Reporting 2020

SDGsと向き合う

2015年に国連により導入された持続可能な開発目標（SDGs）は、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓ったものです。日本においては、ダイバーシティといった課題に関して、投資家をはじめとするステークホルダーから透明性を高めるようプレッシャーが高まっていることもあり、多くの企業が熱心に取り組んでいるように見受けられます。国際的な取組みに対し、理解が深まり、受け入れられていることは喜ばしいことではあります。しかし、それが本当の変化をもたらすためのフレームワークとして利用できず、表層的な取組みに終わってしまうのだとしたら、日本企業にとって大きな機会の逸失に他なりません。企業にとって、SDGsの17すべてのゴールが自社の事業活動にとって重要な意味を持つわけではないでしょう。また17のゴールの下には、169のターゲットがあります。SDGsはそれらを2030年までに達成することを目指しています。大事なことは、自社にとって重要なアジェンダを見出し、持続可能な社会の実現に向け、自社の事業活動を通じてそのターゲットを実現するため、戦略との融合を図り、それを多様なステークホルダーに明確に説明することです。

日本企業にとって、国際社会共通の目標であるSDGsに取り組むことは、投資家だけでなくより広い範囲のステークホルダーとの対話を増やし、信頼と共感を勝ち取り、国際社会において高い評価を得ることにつながるまたとない機会であり、大きな可能性を秘めているのです。



関口 美奈

KPMG IMPACT
プロジェクトリーダー
マネージング・ディレクター



調査方法概要

本調査のために、世界各地で展開するKPMGメンバーファーム52拠点におけるプロフェッショナルが、詳細な調査を実施しました。それぞれの拠点が所在する国・地域において、売上高の上位100社の年次報告書（もしくは統合報告書）とサステナビリティ報告書を調査しました。

したがって、本調査では計5,200社の報告を調査したことになり、これまで行われてきたKPMGグローバルサステナビリティ報告調査の中で最も包括的なものとなっています。前回の調査は2017年、初回の調査は1993年に公表されました。

KPMGのプロフェッショナルが調査に利用したのは、2019年7月1日から2020年6月30日までの間に公表された報告で、PDFファイルや紙媒体だけでなくウェブサイト上のコンテンツも含まれます。この間に報告を公表していない企業については2018年に公表された報告を調査しましたが、2018年6月より前に公表されたものは本調査の対象に含めていません。

調査結果は公表されている情報のみに基づいて分析されたもので、各企業からKPMGに直接提供された情報はありません。

2つの調査対象:

N100

52の国・地域における上位100社（計5,200社）

それぞれの国・地域のN100は、その国・地域を拠点とするKPMGメンバーファームのプロフェッショナルが選定しています。

上位100社は、その国・地域で広く認められている情報に基づき、また情報が入手できない場合や不完全な場合は、時価総額かそれに類似する基準に基づいて選定されています。

調査対象には、あらゆる所有形態（上場、国有、非上場、同族）の企業が含まれています。

G250

世界のトップ企業250社

G250は、2019年度の「Fortune Global 500」の上位250社で構成されます。G250の大半はN100にも含まれていますが、23社は本社所在地がN100の調査対象の国・地域外であるため、含まれていません。





業種別構成

自動車	自動車、部品・タイヤ
化学	汎用化学品、特殊化学品
建設・資材	建築資材・備品、重量構造物
金融	銀行、損害保険会社、生命保険会社、不動産投資・サービス、不動産投資信託、金融サービス、株式投資、非株式投資
食品・飲料	飲料（ビール、ウィスキー、ワイン、ソフトドリンク）、食料生産（農業・漁業・果樹栽培、食料品）、たばこ
林業・製紙	林業・製紙
ライフサイエンス・ヘルスケア	医薬品・バイオテクノロジー、医療機器・サービス（ヘルスケアサービス、医療サービス、医療機器、医療用品）
製造 （重電、電機、工業機器、 電子部品・金属）	工業用金属・鋁業（アルミニウム、非鉄金属、鉄鋼）、航空宇宙・防衛、一般産業（容器・包装、各種産業）、機械産業（商用車・トラック、産業機械）、石油設備・サービス・販売（パイプラインを含む）、代替エネルギー（再生可能エネルギー設備、代替燃料）
鉱業	石炭、ダイヤモンド・宝石、一般鋁業、金鋁業、プラチナ・貴金属
石油・ガス	石油・ガス生産、探査・生産、石油・ガス総合
生活家庭用品	家庭用品・住宅建設（家庭用耐久財、家庭用非耐久財、調度品、住宅建設）、レジャー用品（家電機器、娯楽用品、玩具）、パーソナル用品（衣料品・アクセサリー、履物、パーソナル用品）
小売・消費財	一般小売（衣料小売店、大規模小売店、ホームセンター、消費者向け専門サービス、専門小売店）、食品・医薬品小売店（および卸売販売）
テクノロジー・メディア・通信（TMT）	固定通信、移動通信、ソフトウェア・コンピューターサービス（およびインターネット）、テクノロジーハードウェア・機器（コンピューターハードウェア、オフィス用電子機器、半導体、通信機器）、電子・電気機器、メディア（放送・娯楽、マスコミ、出版）
運輸・観光	旅行・レジャー（航空、ギャンブル、ホテル、娯楽サービス、レストラン・バー、旅行・観光）、産業輸送（配送、海運、鉄道、運輸サービス、トラック運送）
公益事業	電力・ガス・水道・多目的公益事業
その他	支援サービス（事業支援サービス、実務研修・職業紹介機関、財務サービス、産業用品サプライヤー、廃棄物処理サービス）

*本調査における業種分類は、産業・業種別に企業を分類・比較するための基準として世界中で広く使われている業種分類ベンチマーク（ICB: Industry Classification Benchmark）に整合しています。

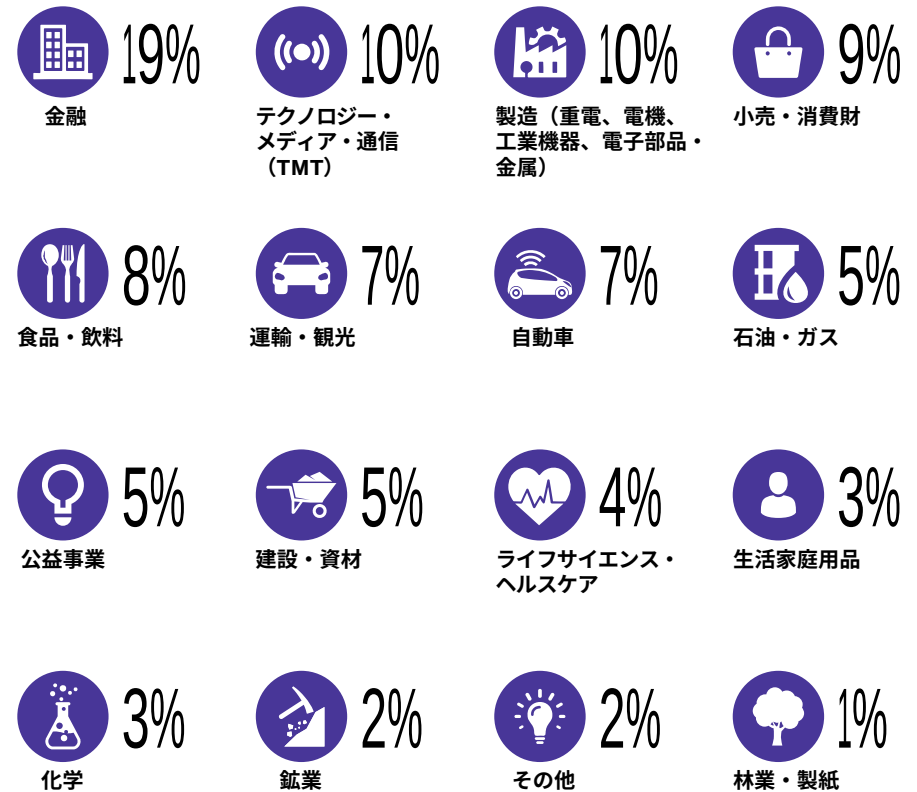


N100：国・地域別構成

本調査の対象であるN100は、以下の52の国・地域に本社を置く5,200社で構成されます。2020年は、コスタリカ、エクアドル、アイスランド、パキスタン、パナマ、スリランカの6つの国・地域が、初めてN100の調査対象に加わりました。

- | | | |
|------------|--------------|--------------|
| 1. アンゴラ | 19. アイスランド | 37. サウジアラビア |
| 2. アルゼンチン | 20. インド | 38. シンガポール |
| 3. オーストラリア | 21. アイルランド | 39. スロバキア |
| 4. オーストリア | 22. イタリア | 40. 南アフリカ共和国 |
| 5. ベルギー | 23. 日本 | 41. 韓国 |
| 6. ブラジル | 24. カザフスタン | 42. スペイン |
| 7. カナダ | 25. ルクセンブルク | 43. スリランカ |
| 8. 中国 | 26. マレーシア | 44. スウェーデン |
| 9. コロンビア | 27. メキシコ | 45. スイス |
| 10. コスタリカ | 28. ニュージーランド | 46. 台湾 |
| 11. キプロス | 29. ナイジェリア | 47. タイ |
| 12. チェコ共和国 | 30. ノルウェー | 48. オランダ |
| 13. エクアドル | 31. パキスタン | 49. トルコ |
| 14. フィンランド | 32. パナマ | 50. アラブ首長国連邦 |
| 15. フランス | 33. ペルー | 51. 英国 |
| 16. ドイツ | 34. ポーランド | 52. 米国 |
| 17. ギリシャ | 35. ポルトガル | |
| 18. ハンガリー | 36. ルーマニア | |

N100：5,200社の業種別構成



N100：5,200社の地域別構成

米州

19%

北米 4%
中南米 15%

欧州

44%

西欧 32%
東欧 12%

中東・アフリカ

12%

中東 6%
アフリカ 6%

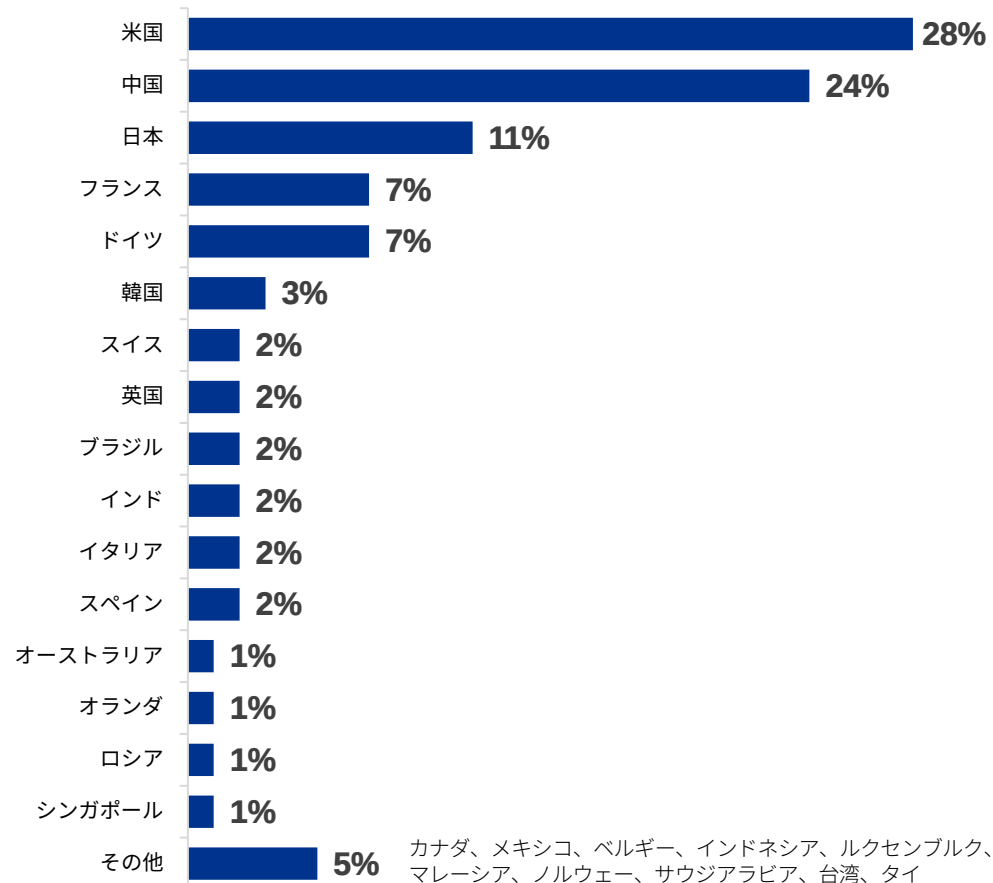
アジア太平洋

25%

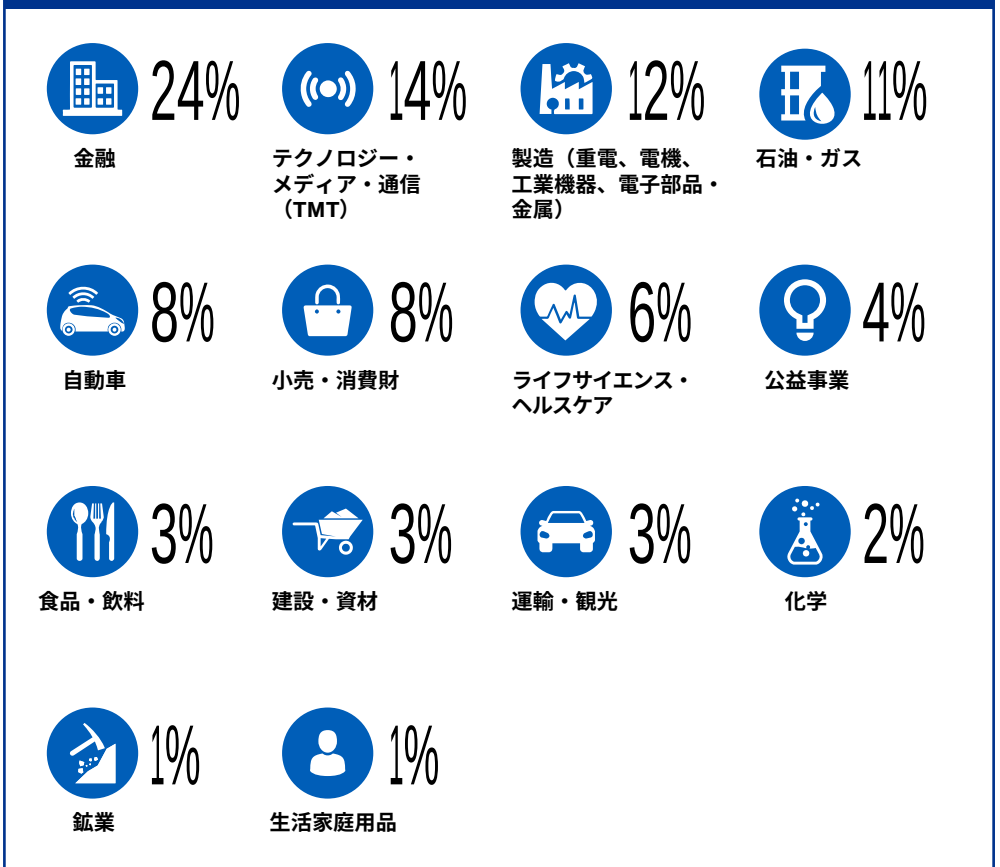




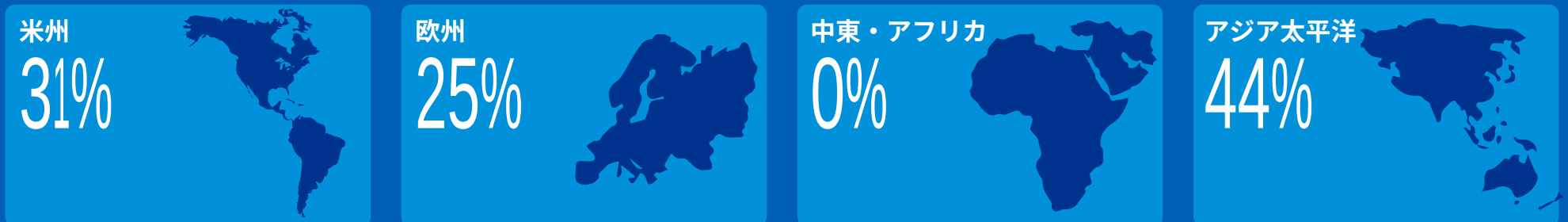
G250：国・地域別構成



G250：業種別構成



G250：地域別構成





付録：世界各国と地域におけるサステナビリティ報告の動き

本付録は、世界各地のサステナビリティ報告について、前回のKPMGグローバルサステナビリティ報告調査が公表された2017年以降、本報告書が公表された2020年12月1日までの、主な動きをまとめたものです。新たな規制を含むさまざまな動きを取り上げていますが、必ずしもその網羅性を保証するものではありません。

アルゼンチン	— 2019年、アルゼンチン証券取引委員会（CNV）一般規則（797/2019）により、上場企業は環境もしくはサステナビリティに関する方針の報告を義務付けられることになりました。
オーストラリア	— 改正後のオーストラリア証券取引所コーポレートガバナンス原則（ASXCGP）の4.3および7.3は、上場企業は、監査を受けていない報告書を公表する場合、報告内容の正確性を確保したプロセスを開示し、年次報告書に気候変動リスクに関する報告を盛り込むべきであると勧告しています（RG247）。
ベルギー	— 社会的影響度の高い事業体（PIEs: public interest entities）の非財務情報の報告に関する法律が2017年に施行されました。この法律は、EUの非財務情報開示指令（NFRD）を受けて制定されたものです。
カナダ	— 新型コロナウイルス感染症のパンデミックの影響を受けている大企業を対象とする支援措置として、短期流動性確保のための資金を有利子で貸し付ける大企業緊急融資制度（LEEFF）が、カナダ政府によって導入されました。借り手の企業は、「気候関連の財務情報を毎年報告し、自社のガバナンス、戦略、慣行がどのように気候関連のリスクと機会の管理に役立つかを明らかにすること、パリ協定でカナダが表明した目標と2050年までにネットゼロという目標の達成に貢献すること」が義務付けられています。
中国・香港	— 2019年12月、香港証券取引所（HKEX）が「環境・社会・ガバナンス（ESG）報告の手引きおよび関連の上場規則の見直しに関する検討結果（Consultation Conclusions on Review of the Environmental, Social and Governance Reporting Guide and Related Listing Rules）」の中で、新たな要件を公表しました。新たな要件は2020年度7月1日以降の会計年度に適用されます。この改正は、経営陣に対して報告するという従来の方式を改め、ESG問題に関するガバナンスの仕組みにおける取締役会の役割を強化しようとするものです。
コロンビア	— 2018年、グローバル・レポートिंग・イニシアティブ（GRI）、持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）コロンビア支部、コロンビア財務省などが中小企業向けのGRI競争力強化プログラム（Competitive Business Program）を立ち上げました。このプログラムはコロンビアの中小企業500社の報告能力の向上を目指すものです。コロンビアでプログラムがどの程度効果的に実施されているかを調べるために、中小企業168社とGRIが調査を実施しました。
コスタリカ	— 2017年6月、官民の企業や組織、行政、市民社会組織の間で責任ある持続可能な経営・管理を推進するために、2017～2030年を実施期間とする社会的責任に関する国家政策が策定されました。国際的に広く認められたモデルに基づく社会的責任報告が優先課題に位置付けられました。さらに、コスタリカの経済産業商業省の報告書で、同国の組織はサステナビリティ報告について成熟段階に入るべきであり、国際的な企業はグローバル連結報告書に各国・地域における状況を示す指標を盛り込むべきであるとの提言がなされています。 — 2018年5月、アルバラド・ケサダ大統領政権下で、持続可能な開発目標12に整合するかたちで、持続可能な生産と消費に関する国家政策が策定されました。同政策は、国民総幸福度（GWB）に寄与する持続可能な生産と消費のパターンの採用を目的とするものです。



付録

世界各国・地域におけるサステナビリティ報告の2017年以降、本報告書が公表された2020年12月1日までの主な動き

チェコ共和国	— 従業員数500人超で、社会的影響度の高い事業体（PIEs）でもある大企業に非財務情報の報告を義務付ける改正会計法が2017年に施行されました。非財務情報は、別途報告書を公表する方法と連結年次報告書に組み入れる方法のいずれでも構いません。
フィンランド	— フィンランド政府の株式所有兼運用政策が2017年に施行され、国有企業および政府が過半数株式を保有する企業は持続可能性を自社の事業活動にしっかりと組み入れ、明確な目標を設定して適切な方法で企業責任を果たすことが求められるようになりました。これらの企業は、企業責任に関する測定可能な目標に向けての進捗状況、目標達成のために講じた措置、次年度以降に講じる措置について総会で報告する必要があります。国は株主として、これらの企業に対して、年次報告書にサステナビリティに関する報告を含めるとともに、国別にタックス・フットプリント（事業活動に伴う影響の税換算額）を報告するよう求めています。この政策では、ATP（アグレッシブ・タックスプランニング）は認められていません。（義務） — 2020年には、責任に関する報告と枠組みについて、財務省傘下の国庫（Valtiokonttori）の指針が公表されました。ゆくゆくは、責任に関する報告を各省および政府関連機関・組織の年次報告書の必須構成項目とすることを目指しています。（義務） — 2018年、金融業界団体ファイナンス・フィンランド（FFI）と加盟金融機関が、金融業界における気候変動関連活動を監視するための報告枠組みを策定しました。各金融機関はこの枠組みを使って気候変動抑制に向けた活動を報告し、数年にわたり活動の結果を追跡できます。枠組みには指標が含まれており、どうかたちで指標を適用するかは各金融機関の判断で選ぶことができます。（任意） — 2019年、ナスダックのESG報告ガイドが改正されました。
フランス	— 2017年にオルドナンス1180号により、EUの非財務情報開示指令（NFRD）が国内法化されました。 — 同年、企業注意義務法が制定され、フランスの大企業は、人権と基本的自由、健康と安全、環境の3分野におけるリスクを特定し、深刻な悪影響を防止するための注意義務計画を策定し、国内外で実施することが義務付けられました。
ドイツ	— 2017年からCSR指令実施法（ドイツでEU非財務情報開示指令を実施するための法律）により、従業員500人超のすべての上場企業と金融会社に対して、特定のサステナビリティ情報の報告が義務付けられています。
ギリシャ	— ギリシャ法4403/7-7-2016号でEU非財務情報開示指令が国内法化され、株式会社（S.A.）に関する2018年法（4548/13-6-2018号）に盛り込まれました。さらに、2019年にはアテネ証券取引所が任意適用のESG報告ガイドを公表しました。
ハンガリー	— EU非財務情報開示指令が2000年会計法Cに盛り込まれ、2018年から一部の社会的影響度の高い事業体のみを対象として適用されています。親会社の連結年次報告書に非財務情報が記載されている場合、子会社は適用除外となります。
アイスランド	— アイスランドでは、2018年にEU非財務情報開示指令が国内法化されました。多くの報告書提出企業は、ナスダック・ノルディックのESG情報開示の手引きに基づいて主要パフォーマンス指標（KPIs）を公表することで、要件を満たしています。
インド	— 2017年以降、インド証券取引委員会（SEBI）が上場企業上位500社による自主的な統合報告の採用を推奨する通達を出しています。2019年には、上位1000社に企業責任報告書（BRR）の提出を義務付けました。
アイルランド	— EU非財務情報開示指令が2017年8月21日に施行されました。
イタリア	— EU非財務情報開示指令を受けて、すべての大規模で社会的影響度の高い事業体（PIEs）に社会、環境、人権、汚職防止、多様性に関する方針、リスク、主要パフォーマンス指標の開示を義務付ける法令254/2016号が新たに制定されました。同法令は2018年1月1日に施行され、報告に大きな影響をもたらしました。ただし、イタリアのN100の多くは、当時、すでに非財務情報を自主的に公表していました。



付録

世界各国・地域におけるサステナビリティ報告の2017年以降、本報告書が公表された2020年12月1日までの主な動き

日本	— 2018年、経済産業省（METI）がTCFD研究会を立ち上げ、同年12月に事業会社向けの「気候関連財務情報開示に関するガイダンス（TCFDガイダンス）」を公表しました。同ガイダンスには、補足説明、業種別ガイダンス、参考事例研究が盛り込まれています。 — 環境省が2018年に環境報告ガイドラインを改訂しました。
カザフスタン	— カザフスタン経済で重要な役割を果たす政府系ファンド（SWF）サムルク・カジニャが2018年、GRI原則に基づき、持続可能な開発に関する連結報告書におけるESG情報開示を強化しました。サムルク・カジニャは、同ファンドおよび投資先企業の活動における持続可能な開発の原則の実践に向けて率先して取り組んできており、2021年には実行に移す予定です。 — カザフスタン証券取引所（KASE）が、国際金融公社（IFC）の支援のもとに開発された最新のESG報告方法を提示しました。「社会」と「コーポレートガバナンス」に関する報告が拡充されました。
マレーシア	— 2018年、マレーシア証券取引所（ブルサ・マレーシア）がサステナビリティ報告ガイド＆ツールキットを改訂しました。改定後の第2版には、最新の事例研究、SDGsや気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言への言及、統合報告に関する指針、保証に関する新たな章が盛り込まれ、どのように報告を行うかに関する指針が示されています。
メキシコ	— 新たな連邦法として、持続可能な森林開発に関する一般法が2018年に制定されました。
オランダ	— 非財務情報の開示に関する法令が2017年に施行され、オランダで公表される2017年1月1日以降に始まる年度の年次報告書から適用されることになりました。また、2016年12月31日には、年次報告書における多様性に関する情報の開示に関する法令が施行され、同様の年度の年次報告書から適用されることになりました。非財務情報の開示に関する制度は、「持続可能」な企業が同業他社との差別化を図る手段として2001年に構築されたものです。非財務情報開示は、持続可能性に関する企業の方針とパフォーマンスを評価した結果を示すものです。
ナイジェリア	— 2018年11月、ナイジェリア証券取引所の上場企業向けサステナビリティ情報開示ガイドラインが証券取引委員会に承認されました。同ガイドラインには、持続可能性に関する取り組みを各企業の活動に組み入れるための段階的なアプローチ、年次報告における開示を検討すべき指標、関連のスケジュールなどが示されています。
パキスタン	— パキスタンは2018年、SDGsに関する国内フレームワークを導入しました。（パキスタン向け「ひとつの国連」プログラムIII（OP III）2018-2022）
パナマ	— 政府が気候変動の影響に対する備えと軽減措置に関する計画を策定し、現在、さまざまな業種を対象とするESGガイドの作成を進めているところです。さまざまな専門家組織と政府が協力してコーポレートガバナンスの強化に取り組んでいます。
ポーランド	— EU非財務情報開示指令に基づき、ポーランドでは大企業約300社が非財務情報の開示を義務付けられています。非財務情報は年次報告書の一部として、または、別途非財務情報報告書を作成して、開示することができます。この規定は、従業員500人超の企および資本グループに適用されます。
ルーマニア	— ルーマニアでは、2018年に非財務情報の開示に関する規制要件が拡充されました。2019年度以降、従業員500人超のすべての企業が非財務情報の開示を義務付けられています。開示レベルはEU非財務情報開示指令と同程度です。
サウジアラビア	— サウジアラビア証券取引所（タダウル）が、2018年に持続可能な証券取引所（SSE）イニシアティブに参加しました。



付録

世界各国・地域におけるサステナビリティ報告の2017年以降、本報告書が公表された2020年12月1日までの主な動き

シンガポール	— シンガポール金融管理局（MAS）は、同局が提案している銀行・保険会社・資産運用会社向けの環境リスク管理ガイドラインについて、3つの協議文書を公表しました。同ガイドラインは、金融機関の環境リスクに対するレジリエンスの強化を図り、シンガポールおよびアジア地域において、環境的に持続可能な経済への移行を進めるうえで、金融業界がより大きな役割を果たせるようにすることを目指しています。これは、環境金融の主要なグローバルセンターとなることを目指して同局が策定したグリーンファイナンス行動計画（Green Finance Action Plan）の一環です。
韓国	— 韓国国民年金公団（NPS）が2018年にスチュワードシップ・コードを導入しました。同公団は、責任ある投資行動と企業関与の拡大を図るべく、ESG投資ガイドラインを公表しました。 — 韓国証券取引所は2019年以降、上場企業（資産総額2兆韓国ウォン超の企業）に対して、コーポレートガバナンス報告書を毎年提出することを義務付けています。コーポレートガバナンス報告書では、株主、取締役会、監査委員会に関する情報開示が求められます。
スペイン	— 2018年、法令11/2018により、EU非財務情報開示指令が国内法化されました。
スイス	— スイスでは、経営者報酬のような特定のESG項目または採掘業など特定業種を対象とする情報開示要件が定められています。 — 2018年12月、男女同一賃金に関する新たな規定を含む平等法改正案がスイス議会で承認されました。同規定は改正平等法として2020年7月1日に施行されました。従業員100人以上の組織は最初の同一賃金分析を2021年6月30日までに終える必要があり、上場企業は分析結果を公表しなければなりません。 — 2016年、連邦規模の国民イニシアティブが人権および環境基準の遵守に関する報告を企業に義務付ける、新たな法律の制定を提案しました。「人間と環境を守るための責任ある企業」と称されるこのイニシアティブの賛否を問う国民投票が、2020年11月に行われることになっています。否決された場合は、スイス議会で対案として提出された別の開示要件が法律に盛り込まれることになります。 — スイス政府も持続可能な金融に関する計画を提示しており、将来のEU規則との整合性が図られることになるかもしれません。とはいえ、現時点ではどういう規制要件になるか定かではありません。
台湾	— 台湾の食品、金融・保険、化学各業界の企業や払込資本金50億新台幣ドル以上の企業は、金融監督管理委員会（FSC）が定める台湾証券取引所（TWSE）・タイペイエクスチェンジ（TPEX）上場企業によるCSR（企業の社会責任）報告書の作成および提出に関する規則に従わなければなりません。これらの企業は毎年、サステナビリティレポートを公表しなければなりません。同規則には以下の規定も含まれています。 — 各企業は、サステナビリティレポートに環境・社会・ガバナンスに関するリスク評価を含め、関連パフォーマンス指標と経営のつながりに関する開示を強化しなければなりません。 — 各企業は、気候関連のリスクと機会の管理、実際および潜在的な気候関連の影響とその特定・評価・管理方法、気候関連課題を評価・管理するための指標や目標を開示する必要があります。 — 各企業は、非管理職の常勤従業員の数、給与の平均値と中心値、それぞれの前年度比を開示する必要があります。
タイ	— タイ証券取引所は2018/19年度にサステナビリティ報告ガイドラインを公表しました。ただし、このガイドラインの適用は任意のままです。



付録

世界各国・地域におけるサステナビリティ報告の2017年以降、本報告書が公表された2020年12月1日までの主な動き

アラブ首長国連邦	— アブダビ証券取引所（ADX）は、国連の持続可能な証券取引所（SSE）イニシアティブにパートナー取引所として参加することで、金融市場における持続可能性の推進に取り組むことを正式に意思表示しました。また、同取引所は、アラブ首長国連邦の国家ビジョン2021およびアブダビ経済ビジョン2020の一環として、サステナビリティ報告の実施に向けた上場企業の取組みを支援すべく、環境・社会・ガバナンス（ESG）開示ガイダンスも策定しました。ガイダンスの適用は任意ですが、アブダビ証券取引所の上場企業が国連の持続可能な取引所イニシアティブや国際取引所連合（WFE）の提言に準拠した報告を行ううえで必須と思われる、31の指標が示されています。これらの指標がグローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）の指標やSDGsにどう対応しているかも示されています。 — ドバイ金融市場（DFM）のESG報告ガイドラインは、上場企業が自社の報告プロセスにESG情報を組み入れるうえで指針となります。同ガイドラインは、サステナビリティ報告の主要な利点を明らかにすることで上場企業の透明性の向上と情報開示の拡充を図り、ESG情報の開示を求める機関投資家の要請に応えようとするものです。国連の持続可能な取引所イニシアティブや国際取引所連合の提言と整合性のあるものとなっています。ガイドラインは、ドバイ金融市場に上場しているすべての企業に向けて策定されたもので、適用は任意です。しかし、サステナビリティ報告に取り組む出発点として、上場企業はこのガイドラインを参照することが強く推奨されています。
英国	— 2019年、英国は2050年ネットゼロという目標を法律に書き加えました。この目標は、英国があらゆる温室効果ガスを2050年までにネットゼロにするというものです。企業は、（自社でコミットした排出量目標に対する）自社の貢献とネットゼロに向けた進捗を報告することが期待されています。 — 2023年12月まで有効の省エネ機会スキーム（ESOS）は、エネルギー消費量の報告とエネルギー使用量削減に向けたエネルギー効率改善措置の明記を義務付けた、エネルギー評価に関する英国の法律です。 — 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言は、2021年から金融業界および非金融業界の上場企業に適用されます。大規模資産保有者も同提言に準拠した情報開示をする必要があります。 — 2019年には、温室効果ガス排出量の報告を義務付けたエネルギー消費量と炭素排出量に関する報告制度が改正され、非上場大企業（子会社を除く）にも適用されることになりました。 — 2019年1月、英国はEU非財務情報開示指令（NFRD）を会社法第172条に盛り込みました。企業は、自社の事業の発展、成績、状況に加えて、事業活動が社会や環境に及ぼす影響の把握に必要な非財務情報についても開示が義務付けられています。 — 2019年以降、取締役は「従業員その他との関わり」という項目のもと、従業員との関わりに関する報告とサプライヤー、顧客、その他の取引関係先との関わりに関する報告の公表を義務付けられています。 — 健全性監督機構（PRA）が2018年に公表した年金の情報開示に関する文書には、確定給付型年金および確定拠出型年金の受託者は、気候変動などのESG要因を含む「財務上重要な」事項の考慮に関する方針を開示しなければならないとの記述があります。 — 2018年改訂版の英国のコーポレートガバナンス・コードは、プレミアム上場企業に対して、投資家が企業行動を評価判断するうえで役立つ情報の開示を義務付けました。こうした企業行動には、気候変動リスクに関する行動も間違いなく含まれています。企業の長期的存続可能性に関する報告（2014年10月導入）は引き続き義務付けられており、気候変動リスクはこの報告の構成要素になると思われます。 — 英国財務報告評議会（FRC）が2020年に公表した資産運用者・保有者向けのスチュワードシップ・コードには、署名機関は、過去12ヵ月間に同コードの原則（ESGに関する原則を含む）をどのように適用したかを明記した、スチュワードシップ報告書を公表しなければならないと規定されています。スチュワードシップ・コードは、企業にさらなる情報開示を求める投資家の動きをもたらすことになるでしょう。
米国	— ESG情報の開示を義務付け、ESGファンドの名称として「持続可能（sustainable）」や「グリーン（green）」を用いることを規制するよう、投資家が証券取引委員会（SEC）に圧力をかけています。また、炭素排出や人的資本の報告に関する法案も議会に提出されています。



グローバル版の主な執筆者

本調査はKPMGインターナショナルの新たなイニシアティブとして立ち上げられたKPMG IMPACTが実施しました。KPMG IMPACTは、世界各地のKPMGメンバーファームのプロフェッショナルや各分野の専門家を結集し、国連の持続可能な開発目標（SDGs）の実施を支援します。

本報告書の執筆者は、各自が所属するKPMGメンバーファームでの職務に加えて、KPMG IMPACTイニシアティブのリーダーとして協力して取り組んでいます。



Richard Threlfall

KPMG IMPACT グローバルヘッド
KPMGインターナショナル インフラストラクチャー担当
グローバルヘッド
KPMG英国 パートナー



Adrian King

KPMG IMPACT 共同委員長
ESG・サステナビリティサービス担当
KPMGオーストラリア パートナー



Jennifer Shulman

KPMG IMPACT 共同委員長
インパクト計測・報告・保証サービス担当
KPMGカナダ パートナー



Wim Bartels

KPMG IMPACT 共同委員長
インパクト計測・報告・保証サービス担当
KPMGオランダ パートナー

本調査協力者

共同執筆者



Mark McKenzie

KPMG IMPACT シニア・プロポジション・エグゼクティブ
KPMGオランダ ディレクター

その他の協力者：

Nancy Barrett, Neil Camm, Melissa Davis, Rosa Esnard, Enza Hadfield, Jennifer Samuel, Ivan Tuen.

調査メンバー：

Pavol Adamec	Gargi Dhongde	Miroslava Prokesova
Dimitris Apostolidis	Corrado Forcellati	Poogendri Reddy
Carmen Auer	Alheli Guadarrama	Tanyeli Sabuncu
Kittiphot Boochangkool	Cristina Gutierrez	Martim Santos
Romina Bracco	Jocelyn Ho	Patrick Schmucki
Rosario Calderon	Maura Hodge	Katharina Schoenauer
Isabel Camarero	今中 由希子 Yukiko Imanaka	Syed Ahson Shah
Felipe Camargo	Ian Jameson	Sky Shuai
John Chalhoub	Kim Jung-Nam	Petros Sorokkos
Oy Cheng Phang	Marcin Kawa	Pyumi Sumanasekara
Benoit Cheron	Gaurav Mahindru	Istvan Szabo
Clementina Chiari	Gabit Musrepov	Olivia van Heuven
Eduardo Choy	Catalina Nuta	Julie Vasadi
Marta Contreras	George Osai	Valentin Virlet
Fanch Corformat	Aurelia Patulea	Ivy Wan
Clemence David	Essi Paunisaari	Torbjorn Westman
Sander de Boer	Pedro Pazmino	Jørgen Westrum
Ramiro de Calle	Caroline Pope	



KPMGの提供可能なサービス

KPMG IMPACTのネットワークは、世界中で60を超えるKPMGのメンバーファームで働く、数百名の気候変動・サステナビリティを専門とするプロフェッショナルを擁しています。

ローカルへの知識とグローバルな経験

私たちのネットワークは、サステナビリティに関する専門的知識と皆様の国・地域のビジネス環境に関する深い理解を併せ持っています。加えて、KPMGメンバーファームはKPMG IMPACTを通じて連携しており、皆様の組織が直面するさまざまな課題について国際的ネットワークの豊富な知見を活用することができます。

統合されたサービス

KPMGのプロフェッショナルは、クライアントの皆様を身近で支援するとともに、KPMGのグローバルネットワークを通じて、税務、監査、リスクコンサルティング、ディールアドバイザー、マネジメントコンサルティングなどを担当する世界中のチームメンバーと緊密に連携しています。KPMGのメンバーファームは、統合されたサステナビリティサービスで、皆様のビジネスニーズに応じた解決策を提供します。

サステナビリティ報告・保証サービス領域

以下の支援を提供します。

- ステークホルダーにとって重要なESG課題の理解を深めるサポート
- 事業活動とSDGsの関連付けならびに目標達成に向けた貢献の評価
- 適切な報告のアプローチとフレームワークの選定
- 財務情報と非財務情報を統合した企業報告
- サステナビリティ指標など、特別の目的に準じた企業報告
- 同業他社とのベンチマーク比較による企業報告の質の評価
- 内部および外部向け報告の仕組みとサステナビリティ報告に対する第三者保証
- サプライヤーのサステナビリティパフォーマンスの検証

CO₂排出・気候変動リスクに関する報告

以下の支援を提供します。

- 気候関連財務リスクに関する気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言の推奨事項に沿った企業報告
- 世界のCO₂排出量削減およびCO₂排出量の報告に関する法規制への理解と遵守のためのサポート
- CO₂排出量報告のベストプラクティスの理解ならびに同業他社との比較による報告の評価
- CDPへのCO₂関連情報の提出準備
- CO₂排出量および気候変動リスクに関するデータに対する第三者保証
- サプライチェーンにおける気候関連リスクの特定と軽減のための施策提案



KPMG各国事務所問合せ先

Argentina

Romina Bracco
rbracco@kpmg.com.ar

Australia

Adrian King
avking@kpmg.com.au

Austria

Peter Ertl
pertl@kpmg.at

Bahrain

Kalyan Krishnan Subramanian
krishnansubramanian@kpmg.com

Belgium

Mike Boonen
mboonen@kpmg.com

Brazil

Sebastian Soares
ssoares@kpmg.com.br

Canada

Bill Murphy
billmurphy@kpmg.ca

Cayman Islands

Anthony Cowell
acowell@kpmg.ky

China

Patrick Chu
patrick.chu@kpmg.com

Hong Kong (SAR), China

Pat Woo
pat.woo@kpmg.com

Colombia

Juanita Lopez
juanitalopez@kpmg.com

Costa Rica

Luis Rivera
lgrivera@kpmg.com

Cote d'Ivoire

Pauline Mocchi
pmocchi@kpmg.ci

Cyprus

Antonis Bargilly
Antonis.Bargilly@kpmg.com.cy

Czech Republic

Miroslava Prokesova
mprokesova@kpmg.cz

Denmark

Frances Iris Lu
franceslu@kpmg.com

Ecuador

Ramiro De La Calle
jdelacalle@kpmg.com

Finland

Tomas Otterstrom
tomas.otterstrom@kpmg.fi

France

Anne Garans
agarans@kpmg.fr

Fanny Houlliot

fhoulliot@kpmg.fr

Germany

Christian Hell
chell@kpmg.com

Ghana

Andrew Akoto
aakoto@kpmg.com

Greece

George Raounas
graounas@kpmg.gr

Hungary

Istvan Szabo
istvan.szabo@kpmg.hu

Iceland

Benoit Cheron
bcheron@kpmg.is

India

Santhosh Jayaram
santhoshj@kpmg.com

Indonesia

Irwan Djaja
irwan.djaja@kpmg.co.id

Ireland

Michael Hayes
michael.hayes@kpmg.ie

Russell Smyth
russell.smyth@kpmg.ie

Israel

Oren Grupi
ogrupi@kpmg.com

Rony Shalit

ronyshalit@kpmg.com

Italy

Piermario Barzaghi
pbarzaghi@kpmg.it

Japan

足立 純一 Junichi Adachi
Junichi.Adachi@jp.kpmg.com

斎藤 和彦 Kazuhiko Saito

kazuhiko.saito@jp.kpmg.com

Jordan

Gina Hamameh
ghamameh@kpmg.com

Kazakhstan

Gabit Musrepov
GMusrepov@kpmg.kz

Kenya

David Leahy
davidleahy@kpmg.co.ke

Kuwait

Tahboub, Nussri
ntahboub@kpmg.com

Luxembourg

Julien Ganter
julien.ganter@kpmg.lu

Malaysia

Kasturi Nathan
kasturi@kpmg.com.my

Mexico

Juan Carlos Resendiz
jresendiz@kpmg.com.mx

Netherlands

Arjan de Draaijer
dedraaijer.arjan@kpmg.nl

New Zealand

Simon Wilkins
swilkins1@kpmg.co.nz

Nigeria

Tomi Adepoju
tomi.adepoju@ng.kpmg.com

Norway

Stine Hattestad Bratsberg
stine.hattestad.bratsberg@kpmg.no

Panama

Eduardo Choy
eduardochoy@kpmg.com

Pakistan

Rana Nadeem
RanaNadeem@kpmg.com

Peru

Rosario Calderon
rccalderon@kpmg.com

Poland

Krzysztof Radziwon
kradziwon@kpmg.pl

Portugal

Martim Santos
martimsantos@kpmg.com

Qatar

Berndt Freundt
bfreundt@kpmg.com

Romania

Gheorghita Diaconu
gdiaconu@kpmg.com

Russia

Igor Korotetskiy
ikortetskiy@kpmg.ru

Saudi Arabia

Oliver Gawad
olivergawad@kpmg.com

Singapore

Lau Kam Yuen
kamyuenlau@kpmg.com.sg

South Africa

Pareesh Lalla
pareesh.lalla@kpmg.co.za

South Korea

Kim Jung Nam
jungnamkim@kr.kpmg.com

Dong-Seok Lee

dongseoklee@kr.kpmg.com

Spain

Ramon Pueyo
rpueyo@kpmg.es

Sri Lanka

Pyumi Sumanasekara
psumanasekara@kpmg.com

Sweden

Tomas Otterstrom
tomas.otterstrom@kpmg.fi

Switzerland

Silvan Jurt
sjurt@kpmg.com

Taiwan

Niven Huang
nivenhuang@kpmg.com.tw

Thailand

Paul Flipse
pflipse@kpmg.co.th

Turkey

Richard Betts
richardbetts@kpmg.com

UAE

Arjan Heleenders
aheleenders2@kpmg.com

UK

George Richards
george.richards@kpmg.co.uk

US

Maura Hodge
mhodge@kpmg.com

Venezuela

Yanely Marquez
ymarquez@kpmg.com

Contact us

KPMGジャパン KPMG IMPACT

home.kpmg/jp/impact

JapanImpactTeam@jp.kpmg.com

home.kpmg/sustainabilityreporting



本冊子で紹介するサービスは、公認会計士法、独立性規則および利益相反等の観点から、提供できる企業や提供できる業務の範囲等に一定の制限がかかる場合があります。詳しくはKPMGジャパンまでお問い合わせください。

本冊子は、KPMGインターナショナルが2020年11月に発行した「The time has come: The KPMG Survey of Sustainability Reporting 2020」を、KPMGインターナショナルの許可を得て翻訳し、日本企業に関する考察を付したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するように努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 Copyright owned by one or more of the KPMG International entities. KPMG International entities provide no services to clients. All rights reserved.

KPMG refers to the global organization or to one or more of the member firms of KPMG International Limited ("KPMG International"), each of which is a separate legal entity. KPMG International Limited is a private English company limited by guarantee and does not provide services to clients. For more detail about our structure please visit <https://home.kpmg/governance>.

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. 21-1010

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

Designed by CREATE | CRT129912 November 2020